

農林金融

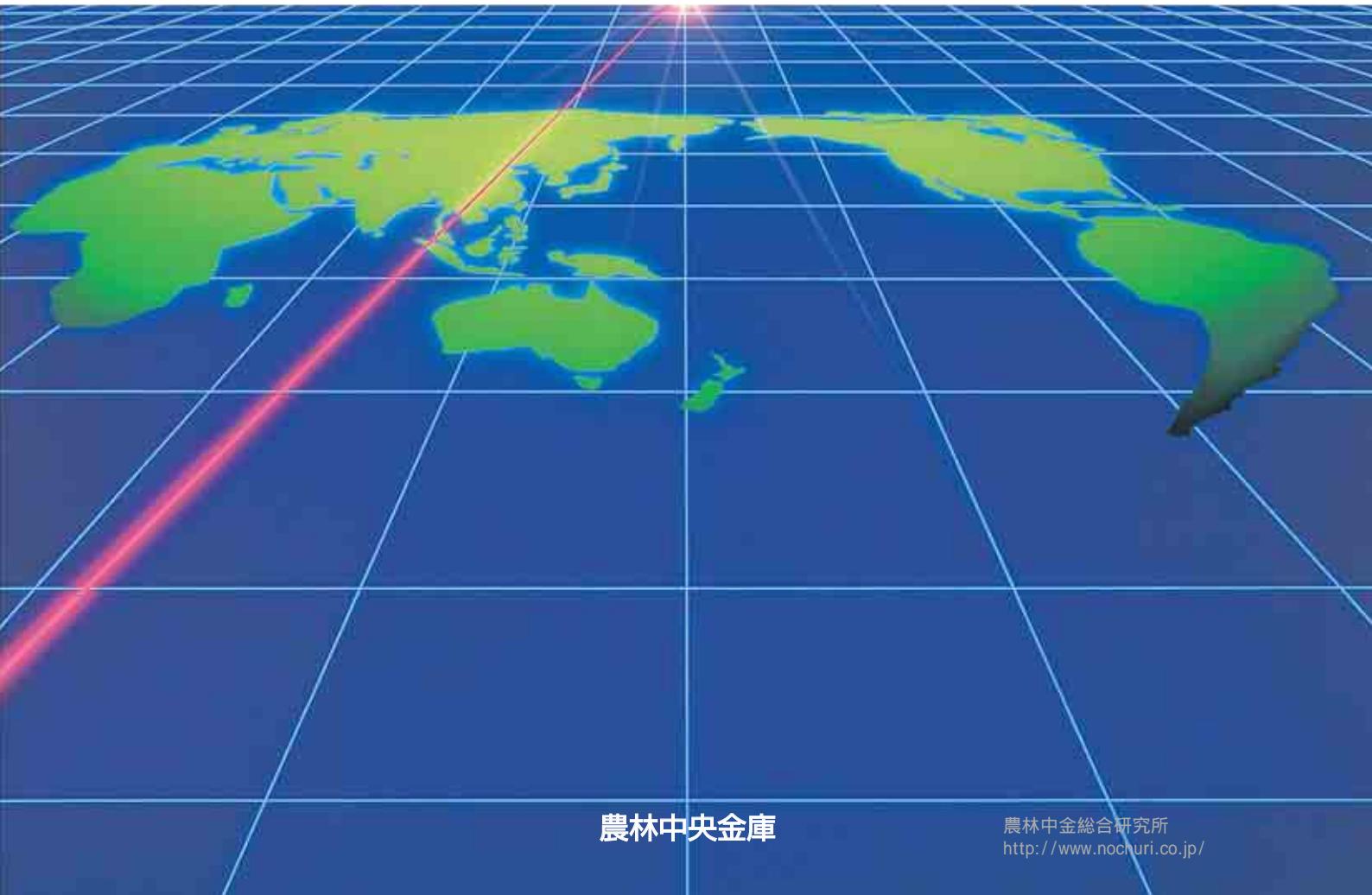
THE NORIN KINYU

Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2012 **2** FEBRUARY

農協論・農協金融

- 協同組合法の系譜と将来展望
- 専門農協論序説
- 組合金融論の展開方向
- 次期CAP(共通農業政策)改革とEUの財政・成長戦略



今月の窓

危機への農協の対応力

東日本大震災直後から、被災地には、同じ農協管内の組合員はもとより全国の農協から支援物資や義援金が届けられ、JAグループ役職員などのボランティアも集まつた。営農面では、相談業務やアンケート等を通じて組合員の今後の営農意向を把握するとともに補助金等を利用したプロジェクトの提案や行政への働きかけにより組合員の営農再開を支援している。また生活面では、共済金の支払いに加え、被災した店舗を順次復旧し、地域住民に対する生活・金融サービスを提供している。

なぜ、被災地では、農協自身も震災により多大で深刻な影響を受けているにもかかわらず、農協がこのように機能し、それぞれの地域の復旧・復興において確かな存在感をもつことができているのか。

2009年に発表された国際労働機関（ILO）の「危機における協同組合ビジネスモデルの対応力（Resilience of the Cooperative Business Model in Times of Crisis）」というレポートは、リーマンショック後の世界金融危機と世界同時不況において多くの企業が負の影響を受けるなかで協同組合は総じて良好であり、協同組合は他の事業形態より危機に対する対応力が優れているとした。そして協同組合の2つの優位性をあげている。一つは、協同組合は組合員が所有する企業であるという協同組合の本質に由来する優位性、もう一つは、協同組合の種類ごとの特性に由来する優位性である。

この協同組合の優位性についての枠組みを使い、東日本大震災における農協の実態を踏まえつつ、危機における農協の対応力について考えてみたい。

第1の協同組合の本質に由来する優位性については、協同組合では組合員が利用者であり出資者であり運営に参画していることで、組合員のために組織・事業が動きやすいことがあげられる。農協の組合長や役員自身が組合員である場合も多く、経営層は被災した組合員のことを考えて行動することができた。また、必要な支援についての組合員の声を農協の事業や活動に直接反映させるのも容易である。組合員同士、役職員、さらに他の農協においても被災者の苦しみを自分のことのように考え、行動につなげることが可能となっている。

第2に、協同組合の中でも農協の特性に由来する優位性について考えたい。

まず、農協が特定の地域において事業を営んでいることである。復旧・復興は長期間にわたるものであるが、地域での継続的な事業によって、安定的、持続的に復旧・復興に関わっていくことができると考えられる。

また、農協が系統組織やJAグループ、JAバンクグループというグループを形成していくことで、農協同士が連帯感を持つとともに、県段階、全国段階の連合組織が機能して、グループとして力を結集して危機に対応することができる。たとえば、組合員の声を集めて、県や国の復興政策への提言、提案がなされているし、グループ内から被災地のJAに職員が派遣されるなど体制面の支援も行われている。

最後に、被災地の農協の役職員、組合員の心を尽くした取組みがあつてこそ、このような農協の危機への対応力が機能していることを付け加えたい。

（（株）農林中金総合研究所 調査第一部長 斎藤由理子・さいとう ゆりこ）

今月のテーマ

農協論・農協金融

今月の窓

危機への農協の対応力

(株)農林中金総合研究所 調査第一部長 斎藤由理子

協同組合法の系譜と将来展望

農林中央金庫 JAバンク統括部 主監 明田 作 —— 2

専門農協の定義と論点について

専門農協論序説

若林剛志 —— 15

与信重視の相互金融に向けて

組合金融論の展開方向

田中久義 —— 34

直接支払いの「縁化」、公共財供給の重視へ

次期CAP(共通農業政策)改革とEUの財政・成長戦略

平澤明彦 —— 46

談話室

汚染地域の農業再生は成るか

福島大学 理事・副学長 清水修二 —— 32

本
棚

古江晋也 著 (株)農林中金総合研究所 企画 『地域金融機関のCSR戦略』

日本大学名誉教授 安田原三 —— 63

統計資料 —— 64

本誌において個人名による掲載文のうち意見に
わたる部分は、筆者の個人見解である。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

協同組合法の系譜と将来展望

農林中央金庫 JAバンク統括部 主監 明田 作

〔要　　旨〕

- 1 わが国における協同組合憲章制定を求める動きや韓国での協同組合基本法の制定など、国連の国際協同組合年に絡んだ動きは始まっており、わが国でも協同組合法制のあり方をめぐる議論も始まる気配である。
- 2 戦前の協同組合法は産業組合法のみであったにもかかわらず、戦後の協同組合法制は多様化したという理解は一面的である。抽象的、観念的議論に終わらせないためには、わが国協同組合法制の沿革と現行法の特質を客観的に評価し、今後の議論の入口論として制度設計上の論点を整理しておくことが重要である。
- 3 戦前の多様な組合制度は戦時統制立法によって変質したものの、戦後は民主的な協同組合制度に改組する過程を通じ、協同組合法の体系は極めて簡素化した。その後再び多様化したが、その経過と背景を理解した上で議論が大切である。
- 4 個別法と単一の協同組合法とでは一長一短がある。観念的な議論であればともかく、わが国の協同組合の発展の歴史はもとより固有の法体系を無視しては議論することはできない。
- 5 個別法か単一の協同組合法かの二者択一の考え方を捨てることが重要である。最も現実的な選択肢としては、個別法の体系を前提に、新たな環境変化やニーズに応えられるよう既存の個別法を改正する方向であり、既存の個別法では対応不可能であるか限界がある場合には、新たな協同組合法の立法化を追及することであろう。EUのSCE法やアメリカ合衆国の統一協同組合法はその際の参考になろう。

目 次

はじめに

1 農業協同組合法の沿革

- (1) 産業組合法制定前の制度
- (2) 産業組合法の性格と特質
- (3) 産業組合法以外の組合制度
- (4) 戦時統制下における制度の変質

2 戦後の協同組合法の経緯

- (1) 新たな戦後立法のスタート
- (2) 協同組合法制度の変化と多様化

3 協同組合法の統合は可能か。

おわりに

はじめに

2012年の今年は、国連の定めた国際協同組合法年である。わが国協同組合陣営によるその取組みの一環として、協同組合憲章を制定しようとする取組みが既に昨年から始まっており、隣国の韓国では協同組合基本法が制定されるなど、新たな動きが起こっている。わが国においても、今なお実現には至ってはいないものの、労働者協同組合法を制定する運動が長きにわたって続けられてきており、隣国での動きにも触発されながら協同組合法制のあり方をめぐる議論も始まる気配があるし、また議論が深まることが期待される。

ところで、世界的にみると協同組合法がない国も一部はあるが、多くは協同組合法を有している。ただし、その法制としての特徴を大きく分けると、①単一の協同組合法のみの国と、②協同組合一般法に加え特定の種類の協同組合法を有する国、それにわが国のように③個別の協同組合法のみの国に分けることができる。^(注1) そして単一の

協同組合法や協同組合一般法は、さらに①個別の協同組合法に関する規定を包含し、その行うことのできる事業の規制を含むものと、②設立手続や組織を規整する組織法に過ぎないものの2つに分けることができる。わが国最初の協同組合法である明治33年（1900年）の産業組合法は、前者に属し、現行のドイツの協同組合法は後者に属する。

協同組合法という法制度は、社会制度であり、それは歴史的・文化的な所産であると同時にそれぞれの国における協同組合政策を反映したものであるので、どれが望ましい制度であるかは一概にはいえない。後にみるように、第2次大戦後の協同組合制度は、とりわけ中小企業に関する協同組合法^(注2)を中心の大変整理されたものとなったが、その後は戦前同様、再び多様化している。戦前においてもそうであったが、今日のように協同組合法制を細分化する必然性があるのかというのは疑問であり、また弊害も目立つようになってきた。その弊害の一因は、協同組合制度を個別法のみによって律するわが国の制度にもあるが、その改善・解決の方策として、協同組合基

本法や統一の協同組合法を持ち出すのは、理念的・抽象的な議論としては間違っていないにしても短絡的過ぎるようと思われる。

そこで、将来に向けた協同組合法制のあり方の議論に資すべく、わが国協同組合法制の沿革と現行法の特質を客観的に評価するとともに、法制度上の論点を整理しておくこととしたい。ただし、すべての協同組合法を分析する余裕はないので、以下では、農業協同組合法を中心にしつつ協同組合法全般に言及するにとどめたい。

(注1) EU諸国では、各種協同組合が準拠する法律が単一の協同組合法のみである国は、ドイツはじめオーストリア、ブルガリア、キプロス、フィンランド、ラトビア、マルタ、リトアニア、ノルウェイ、ルーマニア、スロベニア、スウェーデンの12か国で、その他の国は協同組合法に加え、農業協同組合、住宅協同組合、信用組合、労働者協同組合など特定の種類の協同組合法をもっている。アメリカは、州によってまちまちであるが、複数の協同組合法を有して州がほとんどで、複雑になった協同組合法の再編にとりかかっているところもある。本稿は、その分析を目的としたものではないので、その内容は省略する。

(注2) 中小企業の組織化に関する法律は、2つの系列、すなわち同業組合準則に端を発する同業組合系の法律と産業組合法がある。両者は複雑に絡み合って戦前の協同組合制度を形成している。ここで「協同組合」とは何かは整理が必要であるが、産業組合法とても例えば加入の自由を保障する規定を欠くなどの点では純粹な意味で同法に基づくものが眞の協同組合であるかは問題がないわけではないので、構成員の共同の利益を追求するための協同組織という側面で、協同組合の範疇には属さないとみられているものを含めて、とくに断らない限り協同組合として取り扱っていることをあらかじめ断っておきたい。

なお、協同組合基本法や統一協同組合法といった議論をするには、その前提として法制度上の協同組合の要件が如何なるものであるべきかが整理され、その射程範囲に関しての合意がなければ、空虚な議論になってしまうが、ここでは紙幅の都合もあり、将来の協同組合法制のあり方を論ずる際の論点・視点の提示にとどめざ

るを得ないので、機会があれば別途論することにしたい。

1 農業協同組合法の沿革

戦後の農業協同組合は、実質的には戦中の農業団体法による農業会を改組したものである。したがって、昭和18年の農業団体法によって農業会に統合された農村部の産業組合、農会、養蚕業組合、茶業組合、畜産組合、それに法的根拠を有さない申し合せ組合である養鶏組合等は、それらが加入強制等を伴った公法人または同業組合であったにせよ、いずれも戦後の農業協同組合法の対象に取り込まれることとなるのであるから、産業組合法以前の農業関連の組合制度の背景とその後の経緯を把握しておく必要があろう。

(1) 産業組合法制定前の制度

わが国の最初の協同組合法は、明治33年(1900)の産業組合法であるが、明治17年の同業組合準則(農商務省達37号)^(注3)にはじまる同業組合制度は、その後の協同組合法制の展開との関係で無視することはできないであろう。

明治維新政府により、それまでの諸藩や特権的株仲間による統制が解体された結果、それら統制によって成り立っていた各地の特産物的な在来工業などは、粗製濫造の弊害が目立つようになり、明治14年(1881)以降のいわゆる松方デフレ政策による不況のもと深刻な状況となった。この準則による

同業組合は、「営業上福利ヲ増進シ濫悪ノ弊害ヲ矯正スル」ことを目的とする組合で、三分の2以上の当該地区の同業者の同意を得て組合が設立される場合、地区内同業者に加入義務が課されるもので、加入に同意しないときは府県が勧告することとされた。しかし、準則は取締を組合の自治にゆだね、かつ非加入者に対する制裁を欠いたので、組合の加入脱退は事実上は、自由と異ならず、実効に乏しかったとされる。^(注4)

明治18年には、同業組合準則の焼き直しともいえる茶業組合準則（農商務省達41号）が制定された。先の準則と異なり茶業組合の場合には設立自体が強制で、すべての茶業者（自家用のものを除き製造者であれ販売者であれ茶業に従事するすべての者）は組合をつくってこれに加入しなければならないというものであった。なお、茶業組合準則は、その後茶業組合規則（明治20年農商務省令4号）にそのまま受け継がれた。同じく重要な輸出産業であった蚕糸業については、明治10年代前半まで重要な輸出品であった蚕種について政府が早くから行政的取締を行っていた。明治5年には大蔵省達で粗製濫造の蚕種の売買を禁じ、明治8年には蚕種製造組合条例を制定し取締に当たらせた。明治10年代以降は、蚕種に代わって生糸の輸出が盛んになり、蚕病対策が政策の主軸になるに至るなかで、同じ明治18年には蚕糸業組合準則が制定され、同業組合をして蚕病対策にあたらせることとなる。

この同業組合方式は必ずしも成功しなかったようで、蚕糸業同業組合であっても、

利害不一致等から、実際は養蚕業者たる農民は、蚕糸業法や同業組合法の線からはずれて別に任意的な組合を組織せざるをえなかつたとされる。^(注6)

畜産業については、行政的取締というよりも奨励策が講じられてきたが、畜産政策の本格的展開とともに、明治33年には産牛馬組合法（法律20号）により同業組合の組織化が認められることとなった。

農業分野以外の同業組合制度についても、前述のように同業組合準則が取締を組合の自治にゆだね、かつ非加入者に対する制裁を欠いていたので、零細な家内工業の続出と投売に対しては実効に乏しかったとされる^(注7)。そこで、業界側からの強制力の強化を求める要請を受け、政府は、明治30年（1897）に「重要輸出品同業組合法」（法律47号）を公布し、輸出品について同業組合制度を全国的に法制化した。ついで同33年（1900）には同法を廃止し、適用範囲を国内向けにも拡大した「重要物産同業組合法」（法律35号）が制定され、「営業上ノ弊害ヲ矯正スル」目的の同業組合に対しては、強制加入制度が適用されることになった。一方、重要輸出品同業組合法の制定により、明治17年布達の同業組合準則からは加入義務が除かれ、名実ともに任意組合となつた。

(注3) わが国において議会制度に基づく法治主義が採用されたのは明治憲法（明治23年11月29日施行）によってであり、それ以前は明治政府の太政官布告や各省の達が重要な法源であった。この時代には「政治と法とが分化の不十分さを示すことから、政治も法であり法も政治であるという特殊な機能のありかたが生まれる。・・政策それ自体がひろい意味での法源である」（福島（1974）5頁）と指摘される。明治憲法の制定に

よって憲法を頂点とする国家の構造上の法秩序は整備されることとなったが、憲法施行前に絶対主権国家が制定し施行した諸法令をも改めて根拠づけることとなった（第76条1項）。

(注4) 由井 (1964) 37頁

(注5)かかる例は明治、大正を通じて他に類を見ないといわれる（渡辺 (1979) 73頁）。

(注6) 同上75頁

(注7) 由井・前掲37頁

(2) 産業組合法の性格と特質

西南戦争後の松方デフレ政策のもとでの地租改正による税金の重圧と米価の低迷、凶作等から中産以下の自小作農家は困窮し、没落した。デフレ政策の終息とともに明治20年代になると、中小農民の没落を防ぎ社会の安定を図る政策が考えられ、欧州の協同組合制度の導入・移植の検討がはじまった。わが国初の資本主義的恐慌が発生した明治23年の翌年には信用組合法案が提出されるが成立には至らず、その後糸余曲折を経て、産業組合法として協同組合法が制定されたのは明治33年（1900）年であった。この産業組合法の背景には、それに先行する協同組合的組織の自発的発生や一部の協同組合運動が存在したことも看過できないが、それは、地主制の本格的展開と結びつき、わが国の資本主義の急激な発展過程で貧窮化していった農民・中小企業の没落とそれによって生ずる暴動を防止し、資本主義体制を維持するためのものであった。^(注8)

産業組合法ができたからといって、先行的に存在していた農村の協同組合的な任意組織が産業組合に転換したわけでもなく、その成立経過等からも明らかのように、明治政府の殖産興業政策におけると同様、産

業組合法は既存の組織に根拠法を提供するというより、欧州の先進的な制度の政府による移植としての性質を強く帶びていた。かくして、産業組合は、組合の所得税および営業税を免除し、登録税も軽くする等の特典が与えられ、さらに種々の保護政策のもと、その誕生のはじめから政府官僚の指導監督のもとでの発育をとげることとなつた。^(注10)

ところで、産業組合法は、法制度上は「中産以下の階級に属する者の産業及び経済生活上の発達を図ること」（産業組合法1条説明）とされ、農民だけにその対象を限定したわけではなく、ひろく農林・商工・水産業者から消費者もその対象には含まれていた。しかし、明治40年（1907）ごろまでは、農民に対し積極的な勧奨と指導が行われたのに反し、商工業はほとんど関心の外におかれたようである。^(注11)

(注8) 木元錦哉 (1965) 「明治時代における国家と産業をめぐる立法政策とその評価」法律論叢第39巻。

なお、第1次産業組合法案が出資1口金額を最低10円以上と最低を定めていたのに対し、産業組合法案では定めをなくし、施行規則でもって最高額を原則50円としてこれを超えてはならないとした。しかし、いずれにしても小農民を意識したものでないことは明らかであろう。この産業組合法が制定された同じ年に、労働者、農民の自動的団結や行動を禁止するため、政治に関する結社、集会、言論の自由を抑圧する治安維持法が制定されたことからも伺えるように、農民や市民の自発的かつ民主的な協同組合の発達を促すというよりも国策遂行上なおも大きな比重をしめる地租を確保しつつ当時の政権の基盤である中農以上の自作・地主層を政府の側に取り込もうとしたものということができよう。

(注9) 産業組合発達史 I 337頁

(注10) 保護育成とは他方からみれば監督取締にほかならず、産業組合法も一面からみれば権力の

組合統制干渉立法たる感があったと評される（福島・前掲85頁）

(注11) 由井・前掲110頁

(3) 産業組合法以外の組合制度

産業組合に類する組合制度としては、明治40年（1907）の森林法に基づく森林組合制度と明治43年（1910）の漁業組合制度がある。両者はいずれも全くの個人の自由意思に基づく団体ではなく古くからの慣習に基づく団体であるが、同業組合ではなく協同組合的活動を行う団体であった。

同業組合制度は、前述のように、明治17年の同業組合準則に端を発し、その後明治30年の重要輸出品同業組合法、次いで明治33年の同業物産同業組合法によって確立する。ここに至り、違反者に対する過怠金等の制裁による強制加入制度が認められたとはいっても、製品の取締自体は組合の自治にゆだねられたので、次第に製品検査も形式化し、組合も多くは有名無実化すること^(注12)となったといわれる。

明治末年から推進された中小工業に対する産業組合法による協同組合の育成普及も、大正6年（1917）末頃になるとゆきづまり、一時は、中小工業者間の協同事業の促進のために、別途、実現をみなかつたが重要物産同業組合法の改正を検討していた^(注13)とされる。大正末年になると、中小工業分野における協同組合制度は新たな展開をみせる。大正14年には、工業組合法（法律28号、制定当時は対象を重要輸出品に限定した重要輸出品工業組合法であったが昭和6年に対象を中小工業全般に拡大し改称）が制定さ

れる。この年には、商工省が分離独立するのであるが、この工業組合法は同時に制定された輸出組合法（法律27号）とともにわが国の協同組合制度の一つの転換点となったものである。ここに形式上は協同組合でありながら一定の場合にはアウトサイダー規制をとりいれた世界にも類をみない組合制度が誕生する。^(注14)任意の協同組合と強制組合とのこのような中間的な組合制度は、わが国の統制経済が深まるにつれ種類が増加していくことからも推察できるように経済統制を前提にしないと考えることはできないものであろう。^(注15)

(注12) 由井・前掲41頁

(注13) 由井・前掲118頁

(注14) 由井・前掲131頁

(注15) 磯部（1968）29頁

(4) 戦時統制下における制度の変質

昭和12年（1937）7月の日華事変の勃発以降は、戦時統制経済のもとでの組合制度は大きな変質を遂げることになった。

昭和12年には、輸出組合法を廃止して、輸入組合をも包含した貿易組合法（法律74号）となり、政府による強制が可能となつた。昭和18年には、各種の組合制度の全面的な改革と一本化が日程にのぼり、同年3月12日には工業組合法、商業組合法（昭7法律25号）および重要物産同業組合法はすべて廃止され、あらたに「商工組合法」（法律53号）が制定された。この商工組合法のもとにおける組合は、強制加入制をとる統制機関としての統制組合と任意組合としての施設組合があつた。

また同年には、農会、産業組合、畜産組合、養蚕業組合、茶業組合の各系統団体の再編統合をはかる「農業団体法」(昭18法46)、沿岸漁業関係諸団体の整理統合を行う「水産業団体法」(昭18法47)、あるいは「商工経済会法」(昭18法52)など組合団体の整備に関する各種の立法が行われた。なお、森林組合についてはその性質上はじめから強制的な制度であり、昭和14年の森林法の改正でその機能の拡充がなされ、その後の16年の木材統制法(法律66号)のもとで事情は同じであった。農業関係の産業組合が農業団体に改組されることになったことに伴い、市街地信用組合は産業組合から分離し「市街地信用組合法」(昭18法45)が準拠法となり、産業組合法は、消費組合の準拠法として残存した。

いずれもこれらの法律に基づく団体は、一部の組合を除き、戦争協力組織として協同組合的性格を失い強制組合となった。戦後の協同組合に関する立法は、次にみると、これら戦時中の変質した組合制度の上に立って立案されることになった。

2 戦後の協同組合立法の経緯

(1) 新たな戦後立法のスタート

敗戦に伴い、戦中の国策遂行協力機関であった統制機関としての農業会、漁業会、商工組合等の組合制度は、当然ながら廃止される運命にあり、そのための新しい協同組合法が制定さなければならなかつた。なお、産業組合法は、形式的には生きていた

が、憲法はじめ多くの法律が改変された関係で戦前のまま存続することは期待できなかつた。占領下におけるわが国の統治は、GHQの指令を日本政府が実施する間接統治の形式が採られたので、戦中のそれぞれの団体を所管していた各行政機関がGHQの民主化政策のもとで、GHQの各所管部局と折衝しつつ新たな協同組合立法の立案を開始することとなつた。戦後、一部には、個別立法によらず産業組合法のような統一的な協同組合制定の動きもなかつたわけではないが^(注16)、各行政所管別の個別の協同組合立法となつた最大の理由はここにあつたといってよいであろう。

ところで、あまり広くは理解されていないが、わが国戦後の最初の協同組合立法は、昭和21年の商工協同組合法である。これは早晚廃棄される運命にあった昭和18年の戦時統制立法たる商工組合法に代わるものとして制定されたものである。ただし、この商工協同組合法は、形式上は協同組合原則に立った民主的なものとなつたが、実態としては統制的組織である面が強く、また中小企業者のための組合であることが不明であり、経済民主化の実情にも不適であつたこと、さらに直接的にはその翌年に制定された独占禁止法24条〔現行22条〕に規定する要件との関係でも問題が生じ、昭和24年の中小企業等協同組合法にとって代わることとなつた。^(注17)この中小企業等協同組合法は、従来それぞれ単独法で規定してきた市街地信用組合・塩業組合・蚕糸協同組合・林産組合等の組合制度を包括し、かつ

全く新規な制度として保険協同組合・企業組合をも規定するものであり、あらゆる協同組合の総合基本法としての機能をもつものであった。^(注18)これにより、中小企業関係の協同組合法は極めて整理されたものとなり、農業も含め事業者が協同組合を設立しようとすれば、同法に基づく事業協同組合を設立することが可能となったが、消費者のための協同組合は最初から射程外であり、農林水産関係の協同組合法を統合する機能は現実的には持ち得なかった。

一方、農地改革は、わが国の農政当局にとっても焦眉の課題であった。昭和20年12月に発せられた農地改革についての連合軍最高司令官覚書の一部である農地改革とその結果新たに生ずる自作農転落防止策の一つとしての「非農民的勢力の支配を脱し、日本農民の経済的、文化的向上に資する農業協同組合運動を助長し奨励する計画」に対する回答を用意しなければならなかつた農林省としては、戦中の農業団体である農業会の改組も兼ねた農業協同組合法という個別立法に向かうこととなるのは当然の流れであった。

しかし、戦前において錯綜していた多様な組合法は、農業協同組合法（昭22法132）、消費生活協同組合法（昭23法200）、水産業協同組合法（昭23法242）、中小企業等協同組合法（昭24法181）および森林法（昭26法249、第6章が森林組合に関する規定で、森林組合はその後昭和53年の森林組合法の制定により森林法から分離独立）の体系に簡素化されることになった。

(注16) 農業会系統には、統一的な協同組合法を制定すべきとの主張があり、これに呼応し、国民協同党結成直後の昭和22年5月に「協同組合法案」なるものが公表された。これは国民協同党結成前の協同民主党時の21年春に小平権一の起草した案をもとに法案として体系化されたものだとされる。同案は、前文と附則を含む全63か条からなるもので、産業組合法のように統合された協同組合法案であった。これは昭和22年8月の臨時国会への提出がもくろまれていたが、すでに商工協同組合法は施行され、かつ、農業協同組合法案が政府から提案されていたので、与党の立場にあった国民協同党の案が提案されることはなかった（農協制度史I・157頁、法案そのものは同制度史IV・337頁以下掲載）。もしこれが実現していたとすれば、戦後の協同組合政策は相当違ったものとなつたであろう。ただし、準則主義によりつつ、届出先や一定の調査監督権限を有する行政官庁の定めを置きつつどこが所管行政庁となるかは不明にしたままであるなど問題点を包含しており、また万が一法案が可決成立したとして、同法律に基づき協同組合が発展することになったかどうかについては疑問がないわけではない。なお、生協陣営にも産業組合法に代わる新総合法制を制定する動きがあつたこと、およびその経過等については、山本（1982）672頁以下、日生協25年史編集委員会（1977）53頁以下参照。

(注17) 通商産業省（1963）410頁以下、磯部（1958）151頁

(注18) 通商産業省（1963）424頁

（2）協同組合制度の変化と多様化

このように一たんは簡素化され民主的な制度に衣替えとなつた協同組合制度であるが、戦後の急激な経済変動に伴う中小企業等の経営不振、朝鮮戦争の勃発に伴うアメリカの対日基本政策の変更と日米講和条約締結を契機に、中小企業分野では、カルテルのための組合制度が復活し、協同組合制度の変質がはじまるとともに、信用事業の分野でも振り戻しがはじまつた。また、農業協同組合等は、その再建整備のための政府の挺入れ等もあり、本来の協同組合とし

ての自主・自律性を損ないかねない形で行政の監督権限が強化されることとなったが、これは保護政策と裏腹の関係にあるといえる。この点は農業協同組合法等以外の他の協同組合についても同様であった。

協同組合法体系の多様化に関していえば、先ず旧大蔵省所管の分野から始まった。すなわち、昭和26年には中小企業庁所管の信用協同組合から、信用金庫法（昭26法238）^(注19)を制定して信用金庫を独立させ、昭和28年には事業協同組合から、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭28法7）を制定し、酒類業組合を独立させ、さらに塩業組合法（昭28法107、昭和59年には廃止）を制定して塩業組合を独立させ、自らの専管とした。また、大蔵省専管ではないが同年には労働金庫法（昭28法227）が制定され、労働金庫（旧労働省・大蔵省共管）が創設されることとなった。また、昭和27年には、不況対策の一環として、特定中小企業の安定に関する臨時措置法（昭27法294、28年に中小企業安定法に改称）が制定され、中小企業者が自動的生産調整等のカルテル行為を行うことができるようにするため（とはいっても一定の範囲で大企業も加入可）の調整組合制度が創設され、翌年にはこれを改組しアウトサイダー規制も強化した中小企業安定法に基づく調整組合制度に発展し、さらに昭和32年の中小企業団体の組織に関する法律（昭32法185）による商工組合制度に改組されることになった。ここに戦前の工業組合的制度が復活することとなった。

中小企業団体の組織に関する法律の制定

と時を同じくして、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭32法164）と小型海運組合法（昭32法162、39年内航海運組合法に改称）が制定されている。なお、その前の調整組合制度の創設と時を同じくして、戦前の貿易組合法の廃止によってその設立の準拠法を失っていた輸出組合等のために、輸出取引法（昭27法299、翌年には輸出入取引法に改称）が制定され、昭和29年には、その水産業版といえる輸出水産組合の準拠法として、輸出水産業の振興に関する法律（昭29法154）が制定されている。

また、農業分野においても昭和33年には、たばこ耕作組合法（法135）が制定され、昭和37年には、商店街という地域に焦点をあてた異業種の人たちの協同組合の設立根拠法として商店街振興組合法（昭37法141）が制定され、戦後の協同組合法制も著しく多様化することとなった。

では、このように多様化することになった原因はどこにあるのであろうか。戦後の協同組合法制の変遷は紙幅の関係で逐一跡付け、分析することはできないが、単なる官僚セクショナリズムだけで整理することは困難であろう。それは、中小企業の経営の安定・合理化の必要性、税制優遇や金融措置、補助金といった産業保護政策との関連、さらには個別法制によってもたらされる制度の硬直性からくる組織する側のニーズとのミスマッチ等が複雑に絡み合って生じたものといえる。

ところで、戦後の協同組合法制、とりわけ

けアウトサイダー規制を含むカルテルを容認した法律に基づく組合制度については、独占禁止法との関係で整理・発展してきた面がある。しかし、現在は、適用除外制度の見直しに伴って大幅に縮減され、なお残っている個別法に基づく適用除外制度（14法律・18制度）のうち協同組合法関係のものは、①酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律に基づく合理化カルテル、②生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律に基づく過度競争防止カルテル、③輸出入取引法に基づく輸出カルテル、④中小企業団体の組織に関する法律に基づく共同経済事業、⑤内航海運組合法に基づく内航海運カルテル（内航海運組合が船腹の調整等を行う事業）、共同海運事業（内航海運組合が共同保管施設の設置、組合員に対する事業資金のあっせん等を行う事業）等となっている。これにともなって商工組合等の事業については、カルテル事業の廃止に併せ新たな事業機能が付与されるなど見直しがなされ、本来の協同組合に近いものとなってきている。

(注19) 信用金庫法の制定は、信用金庫の沿革からいってもある意味では必然であった。というのは、市街地信用組合法（昭18法45）に基づく市街地信用組合を中小企業等協同組合法の制定に伴い市街地信用組合から信用協同組合へ転換したのは、金融制度としては歴史の歯車を逆転させるもので、制度的にも無理があったといえるからである。

3 協同組合法の統合は可能か。

すでにみたように、中小企業のための組

合組織に関する法律は、農林水産業の組合組織に関する法律に比べ多岐にわたり複雑になっており、解りにくいものとなっている。多岐になった組織とその準拠法を単純化すべきであるとする議論は古くからある。

わが国における協同組合に関する法体系に関する議論としてあるのは、現在の個別法体系を維持するか、個別法を統合し一つの協同組合法にするかといった議論である。しかし、個別法の体系を維持しつつ、これとは別に個別法の分野を横断するような一般的な協同組合法を制定するというのもあり得る。

個別法によるこの弊害については、いくつか指摘できようが、^(注20) 実際上の最大の課題といえるのは、既存の個別の協同組合法が予定していないタイプの組合を協同組合として組織することができないという点であろう。もっとも法人制度改革の結果、会社や一般社団法人という法形式を用いて—これらは協同組合を想定したものではないために一長一短はあるにせよ—協同組合を組織することも現実的には可能になった。ただし、この場合、わが国の実定法上、協同組合を定義したものがないために、法形式とリンクしたわが国の税制その他の法制度上において協同組合として取り扱われないという問題は残るが、これは個別法を廃止することに伴っても生じ得る問題である。

終戦直後に産業組合法のような包括的な单一の協同組合法を制定すべきとの議論があったことは既にふれたが、1960年代半ば

以降のいわゆる都市農協問題を一つの契機として、法律の理念と実態のかい離を背景に、協同組合法制のあり方について議論が^(注21)はじまる。次に、法律のあり方に言及されているものに限定して、問題点とともに振り返ってみよう。

最初のものに、「将来は農協をふくめ、協同組合が、ともに協同して発展することを狙いとして、農業者、非農業者を問わず、自由に協同組合を組織でき、しかも総合経営もできる一般協同組合法制の検討をすすめる」とした「生活基本構想」(1970年の第12回全国農協大会決議)がある。これは、各方面に影響を与えるものであったが、検討の具体的道筋が示されることはなく、その後自ら事実上その検討を放棄したので、願望にとどまったに過ぎない。その後、80年のレイドロー報告を契機に、議論が新たなステージに移り、農協制度をめぐる議論だけではなく、学会レベルで、より根本的な問題として、単一の一般協同組合法の問題が議論の俎上に上ってくる。

日本協同組合学会でも、85年の第5回大会で「協同組合法制をめぐる諸問題」と題し、さらには97年の第16回春季研究集会で同一のタイトルのもと「統一協同組合法制の可能性を探る」というサブタイトルで議論が行われているが、いずれも抽象的な議論にとどまっている。なお、同集会で報告をした炭本昌哉は、その後も統一協同組合法制の制定の必要性を強調する記事を書いて^(注22)いるが、いずれも抽象的な制度論にとどまっている。そのようななかで当時の提案

で注目されるのは、石見尚の「新協同組合法の立法の構想」である。内容の説明は省くこととして、この石見試案を基礎に論点を抽出し問題点を指摘しておこう。

まず、既存の協同組合と新協同組合法との関係であるが、試案は、既存の協同組合は新法によって直ちに変更を要しないが、新法制定後は、全て新法の手続によるとする。ただし、これには既存の協同組合法よりも新法が優れているものであることが前提となろう。なお、合併の場合はどうするのか不明であるがその手当ても必要となる。次に、組合員資格についてであるが、試案では組合員資格があるのは個人だけであり、法人は中小企業者であっても協同組合をつくることができないので、中小企業関係の組合法との関係の整理が不可欠である。さらには、協同組合のタイプを区分しながら組合員資格と事業との関係が不明瞭であり、既存の協同組合法制との関連性も明らかではないが、これらの整理も不可欠となる。

このほかに現実に立法化する際に、最大の課題となり、先ず解決が迫られることになるのは明らかであるにかかわらず議論の前提として整理がなされていないものがある。それは、次の2点であるが、これは石見試案に限ったことではなく、過去の議論を抽象的で観念的な次元にとどめていた最大の原因がここにあるように思われる。

第1点は、監督官庁の問題である。石見試案では、設立の認可をも行う「登記官」という制度を設けることにしており、こ

れはわが国の場合、既存の行政庁を置き換えたに過ぎず、これでは最大の問題点の一つが解決されない。第2点は、わが国における法体系上の問題である。わが国の協同組合法は、農業協同組合法を考えてみてもわかるように、保険業法（平7法105）や銀行法（昭56法59）と同じように、その行う業務・事業とそれを行う組織の法形式双方を規整する業態法であると同時に、行政庁の監督を前提に一定の業法、例えば貸金業法（昭58法32）の貸金業者としての登録を不要とするなど、業法の特例法でもある点の理解に欠けていることである。

法制度上の論点はこのほかにもあるが、観念的な議論を避けるために重要なのは、各種協同組合法制の分析・検討とその評価の上に立って、具体的な論点に即した議論をすることであろう。その場合にも何よりも重要なのは、仮に法技術的には協同組合法を統合するのは可能だとして、それは何のためにするのか、そしてそれによって何が現実的に解決されることになるのかを示すことであろう。

(注20) 個別法制の問題点については、堀越芳昭「『協同組合基本法』の提案」協同の発見・94巻（2000年2月）81頁、Hagen Henry(2005)PP.14-15等を参照。

(注21) 戦後の協同組合立法をめぐっての議論からその後の議論の展開過程については、河野（1998）206頁以下が要領よく整理している。河野はそのなかで、産消混合型協同組合を提案し、今日の協同組合の一類型として産消混合型のタイプの協同組合を法的に認めるべきこととそのことの農業政策上の有益性を主張している。そこでは法制度のあり方にも言及はしているが、具体的な提案まではしていないので、評価はできないものの現実味を帯びた視点を提供している。

(注22) 炭本昌哉「統一法制による協同組合の再生」

にじ・611巻（2005秋）77-86頁、同「農協法の行方と統一協同組合法」経営実務62巻11号（2007・10）23-27頁等

(注23) 石見（1988）183頁以下。

おわりに

個別法を維持するか、それとも統一ないしは包括的な1つの協同組合法によるかについては、どちらも一長一短があり、単純ではない。例えば、個別法による場合には、産業政策としての保護・補助等の政策がとり易くなる一方で、組織化が補助・助成を目当てにした便乗型のものとなりやすく、真の協同組合組織が育たないことが生ずるといったことは、わが国の歴史をみても明らかであろう。一方、単一の協同組合法のもとでは、それぞれの分野別の組織の事情を反映した細かな規定を置くことは難しいであろうから、現実的には協同組合の組織化が容易ではないうえ、組織の変質を招きやすいといった面もある。また、単一法のもとでは、協同組合運動の分断が避けられるかも知れないが、それは協同組合法がなかった国において新たに協同組合立法をする場合には言えても、設立の根拠法が一つになったからといって運動の統一が図れることにならない。なお、単一法によれば、協同組合の認知度がより高まり易いという効果が期待できようが、特殊なタイプの協同組合については、単一の法律のもとで、いずれにせよ特別の規定が必要になり、法律の改廃、政策当局間の調整が容易ではなくなるおそれがある。

結論的にいえば、既に各種の協同組合法があり、協同組合が成熟している場合にあっては、単一法を志向しても共通項を括るだけの技術的な整理にとどまる可能性が高い。そうだとすれば、個別法を存置したうえで、協同組合の振興を図るための基本法を制定することが考えられよう。それは、協同組合というものの価値を国家政策上に位置づけることができるか否かにかかっているように思われる。しかし、手段である協同組合という組織自体を政策目的とする立法は、既にそれぞれの分野別の基本法において協同組合の役割が位置づけられているなかでは、わが国の法体系を抜本的に見直す必要性も生じてくるので、現実的には可能性としてはほとんどないように思われる。

信用事業や共済事業等は他の業態法や業法との関係上、許認可等を含む行政手の監督は残ざるを得ないので、個別の協同組合法は残ざるを得ないであろう。したがって、重要なのは、個別法か統一の単一法かの二者択一の考え方を捨てることであろう。最も現実的な選択肢としては、個別法の体系を前提に、新たな環境変化やニーズに応えられるよう既存の個別法を改正する方向であり、既存の個別法では対応不可能であるか限界がある場合には、新たな協同組合法の立法化を追及することであろう。そして新たな立法に際し参考となると思われるは、例えば、EUのSCE法（Council

Regulation (EC) No 1435/2003 of 22 July 2003 on the Statute for a European Cooperative Society (SCE)）やアメリカ合衆国の統一協同組合法（Uniform Limited Cooperative Association Act, 2007）のように基本的には組織法に純化し、あらゆるタイプの協同組合の設立根拠法にすることであろう。

＜参考文献＞

- ・産業組合史編纂会（1956）『産業組合発達史1～3巻』産業組合史刊行会
- ・渡辺洋三（1958）「農業関係法」『講座日本近代法発達史2』勁草書房
- ・磯部喜一（1958）『協同組合（新版・現代商学全集）』春秋社
- ・通商産業省（1963）『商工政策史・第12巻』商工政策史刊行会
- ・由井常彦（1964）『中小企業政策の史的研究』東洋経済新報社
- ・農業協同組合制度史編纂委員会編（1967）『農業協同組合制度史第1巻』協同組合経営研究所
- ・農業協同組合制度史編纂委員会編（1968）『農業協同組合制度史第4巻』協同組合経営研究所
- ・福島正夫（1974）「財産法（法体制準備期）」『講座日本近代法発達史1』勁草書房
- ・日生協25年史編集委員会編（1977）『日本生活協同組合連合会25年史』日本生活協同組合連合会
- ・渡辺洋三（1979）「農業関係法（法体制確立期）」『講座日本近代法発達史2』勁草書房
- ・山本秋（1982）『日本生活協同組合運動史』日本評論社
- ・石見尚編（1988）『いま生活市民派からの提言－アクションプラン・協同組合21』御茶の水書房
- ・河野直哉（1998）『産消混合型協同組合－消費者と農業の新しい関係－』日本経済評論社
- ・山本貢（2005）『中小企業組合の歴史的展開』信山社出版
- ・Hagen Henry (2005). Guidelines for Cooperative Legislation (2nd revised edition). ILO

（あけだ つくる）

専門農協論序説

—専門農協の定義と論点について—

主事研究員 若林剛志

〔要　旨〕

- 1 本稿の目的は、専門農協に触れている文献から専門農協の定義とこれまでの論点についてまとめ、今後専門農協を論じるための材料を提供することにある。
- 2 専門農協の定義として代表的なものは農林水産省によるものであるが、実のところ、農林水産省は専門農協を積極的に定義していない。専門農協は、信用事業を行う農協として別に定義される総合農協以外とみなされている。それを農林水産省の定義とすると、そこには多様な農協が含まれることから、複数の論者が専門農協を独自に定義する等してきた。しかし、専門農協数の減少や信用事業を行う専門農協が少なくなったこと等により、現時点では農林水産省の専門農協の定義に違和感がなくなりつつある。
- 3 本稿では専門農協研究のための論点を、主に2つの文献から取り上げた。この2つの文献の基本命題は、専門農協と総合農協のどちらの形態が優れているかという点にあり、論点として「農業経営の専門分化、農業生産構造高度化への対応」、「専門農協と総合農協の強みと弱み」、「専門農協と総合農協の調整」の3つがあげられた。そして、3つの論点を具体的に検討する手段として、いくつかのトピックがあげられ同文献内で議論された。しかし、議論の結果として見解が統一されるには至らなかった。
- 4 上記2つの文献を含め専門農協の研究成果は1960年代に多く見られる。その背景には、選択的拡大の中で専門農協が取扱う青果等の作目を総合農協でも取扱うことが増加したこと等がある。そのため、専門農協の研究成果の多くは専門農協と総合農協を対比し、論じている。
- 5 しかし、専門農協をとりまく環境が1960年代から変貌を遂げ、総合農協は広域化し、総合農協の中に青果を含む多くの作目を取り扱う組合が増えた。1960年代に研究がすすめられた当時の専門農協と総合農協の対立の構図は、現時点においてはあまり見られなくなつた。それゆえ、2つの文献であげられた論点はなお残るもの、論点を検討する際に考慮すべきことは変化した。今後専門農協を論じるにあたっては、過去の論点の再検討等を、これまでの変化を踏まえながら理論、歴史、実証等により多角的に論じることが必要であろう。

目 次

はじめに

1 専門農協の定義

- (1) 専門農協という用語の登場
- (2) 専門農協の定義
- (3) 専門農協の定義—小括—

2 専門農協をめぐる研究と論点

- (1) 専門農協に関する主な文献
- (2) 議論の背景

(3) これまでの専門農協研究の主な論点

3 専門農協を取り巻く環境の変化

- (1) 専門農協数の変化
- (2) 環境の変化
- (3) 論点の変化
- (4) 最近の専門農協についての議論

4 専門農協論の展開に向けて

はじめに

「農家の自立的意図による新たな専門農協や農業法人の設立のための支援…（中略）…を実施する必要がある」。これは2010年12月の行政刷新会議に設置された規制・制度改革分科会における農林・地域活性化ワーキンググループの基本的考え方の中にある一文である。ここでは専門農協という用語が登場しているが、実際このように専門農協という用語が使用される機会はそれほど多くない。

その理由のひとつは、専門農協という用語が直接表れないことがある。例えば、2002年12月の「総合規制改革会議第二次答申」の中で、「…（中略）…（農協の）信用・共済事業を含めた分社化…（中略）…等の組織再編が可能となる措置を検討すべき」、あるいは2010年12月の上記ワーキンググループの検討事項として「JAからの信用・共済事業の分離」が挙げられていた。農協から信用・共済事業を分離することがなぜ専

門農協と関係するかを知るには、後で述べる専門農協の定義を確認する必要がある。

同時に、各々が思い描く専門農協像には個人差があるようと思える。もしそうならば、用語の定義とともに専門農協の歴史、現状について知る必要もある。

しかしながら、専門農協の定義や実情についてはこれまであまり把握されてこなかった。そのため、専門農協とは一体何をさすのかが判然とせず、現実に存在する専門農協が十分考慮されないまま、専門農協という言葉だけが独り歩きしていた傾向が少なからずあったように思える。

本稿の目的は、専門農協に触れている文献から専門農協の定義とこれまでの論点についてまとめ、今後専門農協を論じるために材料を提供することにある。このことなくして、専門農協を論じるには性急すぎるであろう。専門農協は1960年代を中心に一部の研究者に論じられたが、その研究成果の数はとても少なく、現在に近づくほどその傾向は著しい。本稿は、専門農協論のこうした空白を埋めるための第一歩という位

置づけにある。

1 専門農協の定義

(1) 専門農協という用語の登場

専門農協という言葉が日本で使用されるようになったのは、それほど昔の出来事ではない。もちろん1948年に農協法が成立した訳だから、農協という言葉自体それほど古いものではない。玉城（1967）によれば、専門農協の「専門」という言葉の初出は、農林水産省（1961）「第12次農業協同組合統計表（専門単協の部）昭和34事業年度」からとされている。それまでは特殊単協と呼ばれており、この統計表から単協に専門という言葉が冠されるようになったようである。^(注1)

専門という言葉を使用するようになった理由として、玉城（1967）は、「(特殊農協から専門農協に表現が変わった) 時期において園芸・畜産などがもはや農業の特殊部門ではなくなり、むしろ将来の成長部門として注目されるようになったことを反映しているといってよかろう」と述べている。既に1959年は基本法導入前夜であり、選択的拡大が推進されようとしている中での語句の変更であり、この頃から「総合農協と専門農協のどちらが農協として適當か」が議論されるようになった（山本（1986））。

^(注1) 但し、協同組合経営研究所（1958f）では、既に多くの人の間で「専門」農協と呼ばれていたことが記されている。

(2) 専門農協の定義

a 農林水産省の定義

専門農協について、山本（1986）によれば「専門農協という言葉は法的な根拠をもつものではなく、したがって、その定義は必ずしも明確でないが、一般には総合農協と対比して呼ばれる事が多い」と記されている。法的根拠がない中で、実際にどのような定義がなされているかにつき、代表的なものを第1表にまとめた。

最も代表的な定義と考えられているのは、農林水産省が統計等で使用しているものである。しかし、現在のそれは、専門農協を積極的に定義していない（第1表内(A)）。すなわち「信用事業を行う農協」が総合農協であって、それ以外に存在する農協が9つに区分されており、それが農林水産省の「専門農協統計表」に掲載されている^(注2)のである。従って、総合農協以外が専門農協であると考えられており、専門農協という言葉は、総合農協との対比あるいは区別のため行政により作られた言葉である^(注3)といえる。過去の農林水産省の定義では、第1表内(B)や(C)のように定義しているものもあるが、これらは現在と同様に（当時の定義による）総合農協を除いた全ての区分を足し合わせたものと定義しているにすぎない。

農林水産省の現在の定義は機械的だがわかりやすい。農協を監督する側からみれば、規制が多く、多くの義務が求められるのは信用事業であろうから、信用事業を行う農協をひとくくりにすることには管理上

第1表 専門農協の定義

	文献名	定義の内容
まず総合農協を定義するもの	(A)農林水産省(現在)	なし 但し、「信用事業を行う農協」が総合農協であって、それ以外を全て専門農協とみている
	(B)「第9次農業協同組合統計表(特殊単協の部)」(1957)	特殊単協とは、養蚕、畜産、園芸等農業の特定部門を専ら対象とする出資、非出資の単位組合のほか、開拓、生産などの特定事業を専らに行う出資、非出資の単位組合をいい、農業一般を対象として信用事業を併せ行う一般出資単位組合(いわゆる総合農協)以外のものを総称する
	(C)「第15次農業協同組合統計表(専門農協の部)」(1964)	専門農協(養蚕、畜産、園芸等特定農業を対象とした農協および信用事業を行わない一般農協)
	(D)「農業協同組合等現在数統計」(平成7年まで)※平成7年までの農水省の定義	なし 但し、総合農協の定義は「組合の行う事業が特定の農業部門を対象としておらず、かつ、信用事業と信用事業以外の事業を併せ行う組合である」とし、これ以外の農協を専門農協とみている
	(E)『総合農協と専門農協』(1964)(小野の指摘)	総合農協は四種兼営組合からの歴史的な系譜をもったものと考えられている。
	(F)『専門農協と組合員』(1964)(昌谷の定義)	農林省の総合農協、専門農協の分け方は、これまであまり明確でなかったらしいけれども、ある地域の農業をやっている人たちの農業に関連して発生するもろもろの問題を、全部引き受けているのが総合農協、それからその人たちのある特定部分、特定作物についての集まりが専門農協
	(G)松村(1966)(松村の定義)	総合農協とは農協法に基づいて設立され、一定の地区の農家を組合員とする出資組合で信用事業を兼営するものをいい、また、専門農協と区別するために総合農協と呼称されているものと解してよい。…(中略)…専門農協は総合農協と同様に農協法によって設立されている。専門農協も、特殊組合も、(総合農協同様)一定の地域を中心とするものと、特定の生産物の取扱あるいは一定の作業を中心とする職能別組合がある。しかし、総合農協対特殊農協という場合は、地域集団としての総合農協に対して、機能集団—業種組織としての専門農協—をいうのが一般的である
専門農協を独自に定義するもの	(H)『総合農協と専門農協』(1964)(小倉の定義)	わたくしの定義は、信用事業に関係しない定義だ。専門農協というのは、特定の農産物—それは複数でもよい—のマーケティングに伴う他の事業を行う。副次的というのは、必ずしも農協でいう付帯事業にかぎらない。…(中略)…総合農協というのは、信用事業その他の事業を行うというように定義したらどうか。その定義によると、单協をつかまえて、総合農協か専門農協か、どちらかに必ず属するのだ、ということにはならない。…(中略)…そういう定義でわたくしはよいのではないかと思う
	(I)『専門農協と組合員』(1964)(大森の考え方)	…(中略)…みかんならみかんを単独に作っているものの農協が専門農協であって、それが信用、購買、販売をやっても、やはり専門農協であるというふうな考えを私たちはもっている
	(J)麻野(1987)(麻野の定義)	専門農協には事業専門農協と作目専門農協がある。信用、購買、販売、加工などに特化し…(中略)…た組合は事業専門農協である。作目専門農協というものは、地域内で主作目として生産される果樹、蔬菜、牛乳、米穀などの特定作目のマーケティングを行うためのものである

資料 表中「」内の文献から筆者作成。但し、『総合農協と専門農協』は農政調査委員会編(1964)、『専門農協と組合員』は農政調査委員会(1964)をさす

のメリットがあろう。

しかし、問題もある。第1に、この定義では歴史的にも現状としても、あまりにも多様な農協が含まれることとなる。専門農協は、区分ごとにも、区分内の農協ごとにも設立の経緯やこれまでの発展過程に独自性がある。

第2に、この定義によれば、専門農協は、

専門農協というよりは、定款に貯金の受け入れが記されていない農協という意味に過ぎず、専門という言葉の本来の意味とはかけ離れている。

第3に、数こそ少ないものの信用事業を行う酪農協や開拓農協は総合農協とされる。また、仮定の話になるが、かつて総合農協と専門農協のどちらの形態がよいかに

ついて論争となった時の専門農協側の旗頭的存在であった温泉青果農協は、現在の農林水産省の定義では総合農協であったことになる。

b 農林水産業以外の定義

農林水産省以外の定義では、信用事業にとらわれない定義（第1表内（H））、現実に即した定義（第1表内（E）（F）（G）（I））、専門の意味を考慮した定義（第1表内（J））等がある。

信用事業にとらわれない定義として農政調査委員会編（1964）（以下、『総合農協と専門農協』とする）での小倉（第1表内（H））がある。小倉は、特定農産物のマーケティングを行う農協を専門農協、専門農協以外で信用事業を含む諸事業を行う農協を総合農協とし、更に専門農協と総合農協以外の農協も定義している。この定義は、特定作目の需要増大とともに、一部の専門農協が力につけてきた時代背景をよくあらわしている。この定義では、特定の作目の取扱いが圧倒的シェアを占める総合農協は、たとえ信用事業を実施していたとしても専門農協ということになる。

しかし、小倉の定義に従うと、総合農協と専門農協とそれ以外が出現する。専門農協を信用事業に依存せず定義するとなると、現在の総合農協の中に専門農協に該当する農協が出てくる可能性があるし、信用事業を行う専門農協の中に、それ以外に属す農協が出てくるかもしれない。

麻野（1987）の定義（第1表内（J））は、

特定事業に特化している農協を事業別専門農協、特定作目に特化している農協を作目別専門農協としている。麻野の定義は、専門という言葉の意味が尊重されているようと思える。この定義では、主産地形成に成功している地域で特定作目の取扱いが圧倒的な総合農協等が作目専門農協になるのはもちろん、都市部の信用事業中心の総合農協が事業専門農協に含まれる点が特徴的である。

現実に即した定義のうち、『総合農協と専門農協』で小野（第1表内（E））は、総合農協が四種兼営組合からの歴史的な系譜をもつことに着目している。この定義ならば、サツラクのように酪農協でも総合農協とみなされてきた農協は総合農協に含まれるし、戦後の開拓事業の中で創設されてきた開拓農協は総合農協とはならない。過去の農林水産省の定義（第1表内（D））も、この系譜を鑑みながら定義してきたものと推測される。但し、これは総合農協の定義であって、専門農協を定義していないし、専門農協が四種兼営の産業組合の系譜をもつ農協以外であるとまでは述べていない。^(注4)

農政調査委員会（1964）（以下、『専門農協と組合員』とする）で昌谷（第1表内（F））は、地域の農業者の問題を全て引き受けるのが総合農協で、特定作目等の農業者の集まりが専門農協としている。これは実態としても歴史的にもあてはまるよう思える。但し、昌谷は信用事業については述べていない。^(注5) 例えば開拓農協に昌谷の定義をあてはめると、総合農協であるように思え

る。これは当時の農水省の定義（第1表内（D））と同じ問題をはらんでいる。

農林水産省の定義を含め全体を見渡すと、第1表内（A）から（G）の定義は、総合農協だけはとにかく定義しておくという発想である。一方、小倉、大森、麻野は総合農協を定義するというよりは、専門農協をまず定義して選び出している。

専門農協を定義し、選び出す考え方と共に通しているのは、60年代を中心とした専門農協と総合農協の対立の構図と関わっている部分がある。当時の対立点を敢えて一言で言うと、農協の形態として専門農協と総合農協のどちらが優れているかということであった。総合農協が米麦以外の作目に進出する過程で、専門農協が取扱う作目と競合することが多くなったのであるが、この時に取り上げられた専門農協は、特定作目に重点を置く専門農協であり、主として果樹と畜産であったのである。

(注2) 9つの区分とは、信用事業を行わない一般農協、畜産、酪農、養鶏、牧野管理、園芸特産、農村工業、農事放送、その他である。96年3月末の改訂により開拓、03年3月より養蚕の区分はなくなった。

(注3) 本稿では、信用事業を行う農協以外を農林水産省による現在の専門農協の定義とみなしておく。

(注4) 四種兼営の産業組合は全てが農業会となり、全ての地区に農業会が創設されたため、戦後全く新たに創設された総合農協でない限り、全ての総合農協は多かれ少なかれ四種兼営の産業組合の系譜を持つこととなる。

(注5) 昌谷の言う「農業に関連して発生するその他もろもろの問題」に金融が含まれるとすれば信用事業についても述べていることとなる。

(3) 専門農協の定義－小括－

専門という用語を使用するからには、専

門の意味を考えることから始めなければならない。代表的な農林水産省による専門農協の定義では、信用事業を行う農協以外となるが、この定義では専門の本来の言葉の意味を有していないことになる。仮に、大雑把に麻野（第1表内（J））がいうような特定作目を対象とした作目別専門農協と特定事業を対象とした事業別専門農協の2種を専門農協であるとすると、専門の意味はこの時点^(注6)で2つにわかれることとなる。

そもそも「信用事業を行う農協」以外の農協として、多様な農協全てを専門農協に含むとしている時点で、それを包括的に述べることに困難が伴う。例えば、特定の作目に特化している農協の中には信用事業を行っている農協も存在した。^(注7)また、特定作目のために販売、購買、指導、加工等の事業を実施する農協もあれば、牧野、入会を管理するための農協や農事放送発信ための農協等、生産活動との関わりが薄い農協もある。また、特定作目を専ら対象とする専門農協であっても、特殊小組合を起源とした任意の生産組合と変わらない農協もあれば、かつての温泉青果農協のように販売事業を中心に諸事業を有機的に結びつけ、「機能的には総合農協以上に総合農協である」または「モンスター」（農政調査委員会（1963））と評された農協もある。包括的に述べる困難さは、農林水産省も認識しており^(注8)、玉城（1967）等複数の文献で言及されている。そのため、論者がそれぞれ実態や専門の意味を問うように定義することとなったのであろう。

しかし、農林水産省は『専門農協統計表』等で「平成8年3月末より信用事業を行う専門農協については総合農協に含める」とした。この背景には専門農協の解散の他、後述するように主に総合農協との合併が進み、専門農協の絶対数が減少したこと、数次にわたる農協法改正等を経て信用事業を行う専門農協が少なくなったことがあると^(注9)考えられる。さらに、金融システム改革等、当時の信用事業をめぐる環境変化も影響したと考えられる。こうした経緯から、農林水産省による総合農協および専門農協の定義が、徐々に違和感をもたなくなりつつあるように思われる。

実態としても、マーケティングを重視し、総合農協と競合する分野で総合農協以上に事業量をもつ専門農協が少なくなったこと、系統組織が総合農協に比し未発達である専門農協の特質にみられるように、9つに区分されている専門農協の相互の関係性が薄いこと等から、敢えて専門農協を定義しなおそうとの機運が生じなかった。従って、専門農協を総合農協以外の総称として形式的に定めておく以外にあまり意味はなく、現状において、例えば酪農協は酪農協と個別に特定できれば、それで問題が生じることは少ない。

但し、前述のとおり専門の言葉に専門の意味があまりないことは認識しておく必要があり、専門と称することで混乱を招くことさえありうることには注意する必要がある。論者によって専門農協像が異なるのは、専門という言葉を使用することに由来

しているように思える。もし、専門という言葉に意味を持たせる、あるいは特殊から専門と用語が変更された経緯を考えるのであれば、既に小倉が『総合農協と専門農協』で示したように、総合農協と専門農協以外の農協を定義することも必要となろう。

言葉の問題は総合農協の総合という言葉にもある。総合という名称が適切か否かは、専門の意味を考える上でも検討されてよいかもしれない。

(注6) 農林省統計調査部図書資料課（1955）によれば、特殊単協と呼ばれていた時から、専門には事業と作目の2つの意味があると考えられていた。

(注7) 96年3月末に信用事業を行う農協が総合農協となったため、専門農協から総合農協への振り替えが生じ、総合農協数は100以上增加了。

(注8) 例えば「第9次農業協同組合統計表（特殊単協の部）」では、「…特殊単協の性格は一般に総合農協に比し、極めて複雑…」、「第12次農業協同組合統計表（専門単協の部）」では、「…総合単協とは（中略）少なからず異った形質を有する各種のいわゆる専門単協の大群…」等の記述がある。

(注9) 専門農協と総合農協の合併については山本（1989）、飯島ほか（1990）等に記述がある。飯島ほか（1990）で述べられているように、合併を抜きにして現在の専門農協は語れないだろうし、その総括は今後必要となるように思われる。

2 専門農協をめぐる研究と論点

（1）専門農協に関する主な文献

専門農協にかかる主な文献として『総合農協と専門農協』や『専門農協と組合員』等があり、本稿ではこの2つを取り上げ、そこであげられた論点を示すとともに検討する。『総合農協と専門農協』は、『専門農協と組合員』が「専門農協という問題につ

いての研究あるいは論争の総決算」と評している文献であり、『専門農協と組合員』は、「この書（＝『総合農協と専門農協』）に従つて問題を整理」している文献であり、連続性があるからである。また、両文献は、複数の研究者が集まって、論点について討論しあう形式をとっている点が特徴的である。

文献の絶対数は少ないながらも、これまでの専門農協に関する文献の多くは、総合農協と専門農協の対比の中で専門農協を論じたものであり、『総合農協と専門農協』や『専門農協と組合員』もこれに該当する。反面、『専門農協と組合員』で述べられているように、「これまで専門農協問題をめぐる論争といいう現象は実際にはみられない。（中略）そのことをめぐる論議が行われたという記録は発見しがたいくらいである」とされており、おそらく協同組合経営研究所の一連の調査および研究を除けば、専門農協そのものを議論の対象とした文献はほとんどないであろう。そして、『専門農協と組合員』は既に50年近く前の文献であるが、筆者が知る限り、この後もほとんどこの状況から変化がないように思われる。

なお、後に見る第2表では、両文献の他に補足的に玉城（1967）で挙げられた専門農協の特質を掲載している。専門農協の特質は論点と関係する部分があり、参考となると考えたからである。

（注10）事例調査の報告書として、協同組合経営研究所（1957a）、同（1957b）、同（1958a）、同（1958b）、同（1958c）、同（1958d）、同（1958e）があり、それらを総括する形で同（1958f）、守田（1959）がある。

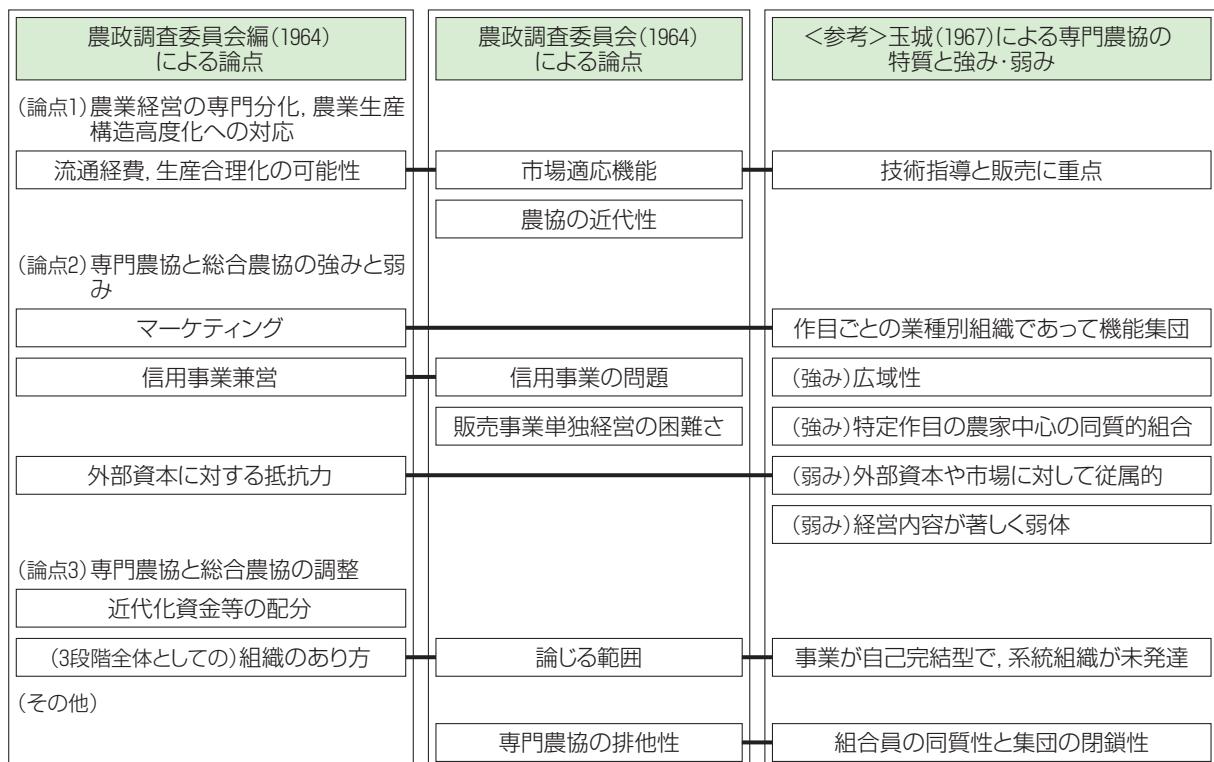
（2）議論の背景

1960年代を中心として『総合農協と専門農協』および『専門農協と組合員』を含む複数の文献が論点を提示し、議論を戦わせた背景には、園芸・畜産などが選択的拡大の中で将来の成長部門として注目されるようになり、それらの部門から生み出される生産物を取扱う専門農協が事業量の拡大と共に力をつけてきたことがある。この時、専門農協は専門農協組合員の、総合農協は総合農協組合員の要望を汲み取ることで事業上の衝突が生じたといえる。例えば、総合農協では組合員から青果物の取扱いについての要望が高まったが、その一方で専門農協の組合員からは、当該農協で信用事業を実施することの要望が強まるなどしていた。こうして、専門農協と総合農協がそれぞれの連合会を巻き込む形で対立し、それが議論を引き起こす要因のひとつとなつたのであり、典型的には「総合農協と専門農協のどちらが農協として適当か」（山本（1986））が議論されるようになったのである（玉城（1967）、山本（1989））。

（3）これまでの専門農協研究の主な論点

『総合農協と専門農協』の基本命題は、農産物販売において、総合農協と専門農協のどちらの形態が優れているかという点にある。そのため、「農業経営の専門分化、農業生産構造高度化への対応」という農業経営とそれをとりまく外部環境変化に対する両農協の対応が第1の論点となっており、更に第2の論点として「専門農協と総合農協

第2表 専門農協研究の論点



資料 『総合農協と専門農協』、『専門農協と組合員』、玉城(1967)から筆者作成
(注) □を結ぶ線は、それぞれ類似した内容であることをあらわす。

の強みと弱み」が提示され、第3の論点（「専門農協と総合農協の調整」）として連合会も含めた組織形態の在り方や機能の持ち方に踏み込んで議論しているのである（第2表）。しかし、結論を先取りしてしまうと、『総合農協と専門農協』では、論点をあげ各論点について議論を戦わせたが、見解^(注11)の統一には至らなかった。

本稿では、『総合農協と専門農協』で示された上記3つの論点についてみていく。これら過去の文献を見るに際し、注意しておかなければならることは、総合農協との比較対象として想定されている専門農協が、専門農協の中でもとりわけ販売取扱高が大きく、かつ活発に活動している果樹、

酪農、畜産等の組合となっている場合があることである。つまり、当時の議論の俎上にあがった専門農協像には偏りがあるので^(注12)が、そうした偏りがあることは、それぞれの文献の中でも記されていることである。

a 農業経営の専門分化、農業生産構造高度化への対応

「農業経営の専門分化、農業生産構造高度化への対応」を具体的に検討する手段として「流通経費、生産合理化の可能性」が挙げられている。それについては、組合員の生産物の品質や価値を产地化する等により高めながら、一方で農協が流通コストを削減し、組合員の手取りを最大化すること

ができるのは、専門農協と総合農協のいずれかが問われている。『専門農協と組合員』では、同様のことを「市場適応機能」という言葉を使って論じている。

2つの文献で結論が出ない中での指摘のひとつにすぎないが、専門農協は総合農協に比し合理化に対応できる可能性があるという考え方がある。その理由として、総合農協系統と比べ系統組織が脆弱で、単協レベルで物財取引が完結してしまう傾向があるという問題もあるけれども、地域に縛られず、広域性という特質を持つ専門農協は、特定農産物の取扱量が多く、合理化への可能性が高いことが挙げられている。一方の総合農協は、米麦中心の取扱いで、特定作目に限らない農家一般を対象としている点が合理化への制約となることが挙げられている。

但し、「流通経費、生産合理化の可能性」と関連し、「農協の近代性」が『専門農協と組合員』の中で論じられている。そこでは、専門農協が総合農協以上に近代的であるとの誤解があること、専門農協は小組合あるいは共選等の集合体という前近代的な特徴を有しているのに、古い組織や体制に依存しない欧米諸国の農協が想定され、それと日本の専門農協とが結びつけられてしまうことに言及している。また、生産構造の高度化にあわせて設立してきた専門農協は少ないとも述べられている

b 専門農協と総合農協の強みと弱み

「専門農協と総合農協の強みと弱み」と

しては、主として3つの点が挙げられている。

1つめの「マーケティング」については、専門農協の強みとされている。『総合農協と専門農協』の中では、総合農協は米麦を中心に戸販事業を実施しており、リスクの高い青果物等の作目を取り扱うことを避けてきた経緯があること、そこを補完し、埋め合わせるために特定作目を取り扱う専門農協が設立されてきたこと、そして、果樹専門農協を中心として、生産指導と販売に機能の重点を置き、活発に活動してきたことを論じている。但し、実際に専門農協において総合農協と比べ販売単価が高いか否か、資材価格が低いか否か等のマーケティングによる利益やマーケティングにかかる費用についての具体的な検討は行われていない。

2つめの「信用事業兼営」は、規制金利の時代にあって、信用事業兼営を切望する専門農協があったことを考えると、総合農協の強みであったと考えられる。『総合農協と専門農協』の中では、小倉を中心に総合農協以外の農協にも信用事業の兼営を認めるべきとの意見が述べられている。そして、「損をしている銀行はない」との言及もあるように、複数の論者が信用事業を持つことが強みと考えている。

より積極的に専門農協による信用事業兼営を位置付けている意見としては、組合員が自らの販売代金の受入れが可能となること、専門農協の特質であり弱みとされる脆弱性に鑑み、専門農協の経営を安定させる

こと、専門農協が自らの経営や販売機能を高めるための資金を柔軟に調達できず、外部から資金を調達しなければならないこと、そして自ら必要施設を建設できず、同様の施設をもつ外部の業者に頼る等、資金の制約のために外部に頼らざるを得なくなる部分があり、それが次に見る外部資本に対する抵抗力の弱さという専門農協の特質となって表れること等を挙げている。

信用事業兼営の議論と関連して、『専門農協と組合員』では「販売事業単独経営の困難さ」を挙げている。その理由として、総合農協の販売事業が赤字であること、専門農協は平均すると黒字だが実態を見ると任意組合的で役員の報酬はほとんどなく、職員も少ないことを挙げている。

3つめの「外部資本に対する抵抗力」は、外部の卸売業者や製造会社に対する価格交渉力等の弱さについて論じられており、専門農協は概して抵抗力がないとされている。これは、系譜にその起源があることが多く、例えば、製糸業に対する養蚕農協の、乳業会社に対する酪農協の従属等が該当する。

c 専門農協と総合農協の調整

「専門農協と総合農協の調整」については、主に連合会を含む総合農協系統および専門農協系統のどちらの陣営において、何を取り扱うかが大きな論争の種となっていた。例えば、愛媛県では1966年に果実の販売は専門農協系統の青果連が、生産資材は総合農協系統の経済連が取扱い、経済連は

果実の販売および指導事業を廃止するという調整がなされたこともある。

また、過去において信用事業を実施していない農協側から近代化資金等の専門農協組合員に対する配分に偏りがあることが問題として挙げられていた。^(注13)

以上の3つの主要な論点に加え、『専門農協と組合員』では「専門農協の排他性」も論点に挙げている。専門農協は、組合員資格に特定作目に利用する土地の面積や特定作目への従事日数を要件としている場合がある。反面、それが特質となっており、総合農協に比し、組合員の同質性が保たれ、特定作目の振興へ向けた投資等に前向きに対処できる等の強みがある。但し、排他性は程度の問題であり、総合農協でも地区の制限等の排他性がある。

(注11)『専門農協と組合員』に、「(『総合農協と専門農協』は,) …現状に即して、しかも共同討論を行いながらも見解の統一を得られず…」との記述がある。

(注12)玉城(1967)は、「『総合農協と専門農協』といった場合の専門農協として、たとえば養蚕農協などを考えることはまずないといってよい。したがって、総合・専門といったときの専門農協とは、青果・畜産部門の販売組合である」と述べている。

(注13)例えば、「専門農協の組合員で専門農協へ出荷しているがゆえに、近代化資金の借入れについて、どうも差別を受けるという話がよくある…」との記述がある(『専門農協と組合員』)

3 専門農協を取り巻く 環境の変化

(1) 専門農協数の変化

専門農協の数はピークであった1954年の

22,367組合から2011年には2,085組合にまで減少してきている。減少の主な要因は、総会議決による解散と組合員数の減少による解散である。専門農協は、特定作目や事業に特化している組合が多いことから、外部環境の変化が解散、消滅へと導く要因となる。例えば、50年前は数の上で2大勢力であった養蚕専門農協と開拓農協は既に激減し、養蚕専門農協は03年3月より、開拓農協^(注14)は97年3月より統計上の区分から消えた。養蚕専門農協は、小組合を母体としていることが多く、生糸需要の減少とともにほとんどの養蚕専門農協が解散を余儀なくされた。一方、開拓農協は、国の開拓行政にあわせ創設されてきたが、その終焉とともに解散や合併が増加し、数を減らすこととなった。

このような現状の中でも経営努力している専門農協があるが、総じて言えば専門農協が事業を拡大しているという例はほとんどみられず、専門農協にそれほど明るい話題があるわけではない。

(注14)「第9次農業協同組合統計表（特殊単協の部）」(1957)によれば、養蚕専門農協は8,850組合（出資組合161、非出資組合8,689）、開拓農協は5,052組合（出資組合2,269、非出資組合2,783）あった。養蚕専門農協は、02年3月時点で279組合（出資組合14、非出資組合265）、開拓農協は、96年3月時点で310組合（出資組合183、非出資組合127）に減少した。これらの数値の中には、既に活動を休止している組合も含まれている。

(2) 環境の変化

前述の文献の論点を現時点において検討する前提として、最近50年間の専門農協をとりまく環境の変化を2つの切り口を用い

て論じておきたい。

第1の切り口は合併である。この50年の間に、専門農協の代表格であった果樹農協の多くが総合農協と経営統合している。専門農協と総合農協で柑橘の取扱いをめぐって紛糾した経験を持つ愛媛県では、宇和青果農協が2009年にえひめ南農協と統合したことから、愛媛県において柑橘を中心とする専門農協はなくなってしまった。^(注15)全国に目を移しても、現在の専門農協の中に、成長を遂げている組合や総合農協と同等あるいは総合農協以上に影響力をもつ組合は少なくなっている。花卉等いくつかの作目で重要な位置を占める組合が散在するだけである。

かつて、「専門農協は総合農協のようになろうとし、総合農協は専門農協のようになろうとする」(『専門農協と組合員』)傾向が示されていたが、それは合併という結果により解消されつつある。

第2の切り口は信用事業である。複数の専門農協が信用事業兼営を求めていた時期もあったが、現実には専門農協は信用事業を手放していく。その典型は酪農協にみられる。この結果は、信用事業を行う全ての農協の管理面での問題を考慮し政策的に誘導されたことと外部環境の変化によって引き起こされたものである。政策的部分では、農協法改正により信用担当役員を置く等の存置基準が明文化され、その費用負担に事業規模が小さな農協は耐えられなくなってきた。法令順守のための規制も多い。外部環境としては、信用事業において多額

のシステム関連費用の負担が必要となる一方で、規模のメリットを生かしつつ事業を継続していくことが求められる傾向が強くなってきた。そのため、少額の資金調達運用を行う組合では、信用事業が成り立ちにくくなっている。こうしたことを背景として、信用事業を行ってきた一部の専門農協は、信用事業を総合農協に譲渡する等の手段を講じてきたのである。この現象は専門農協だけのことではなく、総合農協の中にも数は極めて少ないが、負担に耐えかねて信用事業を分離し、総合農協から専門農協へ区分が変わった組合もある。

これらによって、この半世紀の間に60年代の『専門農協と総合農協』や『専門農協と組合員』等の文献の中で想定されていた総合農協および専門農協像は大きく変貌を遂げた。総合農協は広域化し、青果を含む多くの作目を取扱う組合が増え、専門農協の特質であった広域性や特定作目の指導や販売を総合農協が有すようになってきた。

その一方で、専門農協で総合農協を事業規模で凌駕する組合は減少し、1県1酪農協等の広域組合はあるものの、広域性という特質は際立ったものではないように思える。

(注15) 依然、東予園芸農協が存在しているが、園転により既に柑橘中心の農協から落葉果樹と花卉を中心とする専門農協となっている。

(3) 論点の変化

上述の「3 (2) 環境の変化」を踏まえたあと、2つの文献で論じられた論点を現時点において取り上げる意味はあるだろうか。

第1の論点として挙げられた「農業経営の専門分化、農業生産構造高度化への対応」手段としての「流通経費、生産合理化の可能性」を、組合として追求していくことの必要性があることはいうまでもないことである。そのなかで、専門農協と総合農協のどちらがより合理化を進めることが可能かは依然として大きな論点であろう。

第2の論点であった「専門農協と総合農協の強みと弱み」は主に3つに分かれていた。そのうち「マーケティング」について、専門農協と総合農協という枠組みで各々の優劣を議論することは現在でも可能であろう。但し、比較対象に利用できる実例は少なくなっているはずである。例えば、過去に主な比較事例として考えられていた青果の取扱いにおける専門農協と総合農協の競合は少なくなっている。また、出資専門農協数で最も多い酪農協は、販売先がかなり固定化しており、生乳価格は各地方に存在する生乳販連が乳業会社と交渉しているため、マーケティングで考慮される要素の主要部分が欠けている。

「信用事業兼営」については『総合農協と専門農協』での小倉のように、専門農協にも信用事業を認めるという意見は現在でもあるかもしれない。しかし、前述したように信用事業兼営のための環境は大きく変わってしまった。信用事業を実施するには、それに耐えうる事業量が求められることとなった。現時点においては、専門農協に新たに信用事業を認めるとしても、専門農協がその選択肢をとることは想定し難い。^(注16)そ

のため、論点とはなりにくいかもしれない。

「外部資本に対する抵抗力」は、産業の連関の中で個別に見ていく必要があろう。やはり酪農協を例にとると、配乳先となる乳业会社は既にかなり固定化しているものの、乳価は生乳販連を通じて交渉されているため、抵抗力の弱さを問う部分は限られるかもしれない。但し、肉畜等では依然商系、総合農協系、専門農協系があり、検討の余地があろう。

第3の論点であった「専門農協と総合農協間の調整」について、専門農協が今後も存続することを前提とすれば、現在は以前に比べ、対立構造の中で考える部分は少なくなっており、補完性の問題として受けとめることができる部分がある。歴史的には、総合農協の不十分さを専門農協が補った部分も多い。例えば、総合農協は「米麦貯蓄組合的」(『専門農協と組合員』)、あるいは「総合農協を米麦農協あるいは米麦専門農協とまで規定するものがある」(松村(1966))とされ、青果等の農産物の取扱いが不十分であった中で、専門農協がそれらの取扱いで重要な位置を占めていたこともある。

但し、当時も同様であったが、専門連の会員が総合農協という例がかなりあり、専門農協が総合農協と合併するなかで、その傾向はますます色濃くなっている。この点を考慮した上で、個別に系統全体の調整問題についてみていく必要があろう。

総じて言えることは、この50年間に「総合農協と専門農協と、その両者のあいだに

みられる何かにつけての対立」(『専門農協と組合員』)が、3(2)で挙げた環境変化等を通じてあまりみられなくなつたため、総合農協に相対する存在としての専門農協が論じられることが少なくなったことである。それゆえ、論点自体はなお残るもの、論点を検討する際に考慮すべきことは変化している。

なお残る論点に加え、専門農協を積極的にとりあげ、新たに論点を検討するとすればどういった点に焦点を当てていくことが可能であろうか。後述4で若干の私見を述べたい。

(注16) 別の形式、例えば銀行代理店となる等の選択肢は検討の余地があるかもしれない。

(4) 最近の専門農協についての議論

近年、専門農協は、「はじめに」の中で述べたように、行政刷新会議等の政治的判断が求められる場面で取り上げられる場合のほか、総合農協系統や研究者が取り上げることがあり、それらは総合農協からの信用事業分離を論点のひとつに挙げることが多い(注17)。

政治的判断が求められる場面では、農協の区分経理が不十分なことや他業態を基準とした条件の同等性(イコールフッティング)等を通じて論じられている。

一方、総合農協系統では、『将来構想・制度研究会』の当面解明すべき課題の事業制度論のなかで信用事業分離論を挙げている(JA総合研究所(2009))。もちろん、農協が組合員の組織であることから、総合農協系統では、分離を前提に議論しているのでは

なく、信用事業を含めた総合事業が組合員に資するという立場から検討していたものと思われる。

研究者の中では、専門農協が直接的、間接的に論じられることがある（例えば、大田原（1992）、佐伯（1993）等）。間接的とは、総合農協の将来像を考える上で選択肢として専門農協が論じられる場合であり、信用事業を分離し専門農協とすること、信用事業を子会社化すること等が該当する。その多くは、経済環境の変化はもちろんのこと、経済事業部門の改革や合併により大型化した総合農協の今後のあるべき姿を論じるなかで使用されている。ここでは新たな専門農協を創設という発想ではなく、総合農協の今後の選択肢のひとつとして専門農協という言葉が使用されている。

近年の専門農協をめぐる議論については概ね、総合農協を考える中での総合農協の専門農協化を論じるもののが圧倒的であり、専門農協を総合農協へという論調は現時点においては少ない。総合農協の専門農協化の議論は、信共分離を論じるものから各事業を連合会等も含めた組織体の中で論じるもの等、結果として求める形態に違いがあるが、専門農協と総合農協のどちらの形態が適当かを問う部分があり、この点は過去の議論の延長線上にある。異なるのは、論者により組合員に資する目的、他業態からみた農協の異質性等、論点として取りあげられる根拠である。

一方、行政刷新会議の「新たな専門農協」にこめられた意味は、その議事資料を読む

限り、総合農協との対比の中で専門農協を語るのではなく、専門農協を総合農協とは全く別に創設するという考え方のようである。

これと関連して、以前から専門農協の設立によって大規模層の意見を反映させるという言論がある（山本（1989））。これらは農協の特質のひとつである一人一票と関係があり、総合農協の共益権の多くを有す正組合員のなかで、少数派である大規模層の意見が反映されにくことからきている。もちろん、この意見の背景には、日本の農業^(注18)の将来を考慮しているということがある。但し、相対的に大規模な経営体が集まって専門農協が設立されること自体、目新しいことではない。愛媛県の柑橘専門農協のように、専門農協の歴史をひも解けば、相対的に大規模な篤農家が設立の中心となっている専門農協の例は複数出てくるであろう。

(注17) 信用事業分離論は産業組合時代からあるが、ここでは深く立ち入らない。但し、専門農協の定義と深く関係するため、専門農協論の展開の中では触れるべき論点のひとつであろう。

(注18) この点で、日本農業の特質にあわせ専門農協論を展開することは意義のあることかもしれない。しかしながら、この時の山本（1989）は可能性を述べるにとどまっており、専門農協像はあまり具体的なものではない。例えば、地域の仲間で設立する専門農協なのか、特定作目の販売事業に特化した都道府県をまたぐような広域農協が想定されているのかは不明である。広域性は専門農協の特質のひとつと考えられており（玉城（1967））、現時点における専門農協の必要規模は以前と比べかなり大きなものとなっているかもしれない。

4 専門農協論の展開に向けて

今後、専門農協について論じるにあたり、もちろん過去の文献の論点を引き継いでいく必要があり、専門農協の特質の検討、各区分に属す専門農協の現状等は早急に確認が必要であろう。その上で、個別の論点に対し、組織のあるべき姿、必要となる機能、あるべき形態等これまで実施されてきた接近法に基づき検討していくことが求められる。そして、これらに加えて論じができる点について、さしあたって3つを取り上げ、本稿を締めくくりたい。

第1に、『総合農協と専門農協』等では、販売事業を中心に農協の優劣についていくつかの角度から論じられた。このこと自体は必要な議論であるが、総合農協と専門農協について販売事業のみに焦点を当てる必要はないであろう。マーケティングは、販売購買にかかる一切の事業活動に関わる問題を包含するし、効果的な販売の為には、指導事業もその一部として考えることもできる。

同時に、仮にある特定事業についての比較で専門農協に軍配があがるとしても、検討から除かれた事業がそれらの事業だけであり立つか否か、あるいは分離された事業間の補完性が認められるか否かも検討されなければならないであろう。世界的には専門農協が主流であるが、そうならない理由も求めていく必要がある。もちろんこの過程では理論的研究も求められる。

事業間の補完性と関連して、農協制度のあり方としての信共分離論がある。詳しくは別稿としたいが、信共分離論を論じる場合、その先にある形態のひとつは専門農協となることであろう。しかし、信共分離を主張する論者が想定している専門農協像には不明確な部分がある。そして、本稿で述べているように専門農協の実態はいまだ明らかでない部分が多く、過去に総合農協から専門農協となった事例について十分に検討する必要があろう。

第2に、世界的には専門農協が主流であるのに、なぜ日本で専門農協は発展しないのか、あるいはなぜ専門農協は衰退したのかである。専門農協が支持される理由については、おそらく経済学の枠組みで理論的な考察を加えることや、海外の農協にかかる文献の活用も可能であろう。

専門農協が日本で普及しない理由について、例えば、専門農協は特定作目の盛衰の影響を受けやすいことから、事業持続性的リスクが総合農協より高いからなのか、制度的に総合農協という存在があるなかでは、専門農協が育たないのか、また、育たないのは初期条件に左右されるためなのか、経済的問題でなくひとえに政治的問題なのか、議論していく必要がある。

また、以上を踏まえて専門農協が最も効果的なのはどういう場合か、あるいは新たな専門農協の可能性を語る場合、どのような形態、条件等が必要なのかも検討課題となろう。この場合、理論的な接近と同時に、近年新たに創設された専門農協の事例も検

討する必要がある。信用事業を実施しない専門農協の設立は、農協法上制限されているものではなく、信用事業を営む総合農協よりも容易に創設される可能性が高い。だからこそ、新設される専門農協の事業に継続性があり、組合員にとって十二分に役目を果たすことが可能か否かが検討されるべきである。「新たな専門農協」を政策的に支援するならば、このことは必要条件のひとつであろう。今後、相対的に大規模な経営体が集まって一部の業務を協同化することは十分に考えられる。その時、専門農協の歴史的研究、事例の蓄積、理論的考察等が実施されていることは意義のあるものと考える。また同時に、はたして専門農協が、農事組合法人、連合会あるいは株式会社等、複数ある事業形態の中で適当か否かも、過去の事例を踏まえるなどして検討されるべきであろう。

第3に、それぞれの区分およびそれぞれの区分に属す個別の組合の系譜についてもう少し触れる必要がある。例えば、現在専門農協で最も多い酪農協の歴史は、酪農史や乳業史があるにも関わらず、十分にまとめられていない。既に述べたように、専門農協はそれぞれ独自性が高いので、それぞれの農協またはそれぞれの区分ごとに個別にみていく必要があるし、個別の中に専門農協を語る上での鍵があると考える。

<参考文献>

- ・麻野尚延（1987）『みかん産業と農協－産地棲みわけの理論－』農林統計協会

- ・飯島源次郎ほか（1990）「農協合併と「新総合農協」」全国農業協同組合中央会編『協同組合奨励研究報告 第十六輯』全国農業協同組合中央会
- ・JA総合研究所（2009）「全国農業協同組合中央会平成19年度・20年度委託研究『将来構造・制度研究会とりまとめ』」
- ・協同組合経営研究所（1957a）「特殊農協にかんする調査研究報告（I）」
- ・協同組合経営研究所（1957b）「特殊農協にかんする調査研究報告（II）」
- ・協同組合経営研究所（1958a）「特殊農協にかんする調査研究報告（III）」
- ・協同組合経営研究所（1958b）「特殊農協にかんする調査研究報告（IV）」
- ・協同組合経営研究所（1958c）「特殊農協にかんする調査研究報告（V）」
- ・協同組合経営研究所（1958d）「特殊農協にかんする調査研究報告（VI）」
- ・協同組合経営研究所（1958e）「特殊農協にかんする調査研究報告（VII）」
- ・協同組合経営研究所（1958f）「特殊農協の実態と展望」
- ・協同組合経営研究所編（1968）「農業協同組合制度史2」協同組合経営研究所
- ・松村正治（1966）「総合農協と専門農協の販売事業」川野重任編『協同組合事典』家の光協会
- ・守田志郎（1959）「特殊農協における資本型と市場型」協同組合経営研究所『二つの単協経営者の報告』他4篇 協同組合経営研究所
- ・農林省統計調査部図書資料課（1955）『農林文献解題－農業協同組合篇－』農林統計協会
- ・農政調査委員会編（1964）『総合農協と専門農協－調査と検討－』不二出版
- ・農政調査委員会（1963）『日本の農業－あすへの歩み－18 農業マーケティング』不二出版
- ・農政調査委員会（1964）『日本の農業－あすへの歩み－37 専門農協と組合員』不二出版
- ・大田原高昭（1992）『系統再編と農協改革』農山漁村文化協会
- ・佐伯尚美（1993）『農協改革』家の光協会
- ・玉城昌幸（1967）『農協5つの問題』家の光協会
- ・山本修（1986）「専門農協の事業」協同組合事典編集委員会編『新版協同組合事典』家の光協会
- ・山本修（1989）「総合農協と専門農協」大内力編『日本農業年報 第36集 農協四十年－期待と現実－』お茶の水書房

（わかばやし たかし）

談

話

室

汚染地域の農業再生は成るか

途方もない地震が引き起こしたとんでもない原発事故で、福島県民の生活と県の産業は未曾有の試練に立たされている。旧ソ連のチェルノブイリ事故の経験は、所詮ひとごとでしかなかったのだと思い知らされた。人は直接自分に降りかかるって来なければ、なかなか身にしみて災厄を実感できない。また、地震や津波なら想像力の範囲内にあるが、放射能災害となると尋常な想像力の範囲を超えている部分がある。たとえば精神的なストレスが非常に大きいこと、そして被害者同士がどうしようもない分断と対立の関係に置かれてしまうといったことについて、福島現地のリアルな実情を伝えるのは簡単ではない。

さて福島の産業を見れば、いま最も苦境に立たされているのは農業だ。中通りのコメ農家で暫定基準を超える放射性セシウムが出てしまった件は、詳細な汚染地図の作成という基本的な作業がなされていなかったことにその原因を求めることができそうだ。里山で営まれている田畠では、山林からの用水流入の態様が異なっていれば、田畠一枚ごとに汚染の状況に差がある。大雑把に括ってしまえば高汚染農地を見逃すことになる。

ところで放射能汚染度の高い双葉郡の町村、それから相馬郡の飯舘村で、はたして農業が再生できるか。これを考える際に、3つのことが問題になる。1つは除染の技術的な問題、2つ目はコストの問題、そして3つ目は担い手の問題である。

チェルノブイリの被災地では、農地の表土を剥ぐという方法での除染は行われていない。肥沃とは言えない広大無辺な農地の表土を除去するのは、現実的かつ有効な農業再生の道ではないと判断されたようだ。福島の汚染農地の面積は、国土のおよそ半分が汚染されたベラルーシと比べれば遥かに狭いから、表土を剥ぎ、土壌を入れ替える方法もあながち非現実的とは言えないだろうと思う。土壌の入れ替え以外にもいろんな方法が試みられている。いずれにせよ技術的な面からは、農地の除染をあきらめるという結論を出さねばならぬ理由はあるまい。

第2の除染コストについては、いまのところ政府は「費用は問わない」とのス

タンスで臨んでいるが、いずれ現実問題として議論の俎上に上るだろう。たとえば飯館村の年間の農業生産高は約17億円である。農地の除染に仮に1千億円かかるとすれば、農業生産高の約60年分に相当する。純粋に費用対効果の問題としてだけみれば、除染が合理的な選択であるかどうか、少なくとも議論の対象にはなるだろう。

ある意味でもっと決定的なのは第3の「担い手」の問題である。避難している双葉郡8町村の住民を対象とした福島大学災害復興研究所のアンケート調査によると、他の人が戻っても自分は戻らないとの回答が、34歳以下の若い層で5割に近い。たたでさえ農業の担い手は高齢化が進んでいる。規制値をクリアしているとは言っても被災地は多少とも放射能で汚染されている。これから子どもを産んだり子育てをしたりしようとする若い人が果たして農業に復帰するだろうか。農業ができるレベルまで除染が進んでも、農業をしようとする後継者がいないのでは意味がない。

こうした問題をどのように扱ったらしいのか。「賠償」という視点でだけ論じるなら、「とにかく元の状態にもどせ」という主張には正当性がある。東京電力ないし電力業界にそれだけの賠償能力があれば問題は片付くかもしれない。しかし農地の完全除染の費用となれば電力会社に全てを負担する能力があるとは思えないし、できるとしても結局のところ電気料金にそれは転嫁されるしかないだろう。また国が賠償を支援するというのであれば納税者の負担に帰することになる。納税者がそれを受け入れるかどうか、これは政治問題である。

経済効率の面からみて、非効率な除染費用を支出して現地で農業の再生を図るより、別の地域に代替農地を用意したほうが遥かに経済的であるという計算が仮に成立したとしよう。しかしふるさとの土地は単なる経済的資源にはとどまらない。何よりも生活の地であり、祖先から受け継いできた歴史の厚みという価値もある。いま避難を強いられている農家をはじめとする住民は、はたしてどのように判断するだろうか、納得するだろうか。

(福島大学 理事・副学長 清水修二・しみず しゅうじ)

組合金融論の展開方向

—与信重視の相互金融に向けて—

常任顧問 田中久義

〔要　　旨〕

- 1 金融論のなかで金融機関の役割に関しては長い間預金先行が主流を占めてきたが、このところの貸付先行の立場の強まりは、組合金融をはじめさまざまな分野の理論構成に大きな影響を与える可能性をもっている。
- 2 代表的な財務諸表のひとつであるバランス・シートを管理会計の眼でみると、その中を資金が循環していると捉えられ、これを利用すれば預金先行と貸付先行という2つの立場の違いを図式的に把握することができる。
- 3 そのようにみた場合、集めて貸すという日常的な感覚での理解のし易さがある預金先行では説明できない論点が多いため、貸付先行は理論的な優位性をもつとみられるが、多数を形成するにはいたらず、当分の間両者は並立するものとみられる。
- 4 組合金融論は、商業的金融との比較のなかで相互金融性を旨としてきたが、いわゆる一般金融化がすすむなかでそのウェイトが低下するにつれて相互金融と協同貯蓄の二重構造という捉え方、そしてさらに広く相互金融＝協同貯蓄＋協同信用という考え方へ変化してきた。
- 5 この変化に貸付先行の立場を加味してみると相互金融＝協同信用＋協同貯蓄と考えることができ、これは相互金融の古典とされる産業組合論の主張と整合的である。
- 6 組合金融の独自性としての相互金融性は常に確認されるべき基本理念であり、今後とも、金融論の潮流に留意しつつ、与信重視の相互金融に即して業務などの組み立てをはかる必要があろう。

目 次

1 預金先行と貸付先行

(1) 預金が先か貸付が先か

(2) 論点の検証

(3) バランス・シートにみる資金の流れ

2 組合金融論の再確認

(1) 金融論の潮流と組合金融

(2) 相互金融論の再確認

(3) 相互金融論の変化

3 相互金融論の新方向

(1) 総合事業のなかでの組合金融

(2) 与信重視の相互金融に向けて

わが国における金融論とくに金融機関の役割をめぐるこれまでの立論は主に預金先行の立場から行われてきたが、中央銀行の役割に関する論争の産物として貸付先行の勢いが増している。

預金先行は長い間中心的な考え方としていわば常識化しており、組合金融をはじめとするさまざまな金融論もこれを基礎として組み立てられている。しかし貸付先行論の強まりによって、金融論のサイドからこれらを再検討する必要性が生じている。このような問題意識から、前稿では組合金融論の見直し方向を取り上げた。

本稿は、貸付先行の立場から組合金融論のベースにある相互金融の考え方を再検討してその可能性を検証しようとするものである。

1 預金先行と貸付先行

(1) 預金が先か貸付が先か

金融論の動向については、本誌平成23年2月号の「金融論の新展開と組合金融論」で既に詳しく紹介した。ここでは以下の

検討に必要な範囲でそれを要約しておきたい。

まず「金融」とは「金融商品の取引」であり、金融商品とは現在のお金（購買力）と交換される「将来時点でお金を提供する約束」である。この約束つまり契約には「負債契約」と「持分契約」があり、両者のバランス・シート上の境界が負債と資本の境界でもある。

たとえば貸付はお金と貸付証書を交換する取引であり、貸付証書は約定にしたがってお金を返済する約束を表章するものである。この証書は社債や手形・小切手と同様の性格をもつ金融商品とされ、その契約は、借入者にとって負債契約である。したがって借入者にとってこれは負債であるが、逆に貸付者にとっては金融資産である。同様に預金契約も、請求によって将来返還することを約束して現在のお金を受け入れる契約であり、預金証書またはそれに代わる通帳を発行する銀行にとっては負債に、預金者にとっては金融資産となる。^(注1)

金融機関の業務や役割に関する基本的な理解は、長い間「預金先行」が主流であっ

(注2) すなわち、金融機関の業務はまず預金の受け入れから始まり、受け入れたお金を貸付や金融市場に投じるという考え方である。この場合、預金者の経済余剰からきた預金と貸付金が振り替えられて生じた預金とを区別し、前者を本源的預金と説明している。しかし、この立場では、最初に受け入れた預金がどこから来たかという基本的な疑問に答えることが難しく、その説明のひとつである大数の法則による預金の歩留まり部分も、本源性の説明にはならないという問題があった。

預金が先か貸付が先かという問題への答えのひとつである貸付先行という立場は、信用創造を重視する。金融機関にのみ認められた特別な権能である信用創造機能は預金を作り出す。これを重視するこの立場では、集めたお金をそのまま貸すことはどんな経済主体でも可能な行為であるが、預金通貨を作り出すことは金融機関にしかできないことを強調する。

なお、預金先行においても信用創造理論は重視されている。そこでは信用創造の始まりが本源的預金の貸し付けであるとされ、そこから始まる信用乗数サイクルが重視される。

このような2つの立場間の論点は多岐にわたるが、以下ではいくつかの論点に絞って両者の違いをみることにしたい。

(注1) 本稿では固有名詞として用いる場合を除き、金融論の慣行に従い預金と貯金とを区分けせず、預金に統一している。

(注2) 預金先行、貸付先行という用語は参考文献5、P50による。

(2) 論点の検証

第一の論点は、最初の預金はどこからきたかである。

通常、預金先行論は、ある経済主体がその貯蓄を現金で銀行に預金することから説き起こされる。たとえば、最近出版されたマクロ経済学の教科書では次のように説明されている。

「サイラスは…（中略）…靴箱に現金を詰めてベッドの下に隠している。…（中略）…彼は1,000ドルの現金をファースト・ストリート銀行の当座預金口座に預けた。…（中略）…銀行はサイラスから預かった預金の一部を貸し出すことができる。」（参考文献6、P384）

みられるとおり、最初の預金は預け入れ者の貯蓄、つまり蓄えられた手持ち現金が銀行に持ち込まれて生まれている。ではサイラスはその現金をどこから入手したのであろうか。これが最初の預金はどこからきたかという問い合わせの内容であるが、これへの答えはなにも示されていない。

最初の預金についてのもうひとつの説明は、短期の余裕金を預け入れる預金者が多くても、その数が十分に多ければ銀行に底だまり預金が発生することに着目する。この大数の法則によって生じた底だまり資金が最初の貸付原資になり、それが信用乗数による預金創出の出発点になるとされる。しかし、この説明でも最初の預金がどうして生まれるかは明らかではない。

これに対して、貸付先行からの説明はつきのようである。

「信用創造機能とは、貯蓄の形成を先取りするかたちで、先行して資金の貸し付けを行う働きのことである。

…（中略）…銀行からみれば貸出とは、直ちには貸出額に相当する数字を預金口座に記入することに過ぎない。

…（中略）…預金が払い戻され、実際に現金との交換が請求される段階になってはじめて、銀行は現金準備を必要とするのである。」（参考文献1、P57以下）。

つまり、最初の預金は銀行の貸付によって生じ、それが引き出されて現金になるとすると説明されるのである。さらにこの立場には、信用乗数を否定する考え方（参考文献5）と、貯蓄手段でもある預金が銀行に滞留し、そこから信用乗数サイクルがはじまるという考え方（参考文献1）がある。

第二の論点は、預金獲得競争の意義である。

銀行や協同組織を含む金融機関は、預金獲得にしのぎを削っている。それはいつたい何を争っているのであろうか。

預金先行の立場では、獲得競争に勝つことの第一の意義は、貸付の原資を確保することにある。既に述べたとおり、獲得した本源的預金（貸付金振り替え以外の方法による預金の増加部分）は信用乗数サイクルの種といるべきものであり、それが多いほど多くの貸付けを行うことができると考えられるからである。これは、貸出額が収益に直結していた規制金利時代に特に重要とされた。

さらに、預金獲得の意味はもう一つの意

味で銀行の収益に關係する。それは、預金獲得は日本銀行に対する準備預金を十分に確保することにつながり、準備預金が積み不足となった銀行は割高な金利で他の金融機関から資金を調達するという費用を負担しなければならないからである（参考文献5）。

貸付先行の立場では、第一の点は意味をなさない。したがってこの考え方での預金獲得競争の意義とは、第二の点すなわち日本銀行が供給している準備預金というパイを巡っての競争であり、それに勝利した銀行はより高い利率で敗北した銀行に貸し付けて利益をうることができることがある。

預金と貸付でどちらが先かについての以上のような違いは、銀行業務の位置付け論だけではなく、果たしている役割の説明にもかかわる。そこで、次項ではバランス・シートにみる資金の流れの違いを例としてそれを考えてみることにしたい。

（3） バランス・シートにみる資金の流れ

企業の財産の状況をあらわす道具のひとつにバランス・シート（以下単に「B/S」という）がある。これは企業が行う経済取引を複式簿記によって記録し、一定期間の記録を分類・集計することによって経営体の財産額を明らかにするとともに、期間損益を算出することを目的としている。このB/Sの見方は財務会計と管理会計とでは異なる。

財務会計では、B/Sの勘定科目に記載された計数は、その科目に分類された取引の

結果や在り高の状況を第三者に対して正確に示す役割をもつとされる。たとえば、棚卸資産は期末時点における在庫のあり高を金額で正確に表している以外の何ものでもない。

管理会計でのB/Sの見方はもう少しダイナミックである。この立場でのB/Sの見方はつぎの2つからなる。ひとつは、資産は資金の運用を、負債・資本は資金の調達を示していると理解することであり、もうひとつは、資金がB/Sの中を循環していると理解することである。

後者の理解はつぎのようなものである。B/Sの科目は、借方の資産では回収する期間が短い順に、貸方の負債・資本では返済されるまでの時間が短い順に並べられている。このうち資産科目には取引の時間的な推移に応じてつぎのような関係がみられる。商品の仕入れ販売を例にとると、仕入れられた商品は棚卸資産（在庫）にまず計上され、それが売り上げられて売掛金に姿を変え、これが回収されて受取手形に、これが取り立てられて最終的には現金になる。こうして回収された現金は、負債の調達先に弁済期が到来したものから順に返済される。

個別の取引ごとにこうした資金の循環が繰り返された結果、B/S上の各科目には常に残高があるが、取引によって生まれた資金の流れは、投じられた資金が時間とともに現金に近い形に変わっていくと理解され、管理会計ではこのことを資金が循環すると表現している。

銀行のB/Sを管理会計的にみると、借方（資産）には中央銀行である日本銀行への準備預金、貸出金、そして有価証券などの科目がならび、それぞれが日本銀行、短期金融市場、そして各種有価証券取引市場とつながっている。また、貸方（負債・資本）は預金や資本勘定がならび、それぞれが預金市場や株式・債券の発行市場とつながっている。

銀行は調達した資金を、準備預金をはじめとするさまざまな金融商品（金融資産）に運用しており、預金という金融資産を有価証券など別の金融資産に投じて保有していることから、資産変換機能と呼ばれている。銀行のこの機能についての理解は、預金先行、貸付先行で異なることはなく、両者が異なるのは資金の流れのとらえ方である。

預金先行では、資本勘定で調達された長期の資金は長期の運用である固定資産の取得や外部出資に投じられ、もっともウェイトの大きい預金での調達資金は、貸出をはじめ有価証券市場で運用されると考える。また、大数の法則に従って発生する底だまり資金は、信用創造サイクルの種であると同時に、本来短期の金融を担っている商業銀行にとって長期の資金運用を可能とする資金源となる。

このように預金先行での資金の流れは、預金が出発点となり、それが貸出や有価証券などに流れ、貸付に回った資金は新たな預金を作り出してつぎの貸付原資となるスパイラルに入る。これを図式的に示すと、

貸出金 ← 預金

有価証券等←預金（市場型間接金融）

固定資産
および
中長期運用

←資本勘定

となり、このような資金の流れは直感的でわかりやすい。

貸付先行ではこの景色は異なってみえる。資本勘定での調達資金の運用は先のとおりであるが、貸付と預金の関係は逆転する。すなわち貸付はそれが実行されると同時に同額が預金となり、これが資金の流れの出発点である。その預金の自行内での歩留まり分に新たに現金で預入された預金（他銀行の貸付の流出分）を加えたものが当該銀行の総調達預金となり、その運用先である金融市场へと資金は流れる。

これを図式的に示すと、

貸出金 →預金（創造）

有価証券等←同上歩留り + 新規預入分
(市場型間接金融)

固定資産
および
中長期運用

←資本勘定

となる。

以上のようにB/S上での資金の流れについての理解は預金先行と貸付先行では異なる部分もあるが、市場型間接金融部分など共通項もまた多い。次項ではこれらを踏まえ、組合金融論の中核をなす相互金融を再確認することにしたい。

2 組合金融論の再確認

(1) 金融論の潮流と組合金融

先にマクロ経済学の教科書での信用創造の説明例でも触れたとおり、預金先行と貸付先行は、後者の勢いが増しつつあるとはいえるが、預金先行が過去のものとなったわけではない。両者の違いは、単に銀行業務の位置付け論の違いだけではなく、その経緯からして金融政策そのものの理解にもかかわることに加え、結果として金融機関の役割論や金融仲介の意義にまで及ぶだけに、金融論のひとつとしての組合金融論にとってもその潮流の帰趨と無縁ではない。

とはいえるが、金融論の世界だけでも広がりをもつテーマであるため、どちらかに整理されるまでにはかなりの時間が必要と思われるうえ、その決着がどのようなものになるかを現時点で見通すことは難しい。しかし、この2つの立場と組合金融論とのかかわりを理解しておくこと、そして金融論の潮流を先取りして検討しておくことは、組合金融論を展開するうえでも必要であろう。

さらに、金融機関の役割を考えるうえで欠かせないもうひとつの基本的な論点がある。それは、金融機関業務の公共性と、その扱い手の組織性との関係である。

たとえば、銀行法はその第1条において「この法律は、銀行の業務の公共性にかんがみ、信用を維持し、預金者等の保護を確保するとともに金融の円滑を図るために、銀行の業務の健全かつ適切な運営を期し、も

って国民経済の健全な発展に資することを目的とする」と定めている。その一方で同法第4条の2は「銀行は、株式会社で…(中略)…なければならない」としている。この結果、銀行は公共性という使命と、私企業として営利を追求する性格との調和に苦慮している。

商業金融は公共性があるとはいえるが、銀行自身の利益のための金融であり、短期的な利益の追求に注力しがちであるとされる。これに対して、組合金融は協同金融として利用者のための金融であって、長期的な利益を重視している。このような協同組織金融の役割を金融全体の中でどのように位置づけるかも基本的な論点であるが、本稿の狙いと直接には関連しない論点であり、ここでは指摘するにとどめておきたい。

(2) 相互金融論の再確認

前稿では貸付先行の強まりをはじめとする金融論の変化に対応した組合金融の特性として、つぎの3点を指摘した。①組合金融の特質は相互金融にあることが産業組合以来現在にいたるまで承継されていること、②組合金融の一員である農協金融は貯貸業務を中心とする間接金融の担い手とされ、その共同運用部分は市場型間接金融と位置づけられること、③各種金融機関と貯貸両面で競争関係にある組合金融機関は独自の理論的土台が必要であること。

これらの特性に共通するキーワードは相互金融であり、以下では組合金融の古典とされる小平権一「産業組合論」(参考文献3)

により、その内容を再確認しておきたい。

まず、農村の産業組合はつぎのように定義されている。

「農村的産業組合は、原則として農村に設立せられ、その農村の住民なる農民即ち農家を相手とする組合であって、その業務としては農業の經營に必要な農業資金を供給し、また農業經營より生じたる農家の余裕金を預入れ、あるいは農業の經營に必要な肥料その他の原料品、もしくは農業器具機械を購入して、これを組合員に供給し、あるいは組合員の生産したる農産物を共同に販売し、または加工して販売し、あるいは組合員の必要とする器具機械を設備して利用せしむるなどの業務を主なものとしている。」(P120、現代仮名遣いと傍点は筆者。以下同じ)

これらの整理は、産業組合法制定時(1900年)に信用、購買、販売そして利用という4種の事業を行う産業組合の設立が認められ、その6年後に兼営が認められた際の基本的な理論と共通するものであるが、その中核をなす信用組合の特徴についてはつぎのように整理されている。

「信用組合は、組合員に対し、その必要な産業資金または例外として経済資金を貸付し、また組合員の余裕金を預入れるいわゆる金融業を行う組合であって、その金融取引が、相互的で、貸付が組合員に限っているところにその特徴がある。」(p126)

さらに商業的金融機関との違いについての項では、信用組合の特質としての「相互金融」性が指摘され、つぎのように説明さ

れている。

「信用組合の特質としては、組合と組合員の間に相互金融の取引を行うことにある。相互金融とは、その業務として信用を付与せらるるものは、その組合自体を構成する組合員であり、またその信用組合に貯金するものもその組合を組織する組合員である点にある。…（中略）…弱者の地位にあるもの同士が、互いに相互扶助の働きにより、互いに責任を負担し合うことによりて、その信用力を増すために結合するものが信用組合である。」（p150）

「しかし、その増したる信用力を有している組合に対して、組合員は僅かづつながらの貯金をなし、その貯金を蓄積してこれを資金を必要とする組合員に貸付し、かくて組合員間において資金の不足せるものと資金の過剰せるものとの調節をはかり、その組合にて資金の調節をなし得ざる部分をさらに調節するがために連合会を組織し、その連合会がさらにその資金の過不足を調節するがために、全国的の連合会即ち産業組合中央金庫のごときものを組織するのである。」（同上）

（3）相互金融論の変化

以上のような相互金融論は、その後の経済情勢や農家の貯蓄・負債構造の変化がすすむなかで、金融機関との同質化が強く意識された。参考文献2の指摘によれば、これが「組合金融の一般金融化」であり、相互金融基盤の変質と農協の貯蓄金融機関化と受け止められた。

それによれば「相互金融」を展開した理由は、①組合員農家各階層がほぼ等しい貯借率、②各層とも資金余裕が低水準、③各層の組合員農家が互いに間欠的に資金が不足であったために相互充足の必要性があったことであった。しかし、日本経済の高度成長期を経て組合員経済の平準化がすすみ、相互金融が機能するための3つの前提条件が変化した。特に組合員農家の貯蓄性貯金の増大によって相互充足的な相互金融が展開しうる部分が限定されたとするのである。

そして、組合金融としての農協信用事業の構造はつぎのように整理された。すなわち、基本に「一定範囲の相互金融を充足する機能」があり、その上に「大部分の農家から預託された共同の資金運用部分を保有する貯蓄金融機関としての機能」があるとして、その部分を「協同貯蓄金融機関」と呼んだ。

このような考え方は、貯金残高を2つの部分に分けて、それぞれが役割を異にしているとするものである。具体的には、貸出金残高に見合う貯金残高部分を相互金融部分、貸付金残高を上回る部分は協同貯蓄金融部分とした。

これをB/S的に示せば、

貸出金 ← 貯金（相互金融部分）

有価証券等 ← 貯金（協同貯蓄部分）

となる。

両者の実態を昭和60年当時の計数でみると、貯金残高が36.2兆円、貸出金残高が12.6兆円で、貯貸率は約34%であった。このこ

とは、相互金融とみなされた部分が60年当時で既に全体の3割強にすぎず、残り7割弱が協同貯蓄部分つまり共同での効率運用部分であった。

このような区分による組合金融の理解は、相互金融性を維持するために協同貯蓄金融を別建てに位置づけざるを得なかったものと見られるが、それを独立した分野と位置づけたことに注目しておきたい。この協同貯蓄部分は貸出以外の資金運用部分であるだけに、貯金・貸付先行ともに同じ説明になり、先にみた管理会計的な金融機関のB/Sの理解とも整合的であるからである。

この考え方はさらに展開され、「相互金融とは、借入者でもあり、貯金者でもある組合員が協同して資金を融通し合う『協同貯蓄』『協同信用』である」という、協同組合性そのものに相互金融の根拠を求める主張につなげられた。先に組合金融の一部とされた相互金融は、ここでは全体をカバーする概念とされたのである。この考え方の基礎は、相互金融の大本にある「相互性」が、産業組合論で指摘されている「信用を供与されるものも、資金を預けるものも組合員である」点にあると思われ、これが相互金融=協同貯蓄+協同信用という主張につながっている。

このようにみた場合、協同貯蓄と協同信用の関係を金融論としてどうとらえるかという問題は残されているが、貯金(授信)と貸付(与信)を分離して捉えたことは、預金先行に立ちつつも貸付先行の図式に近い考え方になっていることが注目される。

次項では、このような考え方をベースに、先にみた銀行のB/S内の資金の流れと同様に農協のB/S内のそれを確認しながら、協同貯蓄と協同信用の関係を検討してみたい。

3 組合金融論の新方向

(1) 総合事業のなかでの組合金融

農協のB/Sは、総合事業性を反映した3区分の資金構造であるという特徴がある。3区分とは、信用と共済を含む広義の金融事業、販売、購買、倉庫、利用などの総称である経済事業、そして各事業に共通する基本的資産と資本からなる固定資金の3つの資金グループである。一般の企業の資金構造は、運転資金と固定資金(基礎資金)の2つに分けられるが、金融事業が加わる3区分構造の農協のB/Sはそれだけ複雑である。

このような構造であるだけに、一般の企業とは異なる財務管理が農協に求められ、特に管理会計的な資金管理の必要性が早くから指摘されてきた。たとえば、「JA教科書 財務管理」(昭和59年初版)では、農協財務の基本的問題点として財務構造の複雑さを指摘したうえで、総合農協のB/Sは金融型であるとし、管理会計の導入の必要性を強調している。これは、管理会計におけるB/Sの見方、つまり負債・資本を資金の調達、資産を資金の運用ととらえることの重要性に着目した課題提起であった。

そこでは農協のB/Sの理想的な姿がつ

ぎのように示されている。①金融事業資金グループでは資産>負債、すなわち運用額が調達額を上回る状況を実現すること。②「掛け」つまり「信用」による取引の結果として一般の企業と同様に運転資金が必要となる経済事業資金グループでは資産>負債+長期借入金、つまり長期借入金を利用して資金の運用・調達の均衡をはかること。そして③資本と固定資産を中心とする固定資金グループは資産<負債、つまり出資金と内部留保による調達が固定資産や外部出資への運用額を上回ること。

この背景には当時のB/Sの構造がそのような形になっておらず、効率的ではないと考えられたことがあった。その状況とその後の変化を確認するため、各資金グループの事業年度ごとの状況を示したのが第1表である。

これにより事業年度ごとに資金グループごとに資金の過不足をみると、まず金融事業資金グループでは、1965年、80年とも調

達額を運用額が下回っており、差額は他部門への運用となっていた。それが08年度では逆転し、運用額が調達額を上回り、他の資金グループの余裕資金が金融事業の資産として運用されている。

その資金を供給したのが固定資金グループである。65年では運用額つまり固定資産などへの投資額が出資・内部留保などによる調達額を上回っていたが、80年度以降は調達額が運用額を上回る状況が続いている。このように、現在の農業のB/Sの姿は、先の教科書が理想とした姿を実現している。

B/Sは一定期間の全取引を分類・集計した結果であり、それが示す姿は農協という事業体が全体としてどのような役割を果たしたかを如実に示している。このようにみた場合、かつて目標とされた資金の調達・運用構造が既に実現していることは、これまでの事業への取り組みが方向として正しかったことを示している。

ことに資本勘定の充実は内部留保によるものであり、それを可能としたのは広い意味での金融事業の収益が確保されたことであった。その間の組合金融の理念は相互金融であり、それだけに相互金融論の重要性は大きかったと思われる。その相互金融論も先にみたとおり時代とともに修正され、発展してきている。とすれば、金融論の潮流との整合性をはかりつつ、さらなる相互金融論の構築に向けた検討を行い、常にそれ

第1表 バランス・シートによる農協の資金構造

(単位 百万円、%)

事業年度	資産		負債・資本		①-②	
	実数①	構成比	実数②	構成比		
金融事業資金グループ	1965	340	85.6	362	91.2	△22
	1980	6,610	88.5	6,706	89.8	△96
	2008	110,572	92.2	110,320	92.0	252
経済事業資金グループ	1965	28	7.1	14	3.5	14
	1980	455	6.1	269	3.6	186
	2008	1,729	1.4	872	0.7	857
固定資金グループ	1965	29	7.3	20	5.0	9
	1980	401	5.4	490	6.6	△89
	2008	7,582	6.3	8,691	7.2	△1,109
合計	1965	397	100.0	397	100.0	
	1980	7,466	100.0	7,466	100.0	
	2008	119,883	100.0	119,883	100.0	

資料 各事業年度農林水産省『総合農協統計表』

(注) 1 実数は各事業年度1組合あたり平均である。

2 四捨五入により合計と一致しないことがある。

を検証していく必要がある。

(2) 与信重視の相互金融に向けて

既に述べたとおり、組合金融の基本的な性格付けにかかわる相互金融論は、資金量が充実するにつれて、組合金融全体を統一的に説明することが困難となり、二重構造をもつ金融と説明されるようになった。この考え方はさらに展開されて「相互金融とは、借入者でもあり、貯金者でもある組合員が協同して資金を融通し合う『協同貯蓄』『協同信用』である」という考え方につながった。これは、貯蓄と信用（与信）それぞれが独自性をもった協同であると指摘したと理解される。

このような変化を踏まえて相互金融論を改めて見直すとすれば、これまでの流れをさらに推しすすめることが必要になると思われる。それは、金融論における貸付先行にも対応しうる相互金融の再構築であり、具体的には、協同貯蓄と協同信用との金融的な関係を、協同信用と協同貯蓄という関係に変えることに他ならない。

改めて貸付先行論の立場でも妥当するよう相互金融を再構成すればつきのようになろう。「相互金融とは借入者でもあり貯金者でもある組合員が、協同して資金を融通する『協同信用』と協同して資金を運用する『協同貯蓄』である」。

したがって、相互金融を行う組合金融機関の役割はつきの二つとなる。

第一は与信施設としての役割であり、信用供与による預金通貨の創造がその内容で

ある。この預金通貨は投資、営農、生活の用途に応じて決済され、一部は他の金融機関に流出し、一部は内部にとどまる。

第二は協同運用施設としての役割である。これは相互金融の外またはそれを基礎として上部にあるのではなく、相互金融の本来機能のひとつでなければならない。

以上のように相互金融を位置づけた場合、それは産業組合論の主張に回帰するという側面をもち、それはつきの理由により妥当であると筆者は考える。

第一は、信用組合の役割の最初に「産業資金の貸付」すなわち与信業務があげられていることである。このことは信用組合という組合金融機関の基本的な役割が共同で信用を供与することにあるという認識を示しているとみられる。この認識は、商業的金融機関の取引対象になりにくい信用力の乏しい農民が、自らの受信ニーズを満たすために資本を持ち寄って設立したという信用組合の定義とその後の設立の実態にもよく適合していると思われる。

第二に、信用組合と銀行との差異の項でも組合の信用供与の重要性が強調されていることである。信用組合の役割について「信用組合は、その組織員に信用を付与することをその目的たる事業とし、組合員以外の者とは信用取引を全然行わない。」と強調している。この認識についてはさまざまな見解が示されているが、そもそもの性格として、信用組合を共同での与信施設と考えていたことは間違いないといえる。

以上のような点から考えて、産業組合と

しての信用組合、とくに農村部のその共同与信施設としての性格は、当時存在しなかつた金融の理解である貸付先行に通じる見方が含まれていると考えてよいのではないうだろうか。

このような整理でも産業組合論にいう連合組織の必要性や役割は同様である。それどころか、銀行が抱えている「業務の公共性」と「私企業性」との両立という課題を、協同組織にとってそれほど重大な問題となるないようにする役割を連合組織が果たしている可能性がある。

大きな経済区分としては民間部門の担い手である組合金融は、公共そのものである公的部門と私企業が担う純私企業との間に位置していることはいうまでもない。このことは公共的役割の担い手として役割發揮が、組合金融にとってそれほど矛盾なくできること意味している。

金融論における貯金先行と貸付先行の両論は、金融機関の業務機能だけではなく、

金融仲介、信用乗数、そして金融政策の有効性など幅広い論点を際立たせている。これらを統一的に説明し、実証された体系はまだ提示されていない。

その一方で、組合金融の基本理論である相互金融論は、いくつかの修正を経ながら、現在でもその位置づけを保っていると考えられる。今後とも、金融論の変化に注視しつつ、金融論のひとつとしての組合金融論を確立してゆく必要は強まるものと考える。

<参考文献>

1. 池尾和人 (2010) 「現代の金融入門 [新版]」 ちくま新書 (株)筑摩書房
2. 市塚宰一郎、長井民太、鈴木博共著 (1986) 「五訂新農協信用事業入門」 全国協同出版
3. (株)農林中金総合研究所 (2004) 「JA教科書 信用事業 [第6版]」 全国農協中央会
4. 小平権一 (1930) 「産業組合論」 興文社
5. 建部正義 (2008) 「はじめて学ぶ金融論 [第2版]」 大月書店
6. ポール・クルーグマン、ロビン・ウェルス (2009) 「クルーグマン マクロ経済学」 東洋経済新報社

(たなか ひさよし)



次期CAP(共通農業政策)改革と EUの財政・成長戦略

—直接支払いの「緑化」、公共財供給の重視へ—

主任研究員 平澤明彦

〔要　旨〕

- 1 現在EUで検討が進んでいる次期共通農業政策(CAP)改革は、EUの財政・成長戦略によって大きな影響を受けている。
- 2 「EU予算見直し」の草案はCAP(とくに直接支払い)の縮小を求め、「欧州2020」戦略はCAPに言及しなかった。こうした状況により、CAP自体の正当化が、経済金融の混乱による財政制約も相まって、次期CAP改革に向けた重要な課題となった。
- 3 農業部門はこれらの文書で求められた公共財供給などの今日的課題を主張してCAPの予算や領域の縮小を避けようとしており、その一環として直接支払いの「緑化」(環境支払い化)が提案された。また、そのために欧州委員会は一連の文書中でCAPの目的規定(EU運営条約)からの拡張方向を明示している。
- 4 改革の重点は、農産物の高値を背景に、生産過剰や対外通商交渉が大きな問題とならない情勢下で、上述の公共財供給のほか、新規加盟国への対応や、収入リスクへの対応などに移っている。その結果、多面的機能や公正のための予算の再配分が前面に出てきた。
- 5 「EU予算見直し」(2010年10月)は直接支払いの緑化と、(農家ごとの)過去実績方式の廃止、加盟国間較差の縮小を提示した。農村振興政策については欧州2020戦略に対応するほか、結束政策とともに共通戦略枠組みに統合する。また、保険およびその他のリスク管理手段の提供も掲げた。改革の大きな要素はここで示された。
- 6 「2020年へ向けてのCAP」(2010年11月)は事前公開討論の結果を受けて、改革の主要課題に対応する目標として、食料生産の維持、自然資源の持続可能な管理、均整のとれた地域振興の3つを示した。直接支払いは、全農業者を対象とする基礎的所得支持部分(面積単価は各国・地域内で一律、加盟国間較差は客観的基準に基づき縮小)と緑化部分に分け、加えて一部の農家を対象とする条件不利地支払い、従来型の品目別支払い、そして簡易な小農支払いを設ける。また直接支払いの対象は農業従事者(active farmer)に限定し、受給額上限も設定する。農村振興政策は環境・気候変動・革新を全体の指針とする。
- 7 「欧州2020のための予算」(2011年6月)はCAP予算を名目価額で維持し、いまひとつの財政問題である英国拠出金払い戻しの廃止も見送った。各加盟国では第一と第二の柱の間で財源の融通が可能となる。直接支払いは面積単価がEU平均の90%を下回る国について、その乖離幅の3分の1を引上げる。また直接支払いの30%が緑化部分となる。市場措置については危機的状況およびグローバリゼーションの影響に対する農家の救済措置を設ける。農村振興政策の加盟国間予算配分は客観的な地域的・経済的基準に基づき見直す。

目 次

はじめに

1 EU全体の財政・成長戦略とCAP

(1) EU予算見直し

(2) 欧州2020戦略

2 次期CAP改革案の検討

(1) 次期改革の背景

(2) ヘルスチェック

(3) 検討の開始

(4) 2つの欧州委員会文書

(5) 「2020年に向けてのCAP」の施策

(6) 「欧州2020のための予算」の施策

3 小括

はじめに

EUでは現在、2014年から実施される次期共通農業政策（CAP）改革の検討が進められている。これは1992年から続く一連のCAP改革に連なるものである。CAP改革はこれまで、WTO農業交渉や、我が国の農業施策に影響を及ぼしており、次の改革も注目されるところである。

本稿は次期CAP改革へ向けた動向について、おもに2011年夏までの推移を整理する。とくに、①CAPの検討に大きな影響を及ぼしている、EU全体の財政および成長戦略に関する欧州委員会文書でCAPがどのように位置づけられたかを確認したうえで、②CAP改革の検討過程と2つの欧州委員会文書を紹介し、①と②の関係を整理して次期改革の方向を把握する。

なお、2011年10月に公表された主要法案については別途執筆の予定である。

1 EU全体の財政・成長戦略とCAP

(1) EU予算見直し

現行（2007-2013年）のEU多年度財政枠組みを定めた欧州議会・理事会・欧州委員会の3者間合意文書（2006年6月）は、欧州委員会が多年度財政枠組みについて「支出（CAPを含む）と財源（英国への拠出金払い戻し（後述）を含む）のすべての観点を網羅した、全体的かつ広範な見直しを実施」し、^{（注1）}2008/2009年に結果を報告すると宣言した。この取り決めは拠出金払い戻しの削減に応じるにはCAP補助金の見直しが必要である^{（注2）}という英國の主張を反映している。

（注1）European Parliament, Council & Commission [2006 : p.15] の宣言3。

（注2）このときの加盟国間の利害対立については豊 [2010 : 94-103頁] が詳しい。

a 事前協議

2007年9月から開始されたEU予算見直しの事前協議には、300以上の意見書が提出され、2008年11月2日に協議報告書（参加

者からの意見書概要) (Commission [2008]) が公表された。

協議報告書によれば「支出優先順位の大幅な方向転換に対して広範な支持がある。とくに、多くの意見書が農業支出の削減と研究およびエネルギーへの支出拡大を主張している」(同p.5)。また、CAPは協議中で最も頻繁に言及された政策分野であり、多くの参加者は、CAPを今日の優先事項に沿わせるための改革、農業支出の大幅削減、直接支払いの何らかの抜本的改革、農村振興への財源移転などを訴えた。一部の参加者からは、農村振興政策を結束政策(地域政策のこと)^(注3)に近づける提案もなされた。他方で、農業政策全体の(EU共通政策からの)再国別化は殆ど問題外とされた。

つまり、CAPは維持するものの財政規模の大幅縮小と優先事項の変更、直接支払いの改革と縮小、そして農村振興政策の強化が求められたのである。

それに加えて、グリバウスカイテ予算担当欧州委員は、CAP(とくに市場・所得支持)には、あえて国境を越えてEU財政で賄う利点が少ないと指摘した。^(注4)

このように、2008年末におけるEU予算見直しの方向は、CAP財政の維持にとってかなり厳しいものであった。

(注3) EUの地域政策は、域内の格差是正を目指して行われる後進地域への投資政策である(http://ec.europa.eu/regional_policy/what/index_en.cfm)。EU運営条約174条で、EU全体の調和のとれた発展を促すため、経済的・社会的・領域的結束を強化する政策を行うこと、およびその際にとりわけ、地域間格差の低減と、最も恵まれない地域の後進性低減を目指すことが規定されている。

(注4) Agra Focus (Dec 2008) 参照。この欧州委員はリトアニア出身であり、新規加盟国のCAP補助金受給水準が低いことや、新規加盟国自身の財政負担による補完的な直接支払いに対して批判的であった。

b 流出した草案

EU予算見直しの報告は2009年までに提出するよう定められていた。ところが、2009年10月6日付の草案(European Commission [2009])が流出した後、最終的な提出は大幅に遅れることになった。

流出した草案の内容は、CAPの財政規模と対象分野の縮小・転換を含むものであった。まず、EU支出は欧州の付加価値を生成すべきであるとし、その条件として、政策上の関連性(基本条約に規定された欧州のおもな政策課題、および、EU諸組織の設定した政治課題への対応)、「補完性」(加盟国政府には十分できない、あるいはEU段階で行った方が効果的ないし効率的であること)、「比例性」(基本条約の目標達成に必要な範囲内であること)を挙げた(pp.5-6)。農業支出については、欧州の付加価値、優先事項への集中、そして公正のために、さらなる改革と現代化を求めた。これは明らかに前年の予算担当欧州委員の主張に対応するものである。

そしてCAPについては、将来のCAP改革を推し進める目標を2つ挙げた(同pp.17-19)。一つは、CAPを現代的なものに変えて、新たな課題への対応と、最も付加価値を生む分野とに、支出を集中することである。新たな課題とは、気候変動への対応と、そのためのイノベーションおよび研究、そして欧州社会の期待事項である食品の質、

生物多様性、水資源、動物福祉である。いま一つの目標は、EU予算に占める割合を大幅に削減し、他の優先事項へ財源を移転することである。

具体的には、CAPの第一の柱（所得支持と市場施策の総称）の大部分を占める所得支持（直接支払い）については、既存の「単一支払い」を維持するものの、これまで以上に公共財の供給（食品の安全性と質、持続可能な農業、気候変動）に重点を移し、過去の生産実績に基づく支払い方式は廃止する。また、新たな課題や環境問題には、より広範な戦略をもって取り組み、CAP以外の政策で扱い、一方でCAPの支出はそのおもな対象である農食品部門の生産などに集中する。^(注6) 財源は加盟国の負担を増やし、EU財政と加盟国政府の共同拠出とする。そのうえで、こうした大きな変化への適応を円滑にするため、移行措置として「基礎支持支払い」を設ける。

CAPの第二の柱である農村振興については、新たな課題分野への支持を継続し、義務的モジュレーションの増加も選択肢となる。ただし気候変動については新たにCAPの「第三の柱」を設けて対応する。また、農村地域における経済活動の多様化と雇用機会に資するようさらに改善し、非農業および環境関連活動により多くの財源を振り向ける。こうした重点の変更によって、農村振興政策と結束政策の関係調整が問題となる。

このように総じて直接支払いを縮小しつつ、各施策について新たな課題ないし公共

財への貢献を強化する方向であった。これらは先に見た事前協議の結果に沿っていることがわかる。

また、CAPの財源に関わるもう一つの問題である、英国の拠出金払い戻し（後述）については段階的に廃止とした。なぜなら、EU財政に占める農業の割合および付加価値税に基づく拠出の割合が低下し、英國の経済状態も他のEU加盟国と比べて良好であることから、払い戻しを維持する根拠^(注8)が次第に薄れている（p.30）ためである。

この草案が流出すると、ボエル農業担当欧州委員を含む複数の欧州委員が、自分は^(注9)この文書に責任がないと表明し、11月に予定されていた提出は先送りとなった。

(注5) 原文は後述のヘルスチェックにおける「新しい挑戦」と同じnew challengesであるが、含まれる事項には相違がある。「その一部はヘルスチェックで特定された」（同p.16）。

(注6) 新たな課題への対応は他の政策で扱うという一つ前の文と矛盾するようであるが、おもに他の政策が担い、CAPでも対応するということであろうか。欧州委員会は、気候変動についてはCAPのほかに研究や結束政策などの間で目標を統合する必要があるとしている（同p.15）。

(注7) 前注と同じ。

(注8) 加盟国からEUへの拠出金は経済規模によるのに対して、CAPの支払いは農業活動による。英國経済は農業の割合が小さいため拠出超過となる。

(注9) capreform.eu (9 Sep 2010) およびEurActiv (16 Nov 2009) を参照。ボエル農業担当欧州委員は、草案は「ゴミ箱に入れられた」と述べた。欧州委員会は合議制をとっており、欧州委員のこうした反応はこの草案が欧州委員会内で合意を得ていなかったことを示している。草案は欧州委員会パローゾ委員長のアドバイザーたちが起草したと見なされた。前書きは同委員長の名義である。

c 公表版

結局、2010年10月に公表された文書「EU予算見直し」(Commission [2010])の内容^(注10)は、草案から全面的に変更された。CAPについては草案の考え方を受け継ぐ形で、新たな課題と公共財供給に力点を置きながら、より穏やかな提案となった。CAPに対する評価は肯定的なものに変わり、草案にあった急進的な提案の多く(CAPの予算削減や範囲縮小、直接支払いの共同拠出、第三の柱、それに英国の拠出金払い戻し廃止など)は姿を消した。

また、提出が遅れている間に後述の欧州2020戦略が策定された(第1表)ため、文書はこの戦略を踏まえたものとなった。

EU予算見直し文書は冒頭で、公的支出が世界的な経済危機によって政治的議論の中心となり、その優先順位は過去数十年なかった形で説明を求められていること、そして2008年末に合意された景気刺激策が経済回復に重要な役割を果たしたこと 등을述べている。

EU予算の従うべき原則は、何よりもまず欧州2020戦略の実現に主要な貢献することであり、またもう一つの重要な条件は、欧州の付加価値、つまりEU段階で支出

した方が各加盟国で支出した場合よりもよい効果を上げることである(同p.5)。後者の条件は草案で強調されていたものである。

CAPについては(同pp.11-12)、その意義を認めたうえで、おもに直接支払いの改革を促した。まず、EU経済はEUの様々な目標(連帯、気候変動、環境保護と生物多様性、健康、競争力、食料安全保障)に貢献する農業部門を必要としており、これまでのCAP改革は農業を次第にこうした目標に結び付けてきたと評価した。そして、CAPのEU財政に占める割合は低下しているが、この傾向が続いても、農業は今後とも加盟国の財政ではなく、EU財政による主要な公的投資であり続けるだろうと述べ、CAPの維持存続を肯定した。

CAP改革の内容としては、直接支払いについて、加盟国間における支払い水準較差の縮小と、過去実績方式の解消を明らかな課題として指摘し、また欧州2020戦略への貢献の観点から、従来のクロスコンプライアンスに加えて、直接支払いの「緑化」(greening)によって、より高度な環境保全や、農村におけるイノベーションと競争力を強化することを挙げた。また、農村振興政策については、欧州2020戦略に対応する各種課題(競争力・革新、経済多様化、気候変動、環境・自然資源、最条件不利地への支^(注11)持)への対処に加えて、共通戦略枠組みへの統合など、他のEU政策との相乗効果を高めるための施策を挙げた。そのほか、リスク管理手段の提供にも言及している。

これらの要素のうち多くは従来のCAP

第1表 欧州委員会の各種関係文書の日付

2008年3月11日	協議結果報告書	「EU予算見直し」
2009年10月6日	流出草案	
2010年3月3日	提案	「欧州2020」
6月17日	決定	
10月19日	報告書	
11月18日	「2020年に向けてのCAP」	
2011年6月29日	「欧州2020のための予算」	
10月12日	次期CAP規則案	

改革の延長線上にあり、草案と比べてはるかに漸進的な改革案である。一方、直接支払いの緑化は新しい要素である。予算と政策対象の縮小を避けながら、公共財供給の重点化によって、事前協議や草案の批判にこたえたものと考えられる。ただしその概念はまだ曖昧であり、この段階では環境のほかにイノベーションと競争力も含んでいた。

また、大きな改革要素はこの段階ではほぼ出そろったようである。

EU予算見直し文書はCAPに関する記述の最後で、CAP改革のあり方を3通り例示した。第一は加盟国間の直接支払い格差是正など現状の矛盾打開、第二はより本格的な総点検（政策目標、農業者、加盟国の間のバランスを見直し、持続可能性を高める）、そして第三は急進的な改革（環境・気候変動対応への特化、所得支持と市場措置の廃止）である。上記の直接支払いの緑化などの提案をみれば、欧州委員会は第二の選択肢を想定していたであろう。第一と第三の選択肢はそれぞれ、有力加盟国中の両極端であるフランスと英国の主張に近いものである。その後、この3つの選択肢はCAP改革の文書でも言及されることになる。

(注10)ただし、事前協議の過程で有望な各種のアイディアが浮上してきた（同p.2）と述べていることからもわかるように、基本的な考え方は草案と共通している点も多い。

(注11)草案における「新たな課題」の多くと重複しており、それらを引き継いだとみることができる。

(2) 欧州2020戦略

「欧州2020」(Commission [2010a]) は、2010年で終了した「リスボン戦略」に続くEUの成長戦略文書である。2020年へ向けてEUの関連政策や予算はこれに沿って展開される。

この文書の冒頭で示された情勢認識は、経済危機の影響への危機感と、各種の構造的問題に遅滞なく対処することの必要性であった。すなわち、世界的かつ歴史的な規模の経済危機によって、低成長、低就業率、高齢化の加速といった欧州経済の構造的弱点がより大きな問題となった。低成長の要因は、研究開発やイノベーションへの投資の不足、情報通信技術利用の不足、社会の一部におけるイノベーションへの抵抗、市場障壁、動きの少ない事業環境である。一方、中国やインドなど新興国の台頭による競争と市場機会、世界金融の混乱、気候・資源問題といった世界的な課題も重要性を増している（同pp.5-8）。

こうした状況の下で、欧州経済の地盤沈下を防ぎ、新たな経済に移行するための戦略が打ち出された。その優先事項は、スマートな成長（知識・革新を基礎とする経済）、持続可能な成長（資源効率・環境・競争力の改善）、そして包含的な成長（高雇用とそれによる社会・地域の連帶）の3点である（同p.10）。

欧州2020戦略は、2010年3月3日に欧州委員会が提案し、同年6月に欧州理事会および欧州議会で決定された。ところが、3月の提案（および6月の決定）には、CAPへ

の言及がほとんどなかつたため反響を呼んだ。2020年までのEU多年度財政枠組みはこの戦略の実現を目指すのであり、CAPとの関連付けはCAPの予算を確保するために重要な役割であったはずである。^(注12)

実際、その直後に開かれた欧州理事会（3月25日、26日）は、CAPの役割を強調して「CAP（および結束政策を含むすべての政策）は欧州2020戦略を支えなければならず、持続可能、生産的で競争力ある農業は新戦略に重要な貢献をするだろう」と結論した（European Council [2010 : p. 4]）。

さらに3月29日の農相理事会でも、欧州2020戦略の観点からみた農業とCAPについて議論された。各国農相は全般に、「欧州2020」における農業とCAPの考慮は不十分との見解であり、多くの農相は、農業は欧州2020戦略の3つの優先事項（スマート、持続可能、包摂的な成長）達成に重要な役割を果たせるだろうという点で一致した（Council [2010 : p. 9]）。そして先にみたとおり、10月に公表されたEU予算見直し文書では、CAPの欧州2020への対応が明記された。

このように、EU予算見直しではCAPの大枠組みを目標とする内容の草案が流出し、欧州2020戦略にはCAPへの言及がなかった。いずれにおいても、CAPはその意義や役割を改めて示すことが必要となつたのである。しかも、改革の大枠はEU予算見直しの中で示された。

こうした環境下で、EU諸機関の農業部門（欧州委員会の農業総局、農相理事会、欧州議

会の農業委員会）は次期CAP改革案を具体化していった。

^(注12)CAPという呼称は使っていないが、結束政策・農業政策・農村振興政策・海洋政策に対して、気候変動対応への貢献を求める記述が1か所ある（p.16）。

2 次期CAP改革案の検討

（1）次期改革の背景

次期CAP改革の背景をなすEU内外の情勢は、WTO農業交渉の停滞、農産物の国際価格高騰（つまり需給ひっ迫基調）、EU拡大（加盟国の増加）の継続という点で、次にみるヘルスチェックの際とよく似ている。対外通商交渉や生産過剰が大きな問題となる状況下で、ヘルスチェックでも議論された不安定な国際農産物市場や、新規加盟国への対応がCAP改革を動かす要因となっている。

加えて、次期CAP改革はヘルスチェックとは異なり、次の多年度財政枠組み（2014-2020年）とともに実施される。そのため予算の裏付けを持った抜本改正が可能であり、また次期農村振興政策とも同期することから、大きな改革となる。^(注14) そして前節でみたとおり、CAPに変革を迫るEUの農業部門外からの圧力は高まっている。経済金融の混乱による財政制約もあり、CAP予算を維持するにはEUの新しい政策諸課題への対応など正当化が必要となった。

^(注13)米国は次期農業法で綿花補助金の刷新と農業補助金全体の大幅な見直しが見込まれているため、WTOでの交渉姿勢は変化する可能性がある。また、TPPなどWTO以外の二国間・地域協

定がさらに進展する可能性もある。しかし少なくとも現時点では、CAPの大きな修正を必要とする要素は見当たらない。

(注14) 本来、1992年および1999年のCAP改革は多年度財政枠組みとともに実施された。現行の多年度財政枠組み（2007-2013年）に対応するCAP改革が行われなかつたのは、2003年改革の実施に長い期間を要したためである。また、2007-2013年における直接支払いおよび市場関連施策の予算枠は、先行して2002年10月の欧州理事会で、新規加盟国に対する直接支払いの段階的導入とともに決定された（Council [2002 : p. 5]）ため、現行の多年度財政枠組みに関する議論の対象外であった。2007-2013年の農村振興政策は別途策定された。

(2) ヘルスチェック

次期改革に先立つ直近のCAP改革は、^(注15) 2008年の改革（ヘルスチェック）である。目的は「ヘルスチェック」の名前のとおり、その前の2003年改革の実施状況を確認して必要な調整を行うことであった（Commission [2008a : p. 2]）。おもな内容は、①デカップリング適用の全般化、②義務的モジュレーションの拡大と累進化、③農村振興政策における「新しい挑戦」の設定、④各種市場支持の縮小である。

①は、品目別の直接支払いから、2003年改革で導入された單一支払いへの移行をほぼ全品目に拡大し、かつ單一支払い品目で部分的に存続していた品目別支払い（部分デカップリング）も大幅に縮小した。

②は、直接支払いから農村振興政策への財源移転であるモジュレーション（1999年改革で導入され、2003年改革で義務化された）を、拡大し、かつ直接支払い高額受給者への累進的適用を導入した。

③は、農村振興政策の追加的な課題とし

て「新しい挑戦」（気候変動、再生可能エネルギー、水資源管理、生物多様性、酪農部門の支援（生乳生産割当廃止への対応）、およびこれら5分野に関するイノベーション）に対応する施策を設定し、モジュレーションの強化から得られた追加財源を用いるものである。

④は、穀物など農産物の高値と、生産調整の必要が薄れたこと（減反率0%での運用など）を反映したものであり、減反（義務的休耕）は廃止、牛乳とじゃがいも澱粉の生産割当は廃止決定、介入買い入れは縮小された。

また、新旧加盟国間における直接支払いの水準較差が問題となつたが、対応は先送りされた。この較差は、新規加盟各国における直接支払いの財政枠をEUへの加盟条約で定めた際、経済体制移行期の混乱による農業生産減退後の低い単収を算出根拠としたことによる。農相理事会と欧州委員会は、ヘルスチェックの妥協文書中で、2013年以降のCAPにおいて、直接支払いの加盟国間格差に対処することを宣言した（Council [2008 : p.25]）。また、上述の通りEU予算見直しにも、次期CAP改革の主要課題として盛り込まれた。

直接支払いの加盟国間における較差の是正と制度の一元化は、1999年改革以来進められてきた、新規加盟国のCAPへの統合を完成させるものである（平澤 [2009b : p.21]）。

(注15) 欧州委員会の文書では、ヘルスチェックは「CAP改革の健康診断」であり、CAP改革とは呼ばれていないようである。これは、その前の2003年改革が、1999年改革の中間見直しであり

ながら大きな改革となってしまったため、ヘルスチェックはあくまで微調整であり急進的な改革にはならないことを強調したことも影響しているであろう。しかし、ヘルスチェックはデカル・アップリングの徹底により2003年改革を完成させただけでなく、新たな改革要素を導入して次期改革を準備しており（後述）、各種理事会規則も新しいものに置き換えた。大きな改革ではないとしてもCAP改革の一つに数えるのが妥当と思われる。

（3）検討の開始

次期CAP改革へ向けた議論は、農相理事会においてはすでにヘルスチェックの検討中から始まり、2009年からは本格的な検討が進められてきた。いま一つの立法機関である欧州議会も2010年には独自の改革提案を作成した（農業委員会、6月21日）。

次期改革を巡っては、意思決定にかかわる参加者の増加により利害関係の調整が複雑化している。EUが27か国に拡大して初めての本格的なCAP改革であり、また欧州議会^(注16)が理事会との共同決定権を有する初めてのCAP改革でもある。改革案を作成する欧州委員会のチョロス農業担当委員（2010年2月就任）は関係者の合意形成に腐心しており、2010年4～6月に公開討論と称して約5,700件の意見を集め、同年7月19～20日にはその集約結果に関する会議を開催した。

そして、これと前後して策定された欧州2020戦略とEU予算見直し文書によって、CAP改革の方向が定められた。

（注16）EUの基本条約の改正（リスボン条約、07年12月13日署名、09年12月1日発効）による。これまでCAPについて理事会が決定してきた。

（4）2つの欧州委員会文書

欧州委員会は2010年11月に、改革の選択

肢を文書「2020年へ向けてのCAP」（Commission [2010e]）として提示した。これは欧州2020戦略へのCAPの対応方向を明示したEU予算見直しの公表からほぼ1か月後のことであり、名称も欧州2020を意識したもののように見受けられる。^(注17)

その内容はEU予算見直しと欧州2020だけでなく、公開討論、農相理事会、欧州議会の検討内容も反映している。この提案に対して農相理事会は概ね好意的であり、欧州議会農業委員会も翌2011年6月21日に欧州委員会の提案に沿った報告を承認した。

この文書は、まずこれまでの改革を経たCAPの主要な貢献は、開放経済（自由貿易）の下で、地域・環境の観点からみて均整のとれた農業を実現したことであるとしたうえで、改革の主要課題として、①食料安全保障、②環境と気候変動、③地域間の均整の3つを提示した。いずれも公開討論で明らかとなった課題（10年11月18日付報道発表）である。

なかでも、食料安全保障が筆頭に掲げられたのは新機軸であり、いわばCAPの原点回帰である。世界的な農産物価格の高騰などを受けたものであり、食品の質・価値・多様性がEU市民にとって重要であることも強調されている。公開討論ではEU全域における持続可能な農業生産能力の維持への要望が多く出された。

上記の主要課題に対応した目標も示された。①食料生産の維持：農業所得の支持（所得変動、天災リスク、低所得）、競争力（フードチェーン内の競争条件、内外規制格差）、条

件不利地の支援、②自然資源の持続可能な管理：環境公共財、革新による緑の成長、気候変動緩和・適応、③均整のとれた地域振興：雇用と社会構造の維持、多様化、農業構造の多様性を許容（小規模農家の条件改善、地域市場の振興。異質な農業構造と生産システムが地方の魅力とアイデンティティに貢献）、などである。総じて、経済危機や農業経営悪化の下で、農家所得のてこ入れや、中東欧諸国に多い小規模経営への配慮、および気候変動など各種の多面的機能が重点となっている。その一方で、対外的な競争力など従来力点の置かれていた論点は後退した。

その後、欧州委員会は2011年6月29日に、次期EU多年度財政枠組み（2014-2020年）の提案文書「欧州2020のための予算」（Commission [2011a, b]）を公表した。名称の通り、EUの成長戦略である欧州2020の目標達成を意図している点が特徴である。欧州2020の優先事項は知識・革新、持続可能性（資源効率、環境、競争力）、高雇用による経済・社会・地域的包摂の3点であり、これが各政策分野共通の指針となった。この文書によって、2014-2020年のCAP予算規模と、次期CAP改革の考え方や施策の一部に関するより具体的な内容とが示された。欧州委員会はCAPの改正によって、より公平で平等な農業支持と、農業と環境政策の連結、そして農村経済への貢献を意図している（Commission [2011a : p.15]）。改革の主要な要素は、より平等で対象を絞った直接支払いと、農村振興政策の政策目的への適合化

である（Commission [2011b : p.4]）。

(注17) 農相理事会も翌2011年3月17日の「2020年に向けてのCAP」に関する議長総括の中で、農業部門が欧州2020戦略に対して重要な貢献をする（Council [2011 : p.1]）と表明した。

(5) 「2020年に向けてのCAP」の施策

具体的な施策の提案で最大の眼目は、欧州議会の提案を取り入れた直接支払制度の見直しであろう。すべての国に適用される基本部分を基礎的所得支持部分と「緑化」部分（義務的な環境支払い）に分けたうえで、付加的な支払いとして条件不利地支払いと従来型の品目別支払いを追加する。いわば直接支払いの多様化である。また緑化部分はEU予算見直しにおける言及とは異なり、環境支払いに範囲が縮小された。

基礎的所得支持の面積単価は各國ないし地域ごとに一律であり、農業者ごとの過去生産実績に基づく方式は廃止される。また、ヘルスチェック改革からの積み残し課題である加盟国間のより公平な支払いを目指しているが、客観的基準に基づくとするに留まり、具体的な内容は示されなかった。

さらに、直接支払いについては大規模経営・地主や非農業者への支払い制限と、他方で小規模農家への施策も打ち出されている。すなわち、個々の受給者に対する受給額上限の設定（基礎的所得支持が対象。雇用者数による緩和措置あり）、農業従事者（active farmer）（定義は未定）に受給者を限定すること、および簡素な制度による小規模農家への支払いである。

農村振興政策については①競争力、②自

然資源の持続的管理、④均整のとれた地域振興を目指し、かつこれまで以上に環境、気候変動、および革新を指針として強調している。欧州2020戦略およびEU予算見直し文書に沿っており、ヘルスチェックにおける「新しい挑戦」の強化再編と見ることもできよう。また、EUの他の施策との協調や、所得変動の拡大に対応したリスク管理施策の充実も挙げている。

市場支持政策については簡素化を進めるとともに、食料サプライチェーンに占める農業の地位向上も挙げている。

「2020年へ向けてのCAP」は終わり近くで、EU予算見直しと同様、改革の選択肢を3つ提示している。第一の選択肢は、現状の政策を概ね維持しつつ、直接支払いの加盟国間配分における不平等^(注18)を改善する。第二の選択肢は、全面見直しである。より持続可能で、政策目的間・農家間・加盟国間のバランスを改善し、施策の対象を絞り込んでEU市民に理解を得やすくする。第三の選択肢は、環境と気候変動に重点をおいた農村振興政策に特化し、所得支持と大部分の市場施策から段階的に撤退する。

これらのうち、欧州委員会は明らかに第二の選択肢を想定していたと考えられる。第二の選択肢について多くの利点が挙げられており、かつ本文で説明された施策の多くが第二の選択肢に該当する一方で、流出した9月29日付草案（Commission [2010d : p.11]）では、第一および第三の選択肢に否定的な記述をしていたからである。さらにその後、欧州委員会は次項でみる多年度財

政枠組みの提案とともに公表された調査報告書（Commission [2011c : p.103]）で、第二の選択肢に相当するシナリオが望ましいことを明記している。

(注18) この問題は「CAPに対する最も顕著な批判」（Commission [2010e : p.12]）の対象である。

（6）「欧州2020のための予算」の施策

a 名目予算規模の維持

提案では、2014-2020年のCAP予算は合計3,717億ユーロ（2011年価格）であり、各年の予算水準は名目価額で2013年並みを維持する（ただし実質価額は物価上昇により年々減りする）。少なくとも2013年なみの財政規模を要求した欧州議会（上記の報告書）や農相理事会の主張にほぼ沿っている。EU財政に占める割合は2013年の39.4%から2020年の33.3%まで低下する。CAP予算の割合を大幅に引き下げるべきであるとの主張（2009年に流出したEU予算見直し草案など）もあった中で、従来通りの緩やかな低下となったことはCAP予算の維持を主張しているフランスにとって大きな成果である。

報道によれば、この背景には、英独仏3か国間の妥協があった。まず2010年12月には、2014年以降のCAP予算規模を現行なみとする代わりに、英国へのEU拠出金払い戻しを維持することで妥協した（Guardian, 12 Dec 2010）。CAP予算の削減と、英国払い戻しの廃止は、いずれもEU予算見直し草案で挙げられた課題であった。それを両方とも見送ることで合意したのである。そして、「欧州2020のための予算」ではドイツへ

の見返りとして (EurActiv, 6 July 2011), 結束政策における旧東独地域への補助金が急減しないよう、補助率の基礎となる地域区分に「移行地域」が追加された (Commission [2011a : p.11])。

また、「欧州2020のための予算」とともに公表された調査報告書 (Commission [2011c]) によると、直接支払いの膨張を防止する「財政規律メカニズム」は農業支出の拡大を防ぐ最も有効な手段であり、存続が必要とされている。^(注19)

さらに、これまでCAP財政に含まれていた一部の施策はほかの費目へと移された。CAPはEUの予算構成の中で項目2「持続的成長：自然資源」の大部分を占めている。そこから食品安全性は項目1「知的・包摶的な成長」に、また最困窮者への食料援助は項目3「安全保障と市民権」に変更された。^(注20) (Commission [2011a : p.15])。

(注19) 直接支払いの総額が所定の水準を上回ると予想される年に、予め支払額を一律の割合で減らす制度。

(注20) CAP財政全体からみればささやかな規模ではあるが、EU予算見直し草案にあったCAP予算の対象領域縮小が実現することになる。

b 直接支払い

CAP第一の柱の主要部分をなす直接支払いについては、まず加盟国間における支払い単価平準化の方法として、「2020年へ向けてのCAP」で示された「客観的基準」への言及がなくなり、1 ha当たりの支払い水準がEU平均の90%を下回る国を対象に、その乖離幅の3分の1を漸次引上げるとした。そのための財源は支払い水準がEU平

均を上回るすべての加盟国が比例的に負担する。この方式による水準格差の是正は明らかに限定的であるが、加盟国間における賃金水準と投入費用の相違に配慮する旨の記述があり、それによって正当化されているようである。なお、前述の調査報告書によれば、EU平均の一定割合を保証するのは現実的アプローチであり、客観的基準では平等を実現できないという (Commission [2011c : pp.99-100])^(注21)。

また、直接支払いのうち「緑化」つまり環境支払いとなる部分は30%である。既存の要件であるクロスコンプライアンス（環境規制を含む）を上回り、かつ法で定められ検証可能な環境への貢献に対して支払われる (Commission [2011a : p.16])。

環境支払いを除いた直接支払いの基本部分については、緩やかで累進的な受給額上限を設定する (Commission [2011b : pp.4-5])。当該経営による直接雇用を考慮する点は「2020年へ向けてのCAP」と同じである。この支払い制限による財源余剰は発生国の農村振興政策に充当される (Commission [2011a : p.16])。

そのほか、小規模農家の簡素な直接支払いは一括した固定的なものとなる見込みである（調査報告書Commission [2011c : p.101]）。

(注21) 「2020年へ向けてのCAP」の影響評価報告書に試算結果がまとめられている (European Commission [2011d : Annex 3 pp.24-27])。客観的基準として経済的基準（購買力、人口一人当たり所得水準、農業労働力、単位労働力当たり付加価値）を用いると、既往加盟国と新規加盟国の格差は拡大し、同時に既往加盟国間の格差も拡大する。環境的基準（条件不利地面積、Natura 2000面積、永年草地面積）を用いると、

スペイン、英國、ポルトガルが最大の利益を得る。いすれにせよ新規加盟国への支払いを引き上げる方向にはならない。

c 市場措置

第一の柱を構成するいま一つの施策である市場措置については、多年度財政枠組みの枠外に2つの政策手段を創設する。まず危機的状況が生じた際に、農家へ迅速に支援を提供するための緊急措置を創設する。いま一つは、欧洲グローバリゼーション基金(EGF)の役割を拡大し、グローバリゼーションの影響を被った農家の生活を(Commission [2011a : p.16])支援して新しい市場状況への適応を促進(Commission [2011b : p.5])する。

d 農村振興

第二の柱である農村振興政策については、加盟国間における予算配分を、客観的な地域的・経済的基準(Commission [2011a : p.16])に基づき見直す。また、農村振興政策の財源である欧洲農村振興農業基金(EAFRD)は、他の政策分野を含む全ての構造基金とともに、EUレベルの共通戦略枠組み(Commission [2011c : p.101, a : p.16, b : p.5])および各加盟国と欧洲委員会との間のパートナーシップ協定(Commission [2011b : p.5])に組込まれる。協定は欧洲2020戦略の目標および加盟国の改革プログラムと結び付けられる。なお、第二の柱の財源は、第一の柱との間で融通が可能となる(Commission [2011a : p.16])。

現状約40ある農村振興の施策は20ほどに

整理簡素化され、また加盟国は自由に施策を組み合わせることができる(現状は「機軸(axis)」システムによる構成比の制限がある)ようになる見込みである(調査報告書)(Commission [2011c : p.101])。また、直接支払いの綠化によって不要となる基礎的な環境支払いの財源は、より高度な農業環境施策に用いることができる(同p.102)。

e CAPの目的規定と新たな方向付け

EU運営条約におけるCAPの目的規定は以下にみるとおり、今日的には不足の感が否めない。それに対して「欧洲2020のための予算」では、この規定を超えてCAPを方向づけることが示されている。

これはEU予算見直しにおける既往のCAP改革に対する肯定的評価(EUの諸目標との結びつき)と対応するものであり、またEU予算見直しの草案にみられたCAPの対象範囲を縮小する主張(基本条約ないしはEU組織の政治課題への準拠が必要)への反論ともなっている。

CAPの目的はローマ条約(1957年調印)の39条によって定められた。そして現行のEU運営条約(第38条の1)にそのまま引き継がれており、現在も環境などの多面的機能を含んでいない。すなわち(a)農業生産性の向上(特に労働生産性)、(b)農村の公正な生活水準確保(特に農業従事者の所得増大)、(c)市場の安定、(d)供給の保証、(e)妥当な消費者価格、である。これらの目的は、当時における食料自給への指向および農業と他部門の所得格差是正への指向を反

映している。その背景には、第二次世界大戦時から終戦直後の食料不足や、外貨不足、戦後の冷戦などがあった（フェネル [1999 : pp.13-17, pp.33-34]）。

「欧州2020のための予算」によればCAPは農村社会の公正な生活水準を提供しつつ、競争力の強化、十分かつ確実な食料供給、環境と田園（countryside）の維持により欧州の持続可能な農業部門をもたらすように設計されている（Commission [2011a : p.15]）。Commission [2011b : p. 3] にもほぼ同様の記述がある。この中でとくに環境については基本条約におけるCAPの目的規定に収まりきれないことが明らかであろう。

こうした現実の運用と、CAP目的規定との関係は、別の箇所に示されている。Commission [2011a : p.15]においては基本条約にある目的規定を例挙した上で、将来はそれ以外に自然資源の持続的管理と気候変動対応、欧州全体の均衡ある地域振興に寄与するとしている。しかし、将来といいながら実際には上記のとおりCAPは規定以上に広範な目的に従って形作られている。また、調査報告書（Commission [2011c : p.90]）はさらに明示的に、これまで基本条約におけるCAPの目的規定は変更されていないものの、農業に新たな要請が課されていることを述べている。新たな要請とは環境・公共衛生上の懸案への対応、領域的結束（^(注22)territorial cohesion）の確保、EUのグローバルアジェンダおよび発展アジェンダとの整合性である。

こうした記述は、今日的には基本条約に

おけるCAPの目的規定は不十分であり、本来は改正が必要であることを示している。欧州委員会は条約で定められた範囲を越えるCAPと農業の役割を明確に主張することで、CAPを維持しようとしている。その内容は、ヘルスチェック（新しい挑戦）、EU予算見直し草案（新たな課題）、欧州2020戦略で示された諸課題といってよいだろう。条約の改正を待たずに、現実の運用は柔軟に行われているとみることもできよう。

（注22）EU域内における地理的領域間の格差低減を目指す概念（Commission [2008b : p. 3]）。1986年以来、結束政策の目的は経済的・社会的結束であったが、リスボン条約と欧州2020によって新たに領域的結束が導入された（http://ec.europa.eu/regional_policy/what/cohesion/index_en.cfm）。

3 小括

次期CAP改革は、EUの財政・成長戦略によって大きく規定されている。EU予算見直しの草案がCAPの縮小を求めしたことや、欧州2020戦略でCAPが言及されなかったことから明らかなように、CAP自体の正当化が、次期CAP改革に向けた重要な課題となつた。CAPは公共財供給などの今日的課題を主張して予算や領域の縮小を免れようとしており、その一環として直接支払いの緑化が提案された。

農産物の高値を背景に、生産過剰や対外通商交渉が大きな問題とならない状況下で、既往の改革の積み残し課題である新規加盟国への対応（直接支払の較差是正）と、既往の改革よりさらに踏み込んだ公共財供

給が重視されている。

すでに市場支持は縮小し、直接支払いは大部分が單一支払いへ移行しているため、次期改革ではおもに單一支払いの後継制度と農村振興政策の在り方に重点が置かれている。市場支持については、不測時支援の追加によってセーフティーネットとしての位置づけがさらに明確となった。また、直接支払いの綠化・多様化は、農村振興政策への財源移転を食い止めて直接支払いを維持するだけでなく、過去実績方式廃止後における直接支払制度の正当性を確保する意味もあると思われる。さらに、農村振興政策は他部門との連携やEU全体の戦略への組み込みが強調されており、従来と比較して自律度が低下する可能性があるように見受けられる。

次期改革の最大かつ新たな改革要素は、過去実績方式の廃止を伴う直接支払いの綠化・多様化と、加盟国間較差の縮小である。前者は、EU財政部門からの予算削減圧力に対する防衛の意味合いが強い。直接支払いは多様化し、基礎支払いと各種の目的別支払いという構成となる。これは多面的機能への対価であることを謳ったスイスの直接支払い制度と共通しており興味深い。スイスにおいても、こうした直接支払いは農業部門の外からの圧力（国民投票）によって導入された（平澤〔2007〕）のである。また、加盟国間較差の縮小は、ヘルスチェックからの積み残し課題であった。

そのほかの改革要素の多くは、何らかの形ですでにヘルスチェックに含まれてい

た。ヘルスチェックの累進モジュレーションと「新たな挑戦」は、いずれも発展的に受け継がれている。次期改革案における累進的な受給限度額は累進モジュレーションで導入された高額受給者への支払い制限の強化であるし、農村振興政策の新しい指針は、「新たな挑戦」を引き継ぐ諸目標による農村振興政策の再編とみることができる。また、ヘルスチェックでは、直接支払いの過去実績方式から地域方式（面積単価一律）への移行や受給権の配分見直しによる国内格差縮小が認められた。これは過去実績方式の縮小とみることもできる。ヘルスチェックでは次期改革につながる準備がなされていたといえよう。

また、次期改革における主要な変更の多くは、従来の枠組みを越えた財源の再分配を伴っている。所得支持と公共財供給という2つの目的間の配分（直接支払いの綠化・多様化、および第一の柱と第二の柱の間における財源の融通）、加盟国間の平準化、基礎所得支持の国内・地域内一律化（過去実績の廃止）、対象の絞り込み（受給額上限、Active Farmer）が挙げられる。これは単に大きな改革の結果として広範な再分配が発生しているだけでなく、公正や多面的機能のための再分配が多い点に注意が必要である。

これまで92年以来のCAP改革における基本的な方向性は、市場指向の強化と多面的機能の確保であり、より具体的には、市場支持の削減、直接支払いのデカップリング、農村振興政策への財源移転を伴う直接支払いの削減、高額受給の抑制、農村振興

政策の拡大と多様化・組織化であった。次期改革もこれを受け継いでいるものの、競争力強化などの市場指向はやや後退し、公正や多面的機能（公共財供給）のための再分配が前面に出てきたといえそうである。この動きはEU財政部門からの要請や、欧州2020戦略に沿っている。

「2020年に向けてのCAP」は、EU農業の第一の課題として食料安全保障のための農業生産維持を打ち出した。「欧州2020のための予算」からは、予算の名目規模を維持する一方で、EU全体の戦略に組み込まれ、公共財の供給を重視する方向が見て取れる。厳しい財政事情により、CAPは方向転換を迫られているようである。その結果として、基本条約におけるCAP目的規定からの拡張方向を明示したことは重要である。

次期CAP改革における直接支払いなど施策の詳細や今後の進め方については、2011年10月に提出された法案の内容を踏まえて別途紹介したい。

<参考文献>

- Commission of The European Communities [2008a] "Reforming the Budget, Changing Europe : Short Summary of Contributions," Consultation Report, SEC (2008) 2739, March 11.
- ——— [2008b] "Green Paper on Territorial Cohesion - Turning territorial diversity into strength," COM (2008) 616 final, 6 Oct.
- Council of The European Union [2011] "Presidency conclusions on the communication from the Commission : The CAP towards 2020 : meeting the food, natural resources and territorial challenges of the future," 3077th AGRICULTURE and FISHERIES Council meeting, Brussels, 17 March.
- ——— [2010] PRESS RELEASE, 3006th Council meeting, Agriculture and Fisheries, Brussels, 29 March.
- ——— [2008] "Revised and Final Presidency Compromise of Health Check Proposals," 20 November.
- ——— [2002] Presidency Conclusions, Brussels European Council - 24 And 25 October 2002, 26 November.
- European Commission [2011a] "A Budget for Europe 2020," COM (2011) 500 final PART I, 29 June.
- ——— [2011b] "A Budget for Europe 2020 - Part II : Policy fiches," COM (2011) 500 final PART II, 29 June.
- ——— [2011c], "A Budget for Europe 2020 : the current system of funding, the challenges ahead, the results of stakeholders consultation and different options on the main horizontal and sectoral issues," SEC (2011) 868 final, Commission staff working paper accompanying the document "A Budget for Europe 2020," 29 June.
- ——— [2011d] "Annex 3, sub-annex 3A, sub-annex 3B, sub-annex 3C, sub-annex 3D : Direct payments," Impact Assessment - Common Agricultural Policy towards 2020, Commission Staff Working Paper, SEC (2011) 1153 final/2, Oct 20.
- ——— [2010a] "EUROPE 2020 - A European strategy for smart, sustainable and inclusive growth," COM (2010) 2020 final, March 3.
- ——— [2010b] "The Common Agricultural Policy after 2013 Public debate, Summary Report," July.
- ——— [2010c] "The EU Budget Review," COM (2010) 700 final, Oct 19.
- ——— [2010d] "The CAP towards 2020 : Meeting the food, natural resources and territorial challenges of the future," COM (2010) version finale, 29 October.
- ——— [2010e] "The CAP towards 2020 : Meeting the food, natural resources and territorial challenges of the future," COM (2010) 672 final, 18 November.
- ——— [2009] "The 2008/2009 EU Budget Review," A Reform Agenda for A Global Europe [Reforming The Budget, Changing Europe], COM (2009) xyz draft, Oct 6.
- European Council [2010] European Council 25/26 March 2010 - Conclusions, Brussels, 26 March.

- European Parliament, Council & Commission [2006 : p.15] "Interinstitutional Agreement between the European Parliament, the Council and the Commission on budgetary discipline and sound financial management," OJ C 139, pp.1-17, June 14.
- フェネル, ローズマリー [1999] 『EU共通農業政策の歴史と展望：ヨーロッパ統合の礎石』, 食料・農業政策研究センター国際部会
- 平澤明彦 [2011a] (2011) 「次期EU共通農業政策(CAP)改革の選択肢提案—食料安全保障, 環境, 地域の重視と直接支払いの再設計—」『農中総研 調査と情報』(23), 2-3頁, 3月. (<http://www.nochuri.co.jp/report/pdf/nri1103re1.pdf>)
- ——— [2011b] 「EU多年度財政枠組案にみる次期共通農業政策(CAP)：予算規模の維持と改革内容の具体化」『農中総研 調査と情報』(25), 4-5頁, 9月 (<http://www.nochuri.co.jp/report/pdf/nri1109re1.pdf>)
- ——— [2011c] 「次期EU共通農業政策(CAP)の方向性」『2011年度食農資源経済学会第5回大会大会資料集』62-76頁, 食農資源経済学会報告討論会, 9月.
- ——— [2009a] 「CAP改革の施策と要因の変遷：1992年改革からヘルスチェックまで」『農林金融』62(5), 2-19頁, 5月 (<http://www.nochuri.co.jp/report/pdf/n0905re1.pdf>)
- ——— [2009b] 「次期CAP改革の展望：2004年・2007年加盟国の最終的な統合へ向けた直接支払いの見直し」『農林金融』62(10), 18-30頁, 10月 (<http://www.nochuri.co.jp/report/pdf/n0910re2.pdf>)
- ——— [2007] 「スイス農業政策の対外適応と国内調整：農政転換の国民合意と96年の憲法改正」『農林金融』60(6), 14-26頁, 6月 (<http://www.nochuri.co.jp/report/pdf/n0706re2.pdf>)
- 豊嘉哲 [2010] 「EU財政とCAP縮小論」『山口経済学雑誌』59(4), 357-387頁, 11月.

(ひらさわ あきひこ)





「書評」
(株)農林中金総合研究所企画
古江晋也 著
『地域金融機関のCSR戦略』

本書は、農林中金総合研究所の企画によって、主事研究員の古江晋也氏が長年にわたって地方各地の金融機関を訪問し、それぞれの金融機関のCSR（社会的貢献）活動の実態を調査、分析した結果を踏まえてまとめられたものである。

もともと企業のCSRが問題になったのはすでに50年以上前のことである。九州水俣市における窒素工場からの排水による被害者が続出していることが公式に認められ、また足尾銅山における鉛毒事件等長年埋もれていた公害問題が取り上げられ、企業の社会的責任が問われることになった。しかしこの段階では一部の当該企業の問題として取り上げられるに過ぎなかった。したがって、企業も政府も対症療法的な対応をとるに過ぎず、企業の収益に左右される側面が強かった。しかし、次第に企業の地域社会に対する行動は、一時的なものから本来の事業に地域貢献活動が組み込まれる方向に認識が変質してきた。地域金融機関においても、地域社会、住民が何を求めているかを真剣に考え、その対応としてCSRを考え実行するところが急速に増加し、各

地に見られるようになってきた。

本書は、著者が長年にわたって全国各処を足で訪ねて、その実態を捉え考察した集成である。本書の構成は、第1章が総論であってCSRが日本、アメリカで如何に議論され認識されるようになってきたかが整理されている。第2章以下第6章までは、地域金融機関によって、実際にCSRとして取り上げられている活動、すなわち環境保全問題、多重債務問題、バリアフリー問題、障がい者雇用問題、CSRコミュニケーション問題であって、それぞれの問題に立ち向かって活動している金融機関を一つだけ取り上げるのではなく複数機関を分析し、検討しているところに説得力のあるものになっている。さらに、第7章では協同組織金融機関が中央機関を軸として連携することによってその効果を大きくしているといった協同組織金融機関のるべき姿が紹介されている。最後に、本年の東日本大震災における地域金融機関の対応、課題が取り扱われている。

地域金融機関が今後進むべき方向として多くの地域金融機関にとって課題検討の教科書、ガイドブックとして有意義な文献であると言うことができる。

——株新評論 2011年11月

定価2,500円+税 257頁

(日本大学名誉教授

安田原三・やすだ げんぞう)

統 計 資 料

目 次

1. 農林中央金庫 資金概況 (海外勘定を除く)	(65)
2. 農林中央金庫 団体別・科目別・預金残高 (海外勘定を除く)	(65)
3. 農林中央金庫 団体別・科目別・貸出金残高 (海外勘定を除く)	(65)
4. 農林中央金庫 主要勘定 (海外勘定を除く)	(66)
5. 信用農業協同組合連合会 主要勘定	(66)
6. 農業協同組合 主要勘定	(66)
7. 信用漁業協同組合連合会 主要勘定	(68)
8. 漁業協同組合 主要勘定	(68)
9. 金融機関別預貯金残高	(69)
10. 金融機関別貸出金残高	(70)

〈特別掲載 (2011年9月末数値)〉

11. 信用農業協同組合連合会都道府県別主要勘定残	(71)
12. 農業協同組合都道府県別主要勘定残高	(72)
13. 信用漁業協同組合連合会都道府県別主要勘定残高	(73)
14. 漁業協同組合都道府県別主要勘定残高	(74)

統計資料照会先 農林中金総合研究所調査第一部
TEL 03(3233)7746
FAX 03(3233)7794

利用上の注意 (本誌全般にわたる統計数値)

- 数字は単位未満四捨五入しているので合計と内訳が不突合の場合がある。
- 表中の記号の用法は次のとおりである。

「0」 単位未満の数字	「-」 皆無または該当数字なし
「…」 数字未詳	「△」 負数または減少
「*」 訂正数字	「P」 速報値

1. 農林中央金庫資金概況

(単位 百万円)

年月日	預金	発行債券	その他	現金預け金	有価証券	貸出金	その他	貸借共通合計
2006. 11	40,192,128	4,595,519	23,069,635	804,939	45,522,793	11,159,798	10,369,752	67,857,282
2007. 11	40,061,467	4,712,345	17,108,813	1,212,817	38,981,613	11,673,339	10,014,856	61,882,625
2008. 11	36,042,672	5,090,090	15,669,915	1,827,609	35,167,198	9,303,955	10,503,915	56,802,677
2009. 11	38,565,312	5,503,856	21,904,191	1,329,660	43,097,192	12,051,042	9,495,465	65,973,359
2010. 11	40,034,625	5,499,987	23,304,300	1,123,222	45,266,855	13,518,066	8,930,769	68,838,912
2011. 6	41,683,983	5,315,679	21,880,095	2,917,618	41,952,784	14,878,519	9,130,836	68,879,757
7	41,504,639	5,291,503	20,937,636	3,930,747	40,741,564	14,204,476	8,856,991	67,733,778
8	41,519,060	5,267,689	20,833,815	4,514,003	39,608,801	14,404,304	9,093,456	67,620,564
9	41,590,419	5,246,668	21,542,196	3,387,499	39,529,581	14,475,040	10,987,163	68,379,283
10	41,988,212	5,227,647	20,359,236	3,469,308	41,235,197	14,765,836	8,104,754	67,575,095
11	41,979,401	5,203,853	20,999,009	1,367,271	43,628,195	15,021,693	8,165,104	68,182,263

(注) 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。

2. 農林中央金庫・団体別・科目別・預金残高

2011年11月末現在

(単位 百万円)

団体別	定期預金	通知預金	普通預金	当座預金	別段預金	公金預金	計
農業団体	34,600,603	-	443,980	72	37,513	-	35,082,169
水産団体	1,216,314	-	71,069	1	1,165	-	1,288,549
森林団体	1,798	9	3,976	4	105	-	5,892
その他会員	817	-	2,246	0	-	-	3,063
会員 計	35,819,532	9	521,271	77	38,784	-	36,379,673
会員以外の者 計	252,768	52,566	256,284	148,545	4,876,560	13,005	5,599,729
合計	36,072,300	52,575	777,555	148,622	4,915,344	13,005	41,979,402

(注) 1 金額は単位未満を四捨五入しているので、内訳と一致しないことがある。 2 上記表は、国内店分。

3 海外支店分預金計 228,032百万円。

3. 農林中央金庫・団体別・科目別・貸出金残高

2011年11月末現在

(単位 百万円)

団体別	証書貸付	手形貸付	当座貸越	割引手形	計
系統団体等	農業団体	59,900	84,893	116,221	- 261,014
	開拓団体	91	16	-	107
	水産団体	9,767	5,740	7,516	- 23,023
	森林団体	2,536	6,734	1,558	5 10,833
	その他会員	474	598	140	- 1,212
	会員小計	72,768	97,981	125,435	5 296,189
	その他系統団体等小計	89,171	21,507	45,421	- 156,099
計		161,939	119,488	170,856	5 452,288
関連産業	1,999,807	31,570	1,102,743	4,281	3,138,401
その他	11,291,936	3,915	135,152	-	11,431,004
合計	13,453,682	154,973	1,408,751	4,286	15,021,693

(貸 方)

4. 農林中央金

年月末	預 金			譲渡性預金	発行債券
	当座性	定期性	計		
2011. 6	6,302,418	35,381,565	41,683,983	1,250	5,315,679
7	5,958,556	35,546,083	41,504,639	-	5,291,503
8	5,781,276	35,737,784	41,519,060	-	5,267,689
9	5,635,009	35,955,410	41,590,419	-	5,246,668
10	5,940,559	36,047,653	41,988,212	-	5,227,647
11	5,899,823	36,079,578	41,979,401	-	5,203,853
2010. 11	5,899,638	34,134,987	40,034,625	-	5,499,987

(借 方)

年月末	現 金	預 け 金	有 価 証 券		商品有価証券	買 入 手 形	手形貸付
			計	うち国債			
2011. 6	99,715	2,817,902	41,952,784	15,161,306	385,325	-	80,692
7	93,090	3,837,656	40,741,564	14,817,481	386,324	-	78,564
8	105,840	4,408,163	39,608,801	13,792,463	387,751	-	78,522
9	146,836	3,240,662	39,529,581	14,762,729	20,031	-	160,155
10	131,822	3,337,485	41,235,197	15,370,041	79,151	-	154,907
11	180,337	1,186,933	43,628,195	16,950,295	299,117	-	154,973
2010. 11	98,866	1,024,356	45,266,855	15,841,807	11,787	-	76,619

(注) 1 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。 2 預金のうち当座性は当座・普通・通知・別段預金。

3 預金のうち定期性は定期預金。

5. 信用農業協同組

年月末	貸 方				
	貯 金		譲渡性貯金	借 入 金	出 資 金
	計	うち定期性			
2011. 6	54,502,180	52,639,963	894,628	820,147	1,737,532
7	54,562,826	52,878,037	951,088	820,147	1,753,970
8	54,864,368	52,967,997	955,063	820,145	1,757,065
9	54,307,435	52,860,630	891,125	859,224	1,758,214
10	53,434,113	51,929,952	972,703	859,223	1,739,752
11	53,469,890	51,960,812	947,761	859,225	1,739,752
2010. 11	52,751,352	51,281,118	915,699	764,923	1,691,959

(注) 1 貯金のうち「定期性」は定期貯金・定期積金の計。 2 出資金には回転出資金を含む。

6. 農業協同組

年月末	貸 方			借 入 金	うち信用借入金
	貯 金		計		
当 座 性	定 期 性	計	計	うち信用借入金	
2011. 5	26,546,228	59,921,055	86,467,283	532,751	358,996
6	27,054,438	60,855,925	87,910,363	505,228	330,620
7	26,681,633	61,250,813	87,932,446	523,590	350,212
8	26,882,539	61,220,458	88,102,997	516,243	342,073
9	26,761,428	60,899,763	87,661,191	586,832	411,985
10	27,425,079	60,666,515	88,091,594	593,476	418,208
2010. 10	26,018,452	59,700,122	85,718,574	527,735	348,383

(注) 1 貯金のうち当座性は当座・普通貯蓄・通知・出資予約・別段。

3 借入金計は信用借入金・共済借入金・経済借入金。

庫 主 要 勘 定

(単位 百万円)

コールマネー	受 託 金	資 本 金	そ の 他	貸 方 合 計
676,000	6,232,584	3,425,909	11,544,352	68,879,757
606,000	6,084,978	3,425,909	10,820,749	67,733,778
570,000	6,240,722	3,425,909	10,597,184	67,620,564
554,000	5,551,883	3,425,909	12,010,404	68,379,283
585,000	5,616,778	3,425,909	10,731,549	67,575,095
528,000	5,676,178	3,425,909	11,368,922	68,182,263
539,542	5,297,721	3,425,909	14,041,128	68,838,912

貸 出 金	コ ー ル ン	そ の 他	借 方 合 計	貸 出 金		
				証書貸付	当座貸越	割引手形
13,472,952	1,320,444	4,429	14,878,519	1,170,000	7,575,512	68,879,757
12,795,201	1,325,504	5,205	14,204,476	1,241,945	7,228,723	67,733,778
13,050,787	1,270,620	4,374	14,404,304	896,302	7,809,403	67,620,564
12,999,483	1,310,943	4,458	14,475,040	930,000	10,037,133	68,379,283
13,214,662	1,391,837	4,429	14,765,836	591,443	7,434,161	67,575,095
13,453,682	1,408,751	4,286	15,021,693	1,212,344	6,653,644	68,182,263
11,970,559	1,464,991	5,896	13,518,066	1,262,105	7,656,877	68,838,912

合 連 合 会 主 要 勘 定

(単位 百万円)

現 金	借 方					
	預 け 金		コールローン	金銭の信託	有 価 証 券	貸 出 金
	計	うち 系 統				うち 金 融 機 関 貸 付 金
63,534	32,502,593	32,411,263	*	32,000	420,143	6,813,980
65,076	32,407,425	32,319,698	*	2,000	420,632	6,836,522
64,274	32,702,590	32,615,126	*	2,000	423,310	6,866,753
55,933	32,253,619	32,152,270	*	2,000	426,510	6,795,894
59,339	31,315,321	31,229,986	*	2,000	426,010	6,892,719
75,420	31,321,783	31,239,807		2,000	447,978	6,836,103
62,975	30,783,163	30,686,889		2,000	411,564	6,975,532
						1,512,949

合 主 要 勘 定

(単位 百万円)

現 金	借 方						報 組 合 数	
	預 け 金		有 価 証 券・金 銭 の 信 託		貸 出 金			
	計	うち 系 統	計	うち 国 債	計	うち 公 庫 (農)貸付金		
386,344	58,874,014	58,614,164	5,000,772	1,771,164	23,794,993	*	235,232	
390,039	60,358,835	60,099,432	4,945,403	1,726,821	23,773,029	*	236,729	
388,346	60,454,275	60,184,678	4,900,479	1,684,812	23,795,405	*	236,491	
396,313	60,707,026	60,443,645	4,842,066	1,642,527	23,759,367	*	236,314	
377,382	60,271,132	60,002,989	4,829,444	1,636,725	23,656,457	*	235,723	
382,614	60,427,236	60,174,885	4,891,794	1,688,874	23,627,433	235,065	718	
369,731	58,116,591	57,892,334	4,732,251	1,514,422	23,958,815	*	251,813	
							720	

7. 信用漁業協同組合連合会主要勘定

(単位 百万円)

年月末	貸 方			借 方					有価証券	貸出金		
	貯 金		借 用 金	出 資 金	現 金	預 け 金		計				
	計	うち定期性				うち系統	計					
2011. 8	2,062,319	1,396,403	5,292	56,519	14,231	1,346,235	1,323,784	147,629	578,064			
9	2,061,677	1,395,879	6,439	56,548	13,436	1,352,952	1,331,398	146,440	574,568			
10	2,101,711	1,429,570	6,438	56,547	13,877	1,386,260	1,365,358	147,421	578,449			
11	2,102,110	1,413,871	6,338	56,547	15,156	1,390,240	1,366,345	147,405	574,575			
2010. 11	2,047,049	1,409,304	3,313	56,573	14,525	1,305,395	1,281,228	154,248	594,125			

(注) 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。

8. 漁業協同組合主要勘定

(単位 百万円)

年月末	貸 方				借 方					報告組合数
	貯 金		借 入 金		払込済出資金	現 金	預 け 金		有価証券	貸 出 金
	計	うち定期性	計	うち信用借入金			計	うち系統		
2011. 6	891,843	* 540,269	148,531	117,008	117,662	7,635	844,124	832,510	2,710	216,295
7	887,974	* 536,009	149,109	118,024	117,537	7,156	838,519	827,446	2,710	216,020
8	882,025	* 532,337	150,528	117,910	117,060	7,645	831,048	819,377	2,710	216,065
9	890,278	535,705	149,887	117,797	116,941	7,186	843,152	830,779	2,710	214,167
2010. 9	882,507	549,665	155,606	120,146	118,644	7,733	835,857	819,233	4,175	220,516
										8,540
										161

(注) 1 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。

2 借入金計は信用借入金・経済借入金。

3 貸出金計は信用貸出金。

9. 金融機関別預貯金残高

(単位 億円、%)

		農協	信農連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合
	2008. 3	820,756	509,860	2,525,751	1,956,991	555,619	1,137,275	163,300
	2009. 3	833,096	508,917	2,575,584	2,002,165	560,995	1,154,531	163,634
	2010. 3	844,772	511,870	2,633,256	2,072,150	567,701	1,173,807	167,336
<hr/>								
残高	2010. 11	856,774	527,514	2,601,743	2,073,550	568,471	1,194,795	171,266
	12	866,376	532,225	2,576,384	2,097,915	575,817	1,208,008	173,226
	2011. 1	860,261	527,861	2,591,537	2,081,173	570,432	1,199,848	172,297
	2	862,197	528,976	2,619,609	2,091,740	573,684	1,206,066	173,080
	3	858,182	526,362	2,742,676	2,124,424	576,041	1,197,465	172,138
	4	864,395	533,040	2,691,381	2,151,717	581,828	1,217,001	174,218
	5	864,673	532,978	2,709,582	2,143,453	578,399	1,211,686	173,780
	6	879,103	545,022	2,670,710	2,164,346	584,945	1,223,084	175,896
	7	879,325	545,628	2,623,105	2,148,943	583,053	1,221,471	175,909
	8	881,030	548,644	2,636,808	2,145,956	583,014	1,223,770	176,411
	9	876,612	543,074	2,668,955	2,145,286	585,530	1,223,774	176,995
	10	880,916	534,341	2,644,245	2,140,909	582,972	1,225,081	176,816
	11 P	880,451	534,699	2,695,341	2,143,822	583,691	1,222,801	P 176,588
<hr/>								
前年	2008. 3	2.4	2.8	1.5	1.0	1.7	2.1	1.6
	2009. 3	1.5	△0.2	2.0	2.3	1.0	1.5	0.2
	2010. 3	1.4	0.6	2.2	3.5	1.2	1.7	2.3
<hr/>								
同年月比増減率	2010. 11	1.5	2.9	2.2	2.5	△0.0	1.8	3.1
	12	1.6	2.3	1.6	2.7	△0.3	1.9	3.1
	2011. 1	1.5	2.4	2.0	2.6	△0.3	1.9	3.0
	2	1.4	2.3	2.7	2.3	△0.2	1.9	3.0
	3	1.6	2.8	4.2	2.5	1.5	2.0	2.9
	4	1.9	3.3	2.9	3.8	2.1	2.4	3.2
	5	1.9	2.8	2.7	3.2	1.8	2.2	3.0
	6	2.2	3.1	1.6	3.6	2.0	2.2	3.1
	7	2.4	3.3	1.5	3.6	2.4	2.4	3.2
	8	2.5	3.4	1.7	3.6	2.7	2.3	3.2
	9	2.7	3.5	1.9	3.6	2.6	2.3	3.1
	10	2.8	1.2	2.5	3.5	2.4	2.3	3.1
	11 P	2.8	1.4	3.6	3.4	2.7	2.3 P	3.1

(注) 1 農協、信農連は農林中央金庫、信用金庫は信金中央金庫調べ、信用組合は全国信用組合中央協会、その他は日銀資料（ホームページ等）による。

2 都銀、地銀、第二地銀および信金には、オフショア勘定を含む。

3 農協には譲渡性貯金を含む（農協以外の金融機関は含まない）。

4 ゆうちょ銀行の貯金残高は、月次数値の公表が行われなくなったため、掲載をとりやめた。

10. 金融機関別貸出金残高

(単位 億円, %)

		農協	信農連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合
残高	2008. 3	215,985	52,468	1,804,791	1,480,672	426,428	635,433	93,828
	2009. 3	223,750	56,420	1,897,811	1,544,616	432,999	648,785	94,073
	2010. 3 *	226,784	55,916	1,797,912	1,544,708	433,144	641,575	94,025
	2010. 11 *	225,144	54,626	1,725,712	1,540,993	428,648	632,816	93,621
	12 *	224,286	54,679	1,733,515	1,555,948	434,924	640,623	94,250
	2011. 1 *	223,829	54,439	1,728,608	1,547,836	431,083	633,792	93,645
	2 *	223,739	54,324	1,729,538	1,551,660	431,006	633,177	93,740
	3 *	223,201	53,591	1,741,986	1,571,010	436,880	637,551	94,151
	4 *	222,389	53,000	1,726,280	1,559,207	432,880	634,204	93,830
	5 *	223,301	53,054	1,726,166	1,555,088	431,070	630,822	93,572
	6 *	223,098	52,413	1,712,101	1,556,989	432,516	632,029	93,797
前年比増減率	7 *	223,318	52,685	1,715,228	1,565,538	433,967	633,987	93,988
	8 *	222,954	53,051	1,702,688	1,562,892	431,950	631,778	93,751
	9	221,982	52,788	1,719,574	1,578,698	437,727	635,665	94,295
	10	221,452	54,088	1,708,423	1,570,860	433,394	631,853	93,920
	11 P	221,318	53,486	1,705,563	1,575,521	434,234	631,475 P	93,916
	2008. 3	1.8	1.8	△0.2	2.6	2.4	0.1	0.2
	2009. 3	3.6	7.5	5.2	4.3	1.5	2.1	0.3
	2010. 3 *	1.4	△0.9	△5.3	0.0	0.0	△1.1	△0.1
	2010. 11 *	△0.4	△3.8	△4.7	1.2	△0.5	△1.2	△0.1
	12 *	△0.5	△3.6	△4.7	1.2	△0.3	△0.9	△0.2
	2011. 1 *	△0.5	△4.5	△4.3	0.9	△0.7	△1.2	△0.5
	2 *	△0.6	△3.7	△4.1	1.2	△0.7	△1.2	△0.5
	3 *	△1.6	△4.2	△3.1	1.7	0.9	△0.6	0.1
	4 *	△1.5	△3.6	△2.9	1.8	1.1	△0.1	0.1
	5 *	△1.8	△4.1	△2.3	1.6	0.8	△0.5	0.1
	6 *	△1.8	△3.5	△3.5	1.8	1.2	△0.4	0.4
	7 *	△1.8	△3.3	△2.7	1.7	1.2	△0.3	0.3
	8 *	△1.8	△2.6	△3.2	1.9	1.2	△0.2	0.3
	9	△1.7	△2.7	△2.5	2.1	1.3	△0.2	0.3
	10	△1.9	△2.3	△1.7	1.7	0.8	△0.6	0.1
	11 P	△1.7	△2.1	△1.2	2.2	1.3	△0.2 P	0.3

(注) 1 表9(注)に同じ。

2 貸出金には金融機関貸付金を含まない。また農協は共済貸付金・公庫貸付金を含まない。

3 ゆうちょ銀行の貸出金残高は、月次数値の公表が行われなくなったため、掲載をとりやめた。

11. 信用農業協同組合連合会都道府県別主要勘定残高

2011年9月末現在

(単位 百万円)

都 府 県	道 別	貯 金	出 資 金	預 け 金	うち 系統 預け金	有 価 証 券	貸 出 金
北 岩 茨 群 埼	海 手 城 馬 玉	2,332,890 679,309 1,206,270 1,045,502 2,640,889	92,629 19,464 24,303 18,124 111,612	1,293,756 426,024 667,400 967,458 1,572,099	1,281,891 425,900 666,824 966,449 1,570,384	667,254 149,876 367,937 - 867,372	503,801 148,505 200,044 59,681 263,753
千 東 神 山 長	葉 京 奈 梨 野	1,507,136 2,139,245 3,527,320 430,719 2,324,606	67,942 56,098 79,246 15,403 41,123	1,486,344 1,248,071 2,136,150 318,070 1,138,467	1,485,886 1,243,047 2,135,856 317,688 1,138,020	- 776,248 1,275,914 80,900 899,425	58,656 175,906 355,127 72,287 339,999
新 石 福 岐 静	潟 川 井 阜 岡	1,376,413 735,858 597,833 2,048,293 3,121,673	36,296 17,468 16,911 65,936 111,303	730,399 427,864 352,786 1,268,319 1,750,503	730,361 424,842 352,037 1,268,068 1,750,294	500,676 206,014 202,238 629,710 1,119,776	198,420 125,521 57,061 211,350 364,472
愛 滋 京 大	知 重 賀 都 阪	5,429,570 1,542,321 917,005 861,566 3,442,976	120,350 39,125 23,907 31,604 95,776	2,680,605 892,301 728,193 490,294 2,172,328	2,680,591 890,479 677,092 487,009 2,162,312	2,116,415 480,849 219,483 245,556 1,153,815	584,298 190,945 86,682 90,422 634,873
兵 和 鳥 島 広	歌 山 取 根 島	3,765,395 1,139,501 304,077 559,326 1,752,317	109,918 45,787 7,933 16,266 80,200	1,899,629 720,050 200,209 381,413 1,089,953	1,899,183 720,036 199,113 381,330 1,089,651	1,203,220 294,595 85,841 150,896 652,934	855,001 135,221 24,979 40,504 71,990
山 徳 香 愛 高	口 島 川 媛 知	877,916 658,043 1,437,909 1,196,902 694,026	35,542 32,546 20,928 43,011 18,520	540,242 428,551 680,663 767,065 371,339	539,703 428,428 680,460 765,920 371,331	250,944 220,994 717,458 376,824 213,264	102,996 23,298 55,377 94,034 88,402
福 佐 大 宮 鹿	岡 賀 分 崎 児	1,524,578 612,929 422,200 542,568 912,354	25,094 28,133 14,900 16,389 29,626	889,426 342,201 255,929 307,161 632,357	889,228 342,010 255,810 307,087 627,950	530,392 160,069 121,448 143,807 157,644	158,459 124,006 56,748 105,681 137,395
合 計		54,307,435	1,609,413	32,253,619	32,152,270	17,239,788	6,795,894
一連合会当たり平均		1,551,641	45,983	921,532	918,636	492,565	194,168

(注) 表示および記載されていない県は信用事業譲渡等により、報告から除外
(奈良、沖縄は県農協、それ以外は農林中金へ統合)。

12. 農業協同組合都道府県別主要勘定残高

2011年9月末現在

(単位 百万円)

都 府 県 道 別	貯 金	借 入 金	預 け 金	うち 系統預け金	有 価 証 券 金 銭 の 信 託	貸 出 金	報 組 合 告 数
(北海道)	(3,057,856)	(182,442)	(2,141,999)	(2,129,148)	(22,514)	(986,864)	(111)
青森	478,444	5,917	257,743	257,058	6,671	160,604	10
岩手	983,696	18,513	648,703	641,609	55,087	270,827	9
宮城	1,238,378	21,192	798,044	795,244	83,682	354,004	14
秋田	721,674	9,551	407,228	404,953	21,420	233,333	16
山形	920,737	10,866	510,568	505,270	44,684	325,294	17
福島	1,442,832	19,820	979,912	978,201	87,412	362,083	17
(東北計)	(5,785,761)	(85,859)	(3,602,198)	(3,582,335)	(298,956)	(1,706,145)	(83)
茨城	1,577,189	20,403	1,155,846	1,147,873	90,671	344,392	27
栃木	1,556,121	11,714	1,054,003	1,049,986	130,165	352,997	10
群馬	1,352,172	5,490	1,052,207	1,050,072	55,915	275,105	15
(北関東計)	(4,485,482)	(37,607)	(3,262,056)	(3,247,931)	(276,751)	(972,494)	(52)
埼玉	3,789,944	5,916	2,526,587	2,526,235	272,063	1,085,086	21
千葉	2,395,589	11,034	1,476,391	1,474,870	226,772	737,845	21
東京	3,317,369	2,882	2,139,021	2,116,228	112,794	1,222,135	16
神奈川	5,568,167	1,675	3,472,026	3,467,797	398,391	1,903,956	14
(南関東計)	(15,071,069)	(21,507)	(9,614,025)	(9,585,130)	(1,010,020)	(4,949,022)	(72)
山梨	622,015	3,009	407,450	405,840	30,366	177,301	11
長野	2,885,281	13,214	2,094,715	2,091,839	49,969	784,763	20
(東山計)	(3,507,296)	(16,223)	(2,502,165)	(2,497,679)	(80,335)	(962,064)	(31)
新潟	2,121,614	23,441	1,328,908	1,327,723	200,501	632,787	26
富山	1,278,161	3,585	930,144	929,389	80,932	240,831	17
石川	1,085,208	2,013	706,815	702,562	63,982	356,303	17
福井	832,947	1,959	573,872	573,658	36,175	226,044	14
(北陸計)	(5,317,930)	(30,998)	(3,539,739)	(3,533,332)	(381,590)	(1,455,965)	(74)
岐阜	2,785,170	4,098	2,006,326	2,005,897	214,448	643,712	7
静岡	4,614,167	16,660	3,066,996	3,063,559	305,467	1,371,265	19
愛知	7,040,295	21,666	5,351,350	5,343,138	468,862	1,584,683	20
三重	2,073,809	4,004	1,487,385	1,468,700	165,341	443,211	15
(東海計)	(16,513,441)	(46,428)	(11,912,057)	(11,881,294)	(1,154,118)	(4,042,871)	(61)
滋賀	1,325,060	4,127	899,470	892,609	143,478	307,894	16
京都	1,129,905	3,471	837,428	832,915	77,752	238,138	5
大阪	4,142,396	28,879	3,211,665	3,166,625	166,972	833,311	14
兵庫	4,780,186	7,877	3,500,427	3,499,911	157,146	1,209,875	14
奈良	1,315,449	2,875	853,702	818,545	184,649	279,856	1
和歌山	1,471,687	3,262	1,070,194	1,070,080	81,555	282,437	10
(近畿計)	(14,164,683)	(50,491)	(10,372,886)	(10,280,685)	(811,552)	(3,151,511)	(60)
鳥取	488,651	7,823	295,971	293,382	39,916	121,312	3
島根	888,907	10,684	515,898	514,225	54,546	316,997	11
(山陰計)	(1,377,558)	(18,507)	(811,869)	(807,607)	(94,462)	(438,309)	(14)
岡山	1,653,180	15,592	1,096,954	1,095,216	82,216	472,063	9
広島	2,442,630	3,851	1,722,976	1,722,539	50,507	660,494	13
山口	1,205,292	3,280	853,965	850,508	76,816	276,598	12
(山陽計)	(5,301,102)	(22,723)	(3,673,895)	(3,668,263)	(209,539)	(1,409,155)	(34)
徳島	790,454	2,533	638,412	636,319	19,883	122,347	16
香川	1,591,564	2,061	1,429,007	1,428,665	3	192,302	2
愛媛	1,622,334	2,382	1,178,811	1,177,169	104,117	317,641	12
高知	838,547	2,156	623,760	621,164	43,418	175,836	15
(四国計)	(4,842,899)	(9,132)	(3,869,990)	(3,863,317)	(167,421)	(808,126)	(45)
福岡	2,472,706	6,094	1,515,547	1,504,937	83,584	929,420	21
佐賀	837,157	12,730	523,586	522,856	51,937	238,101	4
長崎	640,524	4,499	402,294	400,505	13,294	192,556	7
熊本	943,325	10,314	514,377	507,202	75,440	306,071	14
大分	634,499	8,235	389,924	389,539	21,562	211,072	6
(北九州計)	(5,528,211)	(41,872)	(3,345,728)	(3,325,039)	(245,817)	(1,877,220)	(52)
宮崎	737,587	12,067	471,181	469,923	35,568	225,147	13
鹿児島	1,235,859	7,485	787,806	784,538	4,213	385,367	15
(南九州計)	(1,973,446)	(19,552)	(1,258,987)	(1,254,461)	(39,781)	(610,514)	(28)
(沖縄)	(734,457)	(3,491)	(363,538)	(346,768)	(36,588)	(286,197)	(1)
合計	87,661,191	586,832	60,271,132	60,002,989	4,829,444	23,656,457	718
一組合当たり平均 (単位 千 円)	122,090,795	817,315	83,943,081	83,569,623	6,726,245	32,947,712	-

13. 信用漁業協同組合連合会都道府県別主要勘定残高

2011年9月末現在

(単位 百万円)

都 府 県	道 別	貯 金	出 資 金	預 け 金	うち 系 統 預 け 金	貸 出 金	
北	海	道	566,461	8,589	380,627	379,712	132,407
青		森	54,564	1,766	29,613	28,464	14,373
岩		手	112,209	3,109	87,244	84,190	22,622
福		島	16,652	877	14,470	14,232	1,595
茨		城	16,394	684	10,689	10,402	5,307
千		葉	62,426	2,313	44,046	41,114	12,993
東		京	6,725	143	4,999	4,977	876
神	奈	川	28,619	3,191	13,360	13,014	10,124
新		潟	26,594	874	20,702	20,537	3,032
富		山	32,800	567	26,468	26,127	4,346
石		川	42,031	1,190	29,237	28,704	7,113
福		井	44,335	997	27,871	27,104	12,418
静		岡	97,273	6,826	62,149	62,030	32,083
愛		知	78,461	2,134	53,585	51,515	15,247
三		重	88,110	3,555	56,994	56,700	32,819
京		都	41,875	656	16,703	16,462	22,267
兵		庫	63,607	1,727	33,190	31,822	25,512
和	歌	山	39,916	1,012	28,576	27,836	6,909
鳥		取	20,453	806	14,015	13,636	6,279
広		島	61,188	869	29,434	29,242	24,035
徳		島	29,888	551	25,226	24,913	2,982
香		川	49,200	3,222	38,199	38,161	11,633
愛		媛	84,306	1,498	47,744	46,733	37,038
高		知	31,871	2,048	17,401	16,086	14,009
福		岡	44,454	660	35,815	35,322	5,054
佐		賀	81,807	1,182	54,322	54,182	24,973
長		崎	116,942	1,726	84,968	84,842	24,973
宮		崎	36,380	1,001	25,216	25,009	11,906
鹿	児	島	64,293	2,278	27,450	25,826	39,221
沖		縄	21,843	497	12,639	12,504	10,422
合	計		2,061,677	56,548	1,352,952	1,331,398	574,568

(注) 表示および記載されていない県は信用事業譲渡等により、報告から除外。

14. 漁業協同組合都道府県別主要勘定残高

2011年9月末現在

(単位 百万円)

都 府 県 道 別	貯 金	借 入 金	払 出 資 資 金	預 け 金	うち 系統預け金	信用貸出金	報 組 合 告 数
北海道	481,484	106,255	81,226	496,471	493,458	124,153	70
青森	7,994	250	486	7,279	7,182	1,139	1
宮城	66,869	990	4,260	51,960	50,738	9,757	1
山形	5,098	-	740	4,467	4,268	501	1
福島	7,895	1,682	1,181	9,532	7,955	470	2
静岡	17,940	428	436	12,774	10,978	4,721	1
愛知	6,818	305	462	6,614	6,259	276	1
島根	40,132	996	3,311	28,104	27,885	8,172	1
山口	60,497	365	6,264	41,199	40,219	16,976	1
香川	2,386	1,110	142	2,146	2,120	1,239	1
愛媛	30,583	8,136	3,020	34,060	33,539	3,907	9
長崎	96,595	18,831	8,001	97,985	97,359	18,234	40
熊本	5,473	306	806	4,449	3,573	1,077	1
大分	25,342	-	2,205	13,798	13,301	8,645	1
宮崎	35,172	10,233	4,401	32,314	31,945	14,900	17
合計	890,278	149,887	116,941	843,152	830,779	214,167	148

(注) 表示および記載されていない県は信用事業譲渡等により、報告から除外。

東日本大震災復興コーナーの新設について（ご案内）

当総研では、ホームページ（<http://www.nochuri.co.jp/>）上に「東日本大震災復興コーナー」を新設いたしました。

このたびの東日本大震災は、広域かつ大規模であり、復興の形も地域ごとに異なり、長期間を要するものと予想されております。我々の調査研究も長期にわたる継続的なものとし、かつ「第一次産業」「地域（現場）」「協同」を重視する視点からのものにしたいと考えています。

このコーナーに、東日本大震災に関連するレポートや、参考情報等を順次掲載して参りますので、ご活用いただければ幸いです。

農林中金総合研究所は、農林漁業・環境問題などの中長期的な研究、農林漁業・協同組合の実践的研究、そして国内有数の機関投資家である農林中央金庫や系統組織および取引先への経済金融情報の提供など、幅広い調査研究活動を通じ情報センターとしてグループの事業をサポートしています。

The screenshot shows the homepage of the Norinchukin Research Institute Co., Ltd. (農林中金総合研究所). The header includes the logo, English and Japanese language links, a search bar, and navigation menus for HOME, Periodicals, Reports, and Company Information. The main banner features a green field and the text: "農林中金総合研究所 Norinchukin Research Institute Co., Ltd." Below the banner, there are three boxes: "農林水産業・食料・環境" (Agriculture, Forestry, Fisheries, Food, Environment), "農業組合・貿易会社" (Agricultural Cooperatives, Trading Companies), and "経済・金融" (Economy, Finance). At the bottom, there are sections for "お知らせ" (Announcements) with a list of recent news items, "定期刊行物" (Periodicals) with links to "農林金庫報" (Norinchukin Bank Bulletin), "金融市場" (Financial Markets), and "農中研 調査と情報" (Norinchukin Research Investigation and Information); and "コラム" (Column) with a link to "今月の農業" (This Month's Agriculture).

本誌に掲載の論文、資料、データ等の無断転載を禁止いたします。



農林金融

THE NORIN KINYU
Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2012年2月号第65巻第2号(通巻792号)2月1日発行

編集

株式会社 農林中金総合研究所／〒101-0047 東京都千代田区内神田1-1-12 代表TEL 03-3233-7700

編集TEL 03-3233-7759 FAX 03-3233-7791

発行

農林中央金庫／〒100-8420 東京都千代田区有楽町1-13-2

頒布取扱所

株式会社えいらく／〒101-0021 東京都千代田区外神田1-16-8 Nツアービル TEL 03-5295-7579 FAX 03-5295-1916

定価

400円(税込み) 1年分4,800円(送料共)

印刷所

永井印刷工業株式会社